

一般対策編

第1章 総 則

第1節 方 針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、笠松町の地域に係る災害の対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- (1) 町及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町災害対策本部の組織
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害情報に関する計画
 - ウ 災害防除に関する計画
 - エ 被災者の救助保護に関する計画
 - オ 災害時における教育に関する計画
 - カ 災害輸送及び災害対策要員に関する計画
 - キ その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

2 計画の修正

この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年総合的に検討し、必要があると認めた場合は、修正するものとする。

3 県地域防災計画との関連

この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり県計画に矛盾することのないよう定める。また、この計画に定めのない事項は、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。

4 計画の周知徹底

この計画は、各機関において平素から研究、訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関の対策に係る計画については、必要に応じ従事職員あるいは住民等にその周知徹底を図らなければならない。

5 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みの推進

この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 町本部とは、笠松町災害対策本部をいう。
- 2 町本部長とは、笠松町災害対策本部長をいう。
- 3 現地本部とは、笠松町現地災害対策本部をいう。
- 4 現地本部長とは、笠松町現地災害対策本部長をいう。
- 5 町計画とは、笠松町地域防災計画をいう。
- 6 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- 7 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- 8 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- 9 県支部とは、岐阜県災害対策本部岐阜支部をいう。
- 10 県支部長とは、岐阜県災害対策本部岐阜支部長をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
町本部	笠松町（総務課）
町本部長	笠松町長
町本部〇〇部〇〇班	笠松町〇〇部〇〇課
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
本部連絡員室	笠松町総務課
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県支部	危機管理政策課岐阜地域防災係
県支部長	岐阜地域危機管理官

第3節 防災機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 笠松町

- (1) 笠松町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助活動
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策

- (8) 被災町営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上
- (11) 災害時における交通・輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の応急対策
- (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (15) 防災活動促進のための公共用地の有効活用
- (16) 消防水利の整備

2 羽島郡広域連合消防本部及び消防団

- (1) 災害の警戒、防ぎよ、救助
- (2) 災害に対する広報
- (3) 避難誘導
- (4) 傷病者の救護、搬送
- (5) 火災原因及び損害調査
- (6) 防火査察、立入検査及び消防用施設の調査、指導
- (7) 消防通信、消防水利の点検
- (8) 気象情報の収集

3 岐阜県

- (1) 岐阜県地域防災計画に掲げる所掌事務
- (2) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務、又は業務の実施についての総合調整

4 指定地方行政機関

- (1) 気象庁（岐阜地方气象台）
 - ア 気象業務施設の整備
 - イ 気象資料の収集整理
 - ウ 気象予警報等の発表と伝達
 - エ 判定会招集連絡報及び大規模地震関連情報の通報
 - オ 地震情報の通報
- (2) 中部地方整備局木曾川上流河川事務所
 - ア 施設の整備と防災管理
 - イ 水害応急対策
 - ウ 被災施設の調査と復旧

5 自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊、航空自衛隊岐阜基地・小牧基地）

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災害情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

6 岐阜羽島警察署

- (1) 災害時における住民の避難指示、誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) NTT西日本株式会社岐阜支店
 - ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部笠松分区
 - ア 医療、助産、保護の実施
 - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ 義援金の募集配分
- (3) 日本郵便株式会社笠松支店
 - ア 災害時における郵便事業の運営の確保
 - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施
 - ウ 日本郵便株式会社笠松支店と笠松町における「災害支援協力に関する覚書」事項に関すること
- (4) 中部電力パワーグリッド株式会社各務原営業所及び岐阜営業所
 - ア 電力供給施設の防災対策
 - イ 災害時における電力供給
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (5) 東邦ガスネットワーク株式会社
 - ア ガス供給施設等の整備と防災管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (6) 東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
 - ア 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保
 - イ 災害時における応急輸送対策
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (7) 中日本高速道路株式会社
 - ア 中日本高速道路株式会社施設の防災管理
 - イ 被災施設の調査及び復旧
- (8) 岐阜羽島衛生施設組合
 - ア 災害時の可燃物等の処理
- (9) 木曾川右岸地帯水防事務組合
 - ア 水防計画の樹立と訓練
 - イ 水防施設、資材の整備と防災管理
 - ウ 水防活動
- (10) 羽島用水土地改良区
 - ア 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧

イ たん水防排除施設の整備と活動

(1 1) 羽島郡医師会

ア 医療及び助産活動の協力

イ 防疫その他保健活動の協力

(1 2) 羽島歯科医師会

ア 歯科医療活動の協力

8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合・農業共済組合

ア 町本部において行う農業関係の被害調査等応急対策への協力

イ 農作物等の災害応急対策についての指導

ウ 被災農家に対する融資又は斡旋

エ 農業共同利用施設の災害応急対策及び復旧

オ 飼料、肥料等の確保又は斡旋

(2) 病院等管理者

ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施

イ 災害時における病人等の収容及び保護

ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

(3) 商工会

ア 町本部において行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力

イ 災害時における物価安定についての協力及び徹底

ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力及び斡旋

エ 被災商工業者に対する融資又は斡旋

(4) 社会福祉協議会

ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資

イ 義援金品の募集及び配分

ウ ボランティア活動の推進

(5) 共同募金会

ア 義援金の募集、配分

(6) 社会福祉施設管理者

ア 避難施設の整備及び避難等の訓練

イ 被災時における入所者の保護

(7) 金融機関

ア 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

(8) 危険物、高圧ガス等取扱機関

ア ガソリン等危険物及び高圧ガスの防火管理並びに供給

(9) その他防災上重要な施設の管理者

ア 災害予防体制の整備

イ 災害時の応急措置

ウ 町その他防災機関の防災活動についての協力

第4節 町域の地勢と災害の概要

1 地形条件

本町は岐阜県の西南に位置し、北緯35度21分51秒、東経136度45分58秒にあって、岐阜、愛知両県を境とする木曾川右岸に沿い、東は各務原市、西は羽島市、南は木曾川を隔てて一宮市、北は岐阜市、岐南町にそれぞれ接した面積10,300k㎡の平たん地で羽島郡の西に位置し、町の形状は木曾川に沿って帯状に広がる多湿地で、南西部に養老山脈と伊吹山、北東部に金華山に囲まれた濃尾平野の東端に位置している。

2 気象条件

本町は太平洋式の気候に属し、夏は南東の季節風の影響を受けて温暖多湿であり、冬は、北西季節風の影響を受ける。雨は年間2,000mm近くに達し、特に6月、7月、9月に多い。

3 気象被害等

本町は地理的条件等から水害になる被害が大きいが、将来予想される災害の状況はおおむね次のとおりである。

(1) 水害

水害は、本町の地理的条件から木曾川によるものと、境川、三ツ目川の支派川によるものに大別することができる。

木曾川による水害は梅雨期等において堤防の崩壊のおそれは少ないが、伏流水による被害も予想される。

境川、三ツ目川による水害は過去において決壊溢水による被害は、昭和34年9月の伊勢湾台風、昭和36年6月の豪雨、昭和51年9月の豪雨等のような被害が予想される。

(2) 火災

火災は、本地域においては、特に近年消防力の強化及び対象物の消防設備の整備に伴い、大火災が発生していないが、台風、烈風時の特殊な条件下では、市街地一帯の大規模火災発生が予想される。

(3) 風害

台風による被害は沿海地帯に比べ軽微であるが、伊勢湾台風のような大型台風が接近通過する場合は、相当規模の被害の発生が予想される。

(4) 地震

本町における地震による大規模災害は、濃尾大震災のみであるが、他の災害と異なり、その発生予察あるいは、直接的な予防対策がないので、大規模な被害が予想される。

4 複合災害対策

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発を図るものとする。

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第5節 災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、町及びその他の公共機関相互の有機的連携を図るとともに、住民の協力により総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

1 笠松町防災会議

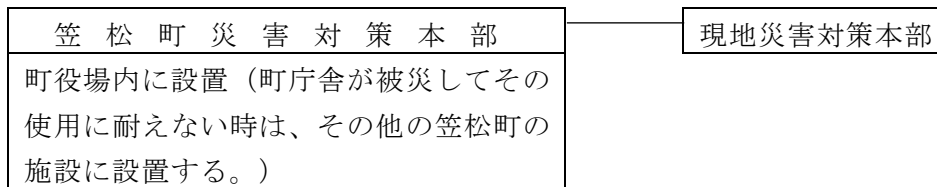
災害対策基本法第16条の規定により、笠松町の地域に係る地域防災計画の作成及びその対策の推進のため、笠松町防災会議を置く。（笠松町防災会議条例）

2 笠松町災害対策本部

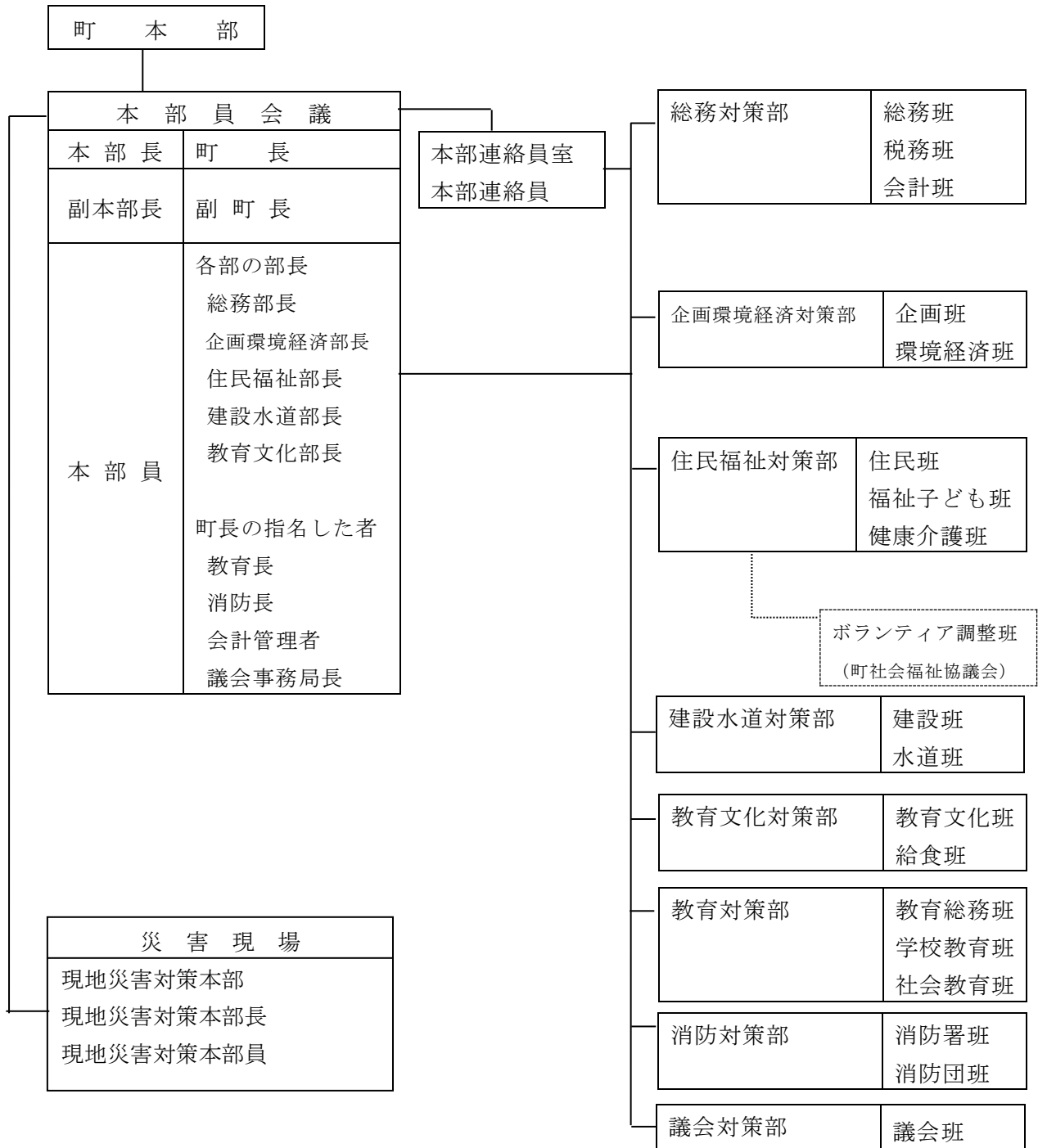
災害対策基本法第23条に基づく笠松町災害対策本部の組織は「笠松町災害対策本部条例」（昭和38年笠松町条例第7号）の規定に基づき、次に定めるところによるものとする。

(1) 系統及び編成

ア 笠松町災害対策本部、現地災害対策本部等の編成状況は、次のとおりである。



イ 笠松町災害対策本部及び現地災害対策本部の編成



3 分担任務

各組織の分担任務等は、次によるものとする。

(1) 町副本部長

町副本部長（副町長）は、町本部長を補佐し、町本部長に事故があるとき、又は町本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副町長を第1順位、総務部長を第2順位、企画環境経済部長を第3順位、住民福祉部長を第4順位、建設水道部長を第5順位、教育文化部長を第6順位とする。

(2) 本部の各部、各班

町本部に部及び班を設け、部に部長・副部長を、班に班長・副班長を置く。

部長は、本部長の命を受け部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

班長は、当該班の所属事項について、部長、副部長を補佐するとともに上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。

副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

班長の属する課等の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策に当たるものとする。

本部の各部及び各班別の分担任務は、別表1のとおりとする。

(3) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各部の部長及び本部長の指名した者をもって組織し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たるものとする。

(4) 本部連絡員及び部内連絡員

本部連絡員室は災害対策について、本部と各部班の連絡及び本部員会議の庶務等に関する事務の処理に当たるものとする。

本部連絡員室に室長を置き、室長は総務課リーダーの職にある者とする。

本部連絡員は次の各部のリーダーの職にあるもので、あらかじめ所属長の指名する者とする。

総務対策部 企画環境経済対策部 住民福祉対策部 建設水道対策部
教育文化対策部 教育対策部 消防対策部 議会対策部

本部連絡員は、町本部を開設したときは本部連絡員室に勤務するものとする。

ただし、災害の種類、規模等により本部連絡室長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

町本部各部内の連絡を図るため、各班に部内連絡員を置くものとする。部内連絡員は、各部において定め本部連絡員室長に通知しておくものとする。

ア 本表中連絡とは、おおむね次の事項をいうものとする。

(ア) 本部長等の命令・指示の伝達・連絡

(イ) 気象警報等の伝達・連絡

(ウ) 職員の動員通知

(エ) 情報の本部への報告及び本部情報の伝達

(5) 現地災害対策本部

現地本部は、町本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。

町本部長は、その都度現地本部長を任命し、現地本部員は現地本部長の要請に基づき、関係各部の長が所属部員の中から指名する。

現地本部長は、本部長の特命事項を処理するとともに、現地における関係防災機関等との連絡調整等にあたる。

現地本部員は、現地本部長の指示に基づき、現地における災害対策の推進にあたる。

別表1 笠松町災害対策本部各部・各班分担任務表

部 部長 (副部長)	班 班長 (副班長)	班を構成する課等	分担任務
総務対策部 総務部長 (会計管理者)	総務班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部事務に関すること。 2 本部長の秘書に関すること。 3 災害見舞い及び視察者等に関すること。 4 災害対策全般の連絡調整に関すること。 5 県本部との連絡調整に関すること。 6 災害時職員の動員及び派遣等に関すること。 7 災害情報及び気象情報等の収集及び伝達に関すること。 8 避難誘導に関すること。 9 町内会(自主防災会)その他各種団体の協力要請に関すること。 10 避難所開設について指示及び避難者状況の把握に関すること。 11 自衛隊の派遣要請に関すること。 12 広域応援要請に関すること。 13 防災ヘリコプターの応援要請に関すること。 14 災害時における防災無線の管理運用に関すること。 15 災害時の町有車両の確保に関すること。 16 災害時の輸送対策に関すること。 17 公共用施設(各課所管の施設除く)の被害調査及び応急対策に関すること。 18 被害関係文書等の受理、配送等に関すること。 19 その他、他班に属さない事項に関すること。
	税務班	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害家屋及び被害世帯の調査に関すること。 2 被害に伴う町税の減免に関すること。 3 他班の応援に関すること。
	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の出納に関すること。 2 災害時に必要な物品の出納に関すること。 3 義援金の受付、保管及び配布に関すること。 4 他班の応援に関すること。
企画環境経済対策部 企画環境経済部長	企画班 企画DX課長	企画DX課	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画環境経済対策部内の連絡調整に関すること。 2 災害予算等町財政に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 災害救助用物資の確保及び配給に関すること。 4 災害相談所の設置及び相談に関すること。 5 災害関係の広報及び記録撮影に関すること。 6 災害資料の収集、統計業務に関すること。 7 メディア対応・情報発信に関すること。 8 観光関係施設の災害対策及び被害調査に関すること。 9 他班の応援に関すること。
	<p>環境経済班 環境経済課長</p>	環境経済課	<ul style="list-style-type: none"> 1 環境衛生施設の被害状況に関すること。 2 災害時における防疫に関すること。 3 食品衛生対策に関すること。 4 災害時における遺体の取扱い、埋葬に関すること。 5 災害時におけるごみ及び清掃に関すること。 6 災害時におけるし尿処理に関すること。 7 仮設トイレの確保及び設置に関すること。 8 災害被害者用食料の確保に関すること。 9 災害時における公害対策に関すること。 10 農業関係の被害調査に関すること。 11 農作物の災害対策に関すること。 12 災害時における病害虫対策に関すること。 13 被災農業関係者の融資の斡旋に関すること。 14 商工業関係の被害調査に関すること。 15 被災商工業者に対する融資の斡旋に関すること。 16 他班の応援に関すること。
<p>住民福祉対策部 住民福祉部長</p>	<p>住民班 住民課長</p>	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う国民健康保険税の減免に関すること。 2 被災者台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること。 3 在留外国人に関すること。 4 他班の応援に関すること。
	<p>福祉子ども班 福祉子ども課長 (こども館長)</p>	福祉子ども課	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民福祉対策部内の連絡調整に関すること。 2 救護物資の確保及び配分に関すること。 3 災害弔慰金の支給に関すること。 4 被災者生活・住宅再建支援金の支給に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 5 災害援護資金の貸付に関すること。 6 社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 7 社会福祉施設の避難所開設の連絡調整に関すること。 8 災害救助法の適用及び実施に関すること。 9 高齢者、障がい者の安全確保に関すること。 10 保育所施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11 災害時の保育に関すること。 12 支援センター及び保育所施設の被害調査及び応急対策に関すること。 13 災害時の子育て支援及び保育に関すること。 14 遺体保護に関すること。 15 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 16 避難所の開設に関すること。
		福祉会館 こども館	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 赤十字奉仕団等との連絡調整に関すること。 3 避難所の開設に関すること。 4 災害見舞金の支給に関すること。
	健康介護班 健康介護課長	健康介護課 (福祉健康センター)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う介護保険料の減免に関すること。 2 被災者等への保健指導に関すること。 3 医師会等への応援要請及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 医療施設の被害調査に関すること。 5 避難所の開設に関すること。 6 他班の応援に関すること。
	ボランティア調整班 事務局長	町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉子ども班との連絡調整に関すること。 2 ボランティア受入れ及び調整に関すること。
建設水道対策部 建設水道部長	建設班 建設課長	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設水道対策部内の連絡調整に関すること。 2 道路、橋梁、河川、都市計画施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 建設業者との災害対策の連絡調整に関すること。 4 災害対策用資機材の収集及び輸送に関すること。 5 仮設住宅等の建設に関すること。 6 水防全般の対策に関すること。 7 電気、ガス等の災害対策に関すること。

			8 他班の応援に関する事。
	水道班 水道課長	水道課	1 上水道施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 下水道施設の被害調査及び災害対策に関する事。 3 飲料水の確保に関する事。 4 水質検査に関する事。 5 他班の応援に関する事。
議会対策部 議会事務局長	議会班 議会事務局長	議会事務局	1 町議会議員との連絡調整に関する事。 2 他班の応援に関する事。
教育文化対策部 教育文化部長	教育文化班 教育文化課長	教育文化課 中央交流センター	1 教育文化対策部内の連絡調整に関する事。 2 社会教育施設、体育施設及び教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。(郡二町教育委員会の所掌に関する事は除く) 3 学校との連絡調整に関する事。(〃) 4 学校の避難所の開設に関する事。(〃) 5 文化財等に関する事。 6 避難所の開設及び他施設との連絡調整に関する事。
		松枝交流センター(支所) 総合交流センター(支所)	1 施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 避難所の開設に関する事。
		歴史未来館	1 施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 他班の応援に関する事。
	給食班 給食センター所長	給食センター	1 災害時における学校等給食対策に関する事。 2 災害時における炊き出し対策に関する事。 3 給食センター施設の被害調査及び応急対策に関する事。
教育対策部 教育長	教育総務班 総務課長	羽島郡二町教育委員会 総務課	1 教育対策部内の連絡調整に関する事。 2 教育財産の被害調査及び災害対策に関する事。 3 学校施設に避難所開設の調整に関する事。 4 他班の応援に関する事。
	学校教育班 学校教育課長	羽島郡二町教育委員会 学校教育課	1 災害児童、生徒に対する応急教育対策に関する事。 2 災害救助用教科書等の支援に関する事。 3 児童、生徒の避難及び保護対策に関する事。 4 他班の応援に関する事。
	社会教育班 社会教育課長	羽島郡二町教育委員会 社会教育課	1 社会教育関係施設の避難所開設の調整に関する事。 2 他班の応援に関する事。

消防対策部 消防長 (消防団長)	消防署班 西消防署長	羽島郡広域連合 西消防署	1 職員の招集に関する事。 2 災害時の消防対策に関する事。 3 災害時の警防の対策に関する事。 4 災害時の救急活動に関する事。
	消防団班 消防団長	消防団	1 団員の招集に関する事。 2 災害時の消防活動に関する事。 3 災害時の水防活動に関する事。 4 災害時の警防の対策に関する事。 5 避難誘導に関する事。 6 人命救出、救護対策に関する事 7 水利施設等の被害調査に関する事。

備考

1. 特に、他班の応援に関し明記されていない班にあっても、必要に応じ他班の事項の応援をするものとする。
 2. 上記分担表にない事務については、本部長がその都度定めるものとする。
- ※副部長、副班長において、該当者がいない場合は空席とする。

第2章 災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本理念

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことに重点を置き、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に防災対策を実施していく。

自然災害による被害の軽減を図るには、行政による「公助」はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティ等による「共助」が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、災害による被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を実施するとともに、町、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対応できる防災協働社会の形成の推進に努める。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

町は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても町民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」防災訓練等に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定めた「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代への展開に努める。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における災害に対する備えについて促進を図る。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取入れた防災体制の確立

町は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大するため、笠松町防災会議の委員への任命など、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える

よう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。民間業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

また、関係機関及び企業等は、防災対策の検討等を通じて、平時からコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

町は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして町民の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(8) デジタル等新技術を活用した防災対策の推進

効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用

したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広くに検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用には、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1 消防施設・設備等

町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備及び改善を実施することにより有事の際の即応体制の確立を図る。

2 通信施設・設備等

町は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合においても通信を確保するため無線通信施設等を整備し、その機能と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるものとする。また、万一これらの施設等に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

3 水防施設・設備等

町は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資器材を備蓄する。

4 救助施設・設備等

町は、人命救助に必要な車両、担架等の救助用資器材及び救助用食料、生活必需物資等の物資について有効適切に運用できるように整備改善及び点検するものとする。

5 災害対策本部施設・整備

町は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、本庁舎が損壊による災害対策活動不能となることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図る。

6 迅速な参集体制の整備

町は、災害発生時、速やかに応急対策体制を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、参集経路の確認、参集要領の徹底により職員の安全を確保しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

7 防災拠点施設の整備

(1) 広域防災拠点施設の指定

町は、大規模災害発生時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する町広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

(2) その他、防災に資する公共施設の整備

町は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の安全確保等に努めるものとする。

第3項 災害に強いまちづくり

まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

防災・まちづくり・建設等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動すること

が重要であるため、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

1 地域住民に対する普及

町は、町民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、防災に関する講演会、研修会等、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の再生再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取りべき行動
- (3) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取りべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (4) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (5) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (6) 地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクと取るべき行動
- (7) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (8) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (9) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、町民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を町民に周知し、町民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 児童生徒等に対する普及

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関するマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（保育園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の対処要領を児童生徒等に理解させるため、実情に即した防災教育を行うとともに、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

3 職員に対する防災教育

町は、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、職員に対して防災に関する基礎知識、防災関係法令、地域防災計画、災害発生時の取るべき行動、各部課において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会等を実施する。

4 災害伝承

町は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

5 企業防災の推進

町は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6 防災訓練への積極的参加

町は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加についての啓発に努めるものとする。

第3節 防災組織整備

町の災害対策実施組織は、第1章第5節「災害対策本部の組織」に定めるところによるが、職員別の分担任務及び配備場所あるいは町区域内の他の防災関係機関の防災組織体制の整備は、次によるものとする。

1 町本部職員の配置

各部班は、災害時の職員別分担任務及びその配備場所等について定めておくものとする。なお、消防機関及び水防機関における職員の配置等については、第2章第10節「火災予防対策」及び「木曾川右岸地帯水防事務組合水防計画」の定めるところによるものとする。

また、町は、災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルート of 事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

2 事前措置等の代行

災害対策基本法に基づき町長が行う次の権限のうち、町長が報告を受けて、その執行をするいとまのない緊急を要する事項は、その場に居合わせる本部職員等が町長に代わって、その場で執行するものとする。

- (1) 避難の指示
- (2) 警戒区域の設定、その区域への立入禁止制限あるいはその区域からの退去命令

3 関係機関の防災組織の整備

土地改良区、農業協同組合等、町地域内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者は独自の防災体制を整備し、それぞれの応急措置の実施に万全を期するものとする。

4 総合的防災体制の整備

防災関係機関等は、次の事項に留意し、町地域の総合的な防災体制の確立及びその強化に努めるものとする。

- (1) 防災会議の活用
町は、防災会議を随時開催し、防災関係機関の連携の確保に資すること。
- (2) 応援協定等の締結
災害対策を実施する上で、他機関の協力又は応援が必要となる事項について、あらかじめ協定等の締結を行っておくこと。
- (3) 防災実働機関の連携体制の確立
消水防、避難誘導、社会秩序の維持等を迅速かつ的確に実施できるよう防災実働機関相互の連携について具体化しておくこと。

また、道路、公益事業施設等の応急作業に当たり、関係機関は、効率的に実施で

きるように相互連携を密にすること。

第4節 防災訓練

災害時において、災害応急対策を迅速、的確に実施するため、平常時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施し、逐年その内容を見直し、防災環境の変化に対応した実効性のあるものとするように努める。また、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。

1 訓練方法

町その他防災機関あるいは防災上重要な施設の管理者等は、訓練の目的を具体的に設定した上で水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。あわせて、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。

なお、訓練を実施するに当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 実施結果についての見直しと反映

訓練後には、評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うこと。

(2) 地域住民との連携

災害時における地域の災害応急活動等の重要性に鑑み、地域住民、自主防災組織、企業等に訓練への積極的な参加を求め、相互に連携した訓練の実施に努めること。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分に行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

2 総合防災訓練

町本部は、各部門別応急対策実施機関と合同して、おおむね次の対策を総合して訓練を実施するものとする。

訓練では、内陸型大規模地震を想定した訓練、東海地震を想定した予知情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にするとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。

- 気象警報等伝達訓練 ⇒ 関係防災機関
- 通信訓練 ⇒ 防災行政無線、その他関係機関

- | | |
|----------------|----------------|
| ○ 避難訓練 | ⇒ 警察、消防機関、学校等 |
| ○ 救助訓練 | ⇒ 消防、警察機関、自衛隊 |
| ○ 救護訓練 | ⇒ 医療機関 |
| ○ 炊き出し、その他救助訓練 | ⇒ 各奉仕団・自主防災組織等 |
| ○ 消・水防訓練 | ⇒ 消防・水防管理団体 |
| ○ 広域応援訓練 | ⇒ 災害応援協定締結機関 |
| ○ その他訓練 | ⇒ 関係機関 |

3 水防訓練

町、消防機関及び水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練に参加して実施するものとする。

(1) 実施の時期

洪水が予想される季節の最も訓練効果のある時期に実施するものとする。

(2) 実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施するものとする。

(3) 方法

地域ごとに定例訓練を実施するほか、随時幹部の水防工法その他関連する訓練と併せて講習会を実施する。

浸水想定区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを町長に報告するものとする。また、作成した計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告するものとする。

4 消防訓練

町及び消防機関は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部その他の団体及び市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施するものとする。

5 避難等救助訓練

消防機関は、避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、それぞれ関係の計画に基づき避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せて、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあっては、収容者の人命保護のため避難施設を整備させ訓練を実施させるものとする。

また、社会福祉施設における具体的な訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が樹立し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行うものとする。

6 地域住民の自主防災組織による訓練

災害の発生防止又は軽減を図るため、地域住民の自主防災組織による情報の収集及び伝達並びに出火防止、初期消火、避難誘導及び応急訓練実施の指導に努めるものと

する。

7 その他の訓練

災害応急対策実施者は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せて、又は単独で訓練を実施するものとする。

- (1) 災害警備
- (2) 気象情報等の伝達
- (3) 災害応急対策従事者の動員
- (4) 災害情報等の収集・伝達
- (5) 道路交通対策及び緊急輸送対策
- (6) 情報連絡員や応援職員等の派遣
- (7) その他

8 図上訓練

町は、少なくとも毎年1回以上消防機関、警察機関、学校等関係機関の協力を得て水害、火災等を想定した図上訓練を実施するものとする。

第5節 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る」という地域の人々のコミュニケーション連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 規模

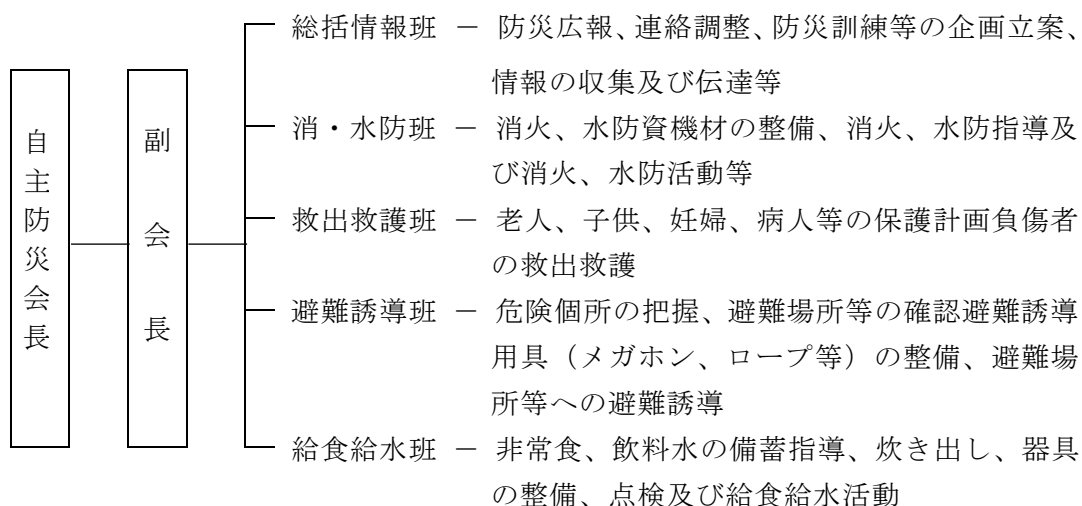
自主防災組織の規模は、その活動が円滑に行われるような規模とし、町内会、事業所等小集団を単位とする。

2 防災計画

自主防災組織の防災計画は、組織編成、平常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定めておく必要がある。

なお、自主防災組織が自発的に計画した防災計画が、災害対策基本法第42条第3項における「地区防災計画」としての性格をもつ場合、当該計画を地区防災計画の素案として町防災会議提案することができる。町は当該計画書が町防災会議に提案された場合は、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

ア 組織の編成



イ 平常時の活動

- (ア) 防災知識の習得・普及活動（講演会、研修会等）
- (イ) 防災地図の作成（地域の防災設備や災害危険性について、地図にまとめて住民に周知徹底）
- (ウ) 防災訓練の実施（情報収集訓練、消火、避難、救出救護、給食給水、物資供給）
- (エ) 生活必需品、防災資機材の備蓄（災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄）
- (オ) 避難行動要支援者の把握（ひとり暮らし老人、障がい者等の自力避難が困難な人の把握）
- (カ) 地域内の他組織との連携（地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動推進）

ウ 災害発生時の活動

- (ア) 情報収集伝達（地域内の被害状況、被災者のニーズを町等へ報告、防災関係機関提供情報を住民に伝達）
- (イ) 災害の初期的応急対策（初期消火等の拡大を防ぐための対策を講ずる）
- (ウ) 救出救護（救出用資機材による生埋め者の救出、負傷者の応急手当、救護所等へ搬送）
- (エ) 避難誘導（避難指示の伝達、避難所、経路の安全確保）
- (オ) 炊き出しや救助物資の配分の協力
- (カ) 避難行動要支援者の支援（ひとり暮らし老人・障がい者等の災害発生時の避難に特に支援を要するものの支援）

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提として避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

町は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

4 自主防災資機材の整備

町は、自主防災会の活動に必要な資機材の整備促進に努めるものとする。

○ 資機材の整備例

消火用具	消火器・バケツ・砂袋	救出・障害物除去用具	バール・ジャッキ・ノコギリ・掛矢・オノ・スコップ・ツルハシ・なた・ハンマー・ロープ・ペンチ・チェーンソー
救護用具	担架・救急医療セット・毛布	避難用具その他	強力ライト・標旗・腕章・ロープ・ヘルメット・テント・ビニールシート・ハンドマイク・ラジオ
給食・給水用具	釜・鍋・給水用水槽		

5 研修の実施

(1) 町及び防災関係機関等は、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

(2) 町は、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動ができ、防災に関する研修活動等に努めるよう指導するものとする。

(3) 町及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努め、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

6 消防団、交番等との連携強化

町は、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、町は、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ等の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

7 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

一定規模以上の施設、事業所等にあつては、消防法により消防計画を定め、自衛消防の組織を設置することとなっている。

ア 町は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実に指導するものとする。また、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織との連携強化を図るものとする。

イ 施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として被害の防止又は軽減に努めるものとする。

第6節 ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティア活動の必要性・重要性から、町はボランティア活動が円滑に行われるようその環境の整備を図る必要がある。そのため町は、日本赤十字社岐阜県支部、ボランティア調整班（町社会福祉協議会）や各種ボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、感染症対策の徹底等環境整備を図るよう努めるものとする。

ボランティア活動の環境整備は、次によるものとする。

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティア調整班（町社会福祉協議会）、日本赤十字社岐阜県支部、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民ボランティア意識の啓発、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

町は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 ボランティアの組織化推進

町は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を検討するものとする。

3 災害ボランティアの登録

町は、ボランティア調整班（町社会福祉協議会）が行う、迅速・円滑な災害救護ボランティア活動を可能にするための受入れ体制づくりについて、指導・支援するものとする。

なお、ボランティア調整班（町社会福祉協議会）は、次の要領で災害救護ボランティアの登録受付を行う。

(1) 対象者

ア 18歳以上で災害救護ボランティア活動が可能なもの

イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

(ア) グループ活動であること

(イ) グループに20歳以上の指導者がいること

(ウ) 原則として県内の活動に限ること

ウ 災害救助活動を希望するグループ又は団体

(2) 登録後の活動要請

次の場合に県社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害救護ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動推進

ボランティア調整班（町社会福祉協議会）は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、育成・研修、受入れ側との連絡調整を行い、ボランティア活動の推進を図る。

町は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援し、積極的に参画するものとする。

また、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを設置し、その育成に努める。

ボランティアコーディネーターの活動内容

- 1 ボランティアと要救護者の連絡・調整
- 2 ボランティア活動に関する助言・相談
- 3 ボランティアの発掘、登録、あっ旋

5 ボランティア活動拠点の整備

町は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器設備等の整備を図るものとする。

6 ボランティアの調整

町は、災害応急対策におけるボランティアが効果的に活動できるよう、災害対策本部にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備するものとする。

7 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、社会福祉協議会等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、ガレキ、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第7節 広域的な応援体制の整備

大規模災害にあっては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されることから、他地域からの応援が必要である。したがって、被災地においては、混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があるので、事前にこれを想定したきめ

細かい取り決めをした広域の応援体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は、支援をすることができるよう、地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

1 県外相互応援

- (1) 町は、同時に被災する可能性の少ない遠隔市町村や、県外の近隣市町村との災害時の相互応援協定等の締結に努め、広域応援体制の充実を図る。
- (2) 岐阜県が中部9県1市と相互応援協定が締結されたことから、協定県内の市町村の応援を県に要請する。
- (3) 現在町は埼玉県滑川町との間で県外相互応援協定を締結している。

2 県内相互応援

- (1) 広域消防相互応援体制
町は、消防組織法第21条の規定に基づき、消防に関し、相互に応援するため「岐阜県広域消防相互協定」を締結している。
- (2) 岐阜県及び市町村災害相互応援体制
町は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し、他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援をするため、県内全市町村による「岐阜県及び市町村災害相互応援協定」を締結している。
- (3) 現在町は白川町との間で相互応援盟約を締結している。

3 その他の応援体制

- (1) 緊急消防援助隊の設置
国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等により効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として「緊急消防援助隊」が設置される。
- (2) 緊急消防援助隊の活用
町内で発生した災害の初期消火・援助活動を迅速に行うため、国の緊急消防援助隊制度を町内の災害にも活用できるようにする。
- (3) 警察災害派遣隊の設置
国内の大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と自活能力を有する「警察災害派遣隊」が管区警察局単位等に設置される。
- (4) 広域航空消防応援
町は、消防組織法第24条の3の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請できる。

4 受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保

に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第8節 緊急輸送網の整備

災害情報の収集、人命救助、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、緊急輸送網を確保するとともに、防災関係機関の協力を得て、常に機能を有するように実態の把握をし、整備を図るものとする。

1 緊急離着陸場の選定

町は、緊急輸送手段として有効と考えられる場合のヘリコプターによる空輸、あるいは、ヘリコプターによる救命、救助の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設けるものとする。

2 ヘリポート等の整備

町は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、公共建築物や病院の屋上ヘリポート、高層建築物の屋上救助用スペースの設置指導を図る。

また、緊急離着陸場においてヘリコプターが安全に離着陸できるよう、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努めるものとする。

3 緊急輸送網のネットワーク化の確保

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

4 地域内輸送拠点の設置

町は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置するものとする。

町は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

5 緊急通行車両の周知・普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第9節 防災通信設備等の整備

災害の予防又は災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制の確立を図るとともに情報通信体制の多重化の整備を行うものとする。

1 町防災行政無線の整備

住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設及び災害現場、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設を備えているが、その機能の充実及び信頼性の向上に努める。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努める。

(1) 同報系無線通信施設

本部施設（親局施設） 設置場所：役場3階行政無線室
周波数：59.99MHz、68.55MHz
送信出力：1W（米野方面0.5W、門間方面0.5W）
受信施設（子局施設） 屋外拡声子局 設置場所：町内33局
戸別受信局 設置場所：全世帯、避難所

(2) 移動系無線局

本部施設（基地局施設） 設置場所：役場3階行政無線室
周波数：466.975MHz
送信出力：1W（米野方面0.6W、門間方面0.4W）
移動無線局 可搬、携帯：31台

2 消防無線の整備

消防機関は、災害時における通信の確保を図るため、無線通信施設の整備をする。

3 その他の通信網の整備

町は、通信の途絶を回避するため、通信手段の複数ルートの確保を図るものとする。

(1) アマチュア無線

県が平成9年2月24日に「アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定」を（社）日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と締結したのを受け、町においても管内アマチュア無線団体との個別協定を検討するなど、アマチュア無線の活用体制を整備する。

(2) インターネット等

町は、町内外へ被災地情報、支援情報、安否情報、生活情報等を提供するため、インターネット及び電子メールの積極的な活用を検討し、より有効な災害通信体制の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

J-ALERT（防災行政無線を利用したサイレン吹鳴、音声放送により、国が直接住民に緊急情報を伝達することができるシステム）が運用されていることから、庁内及び住民に対して、システムの内容及び対処方法などについて周知を図る。

(4) 岐阜県防災情報通信システム

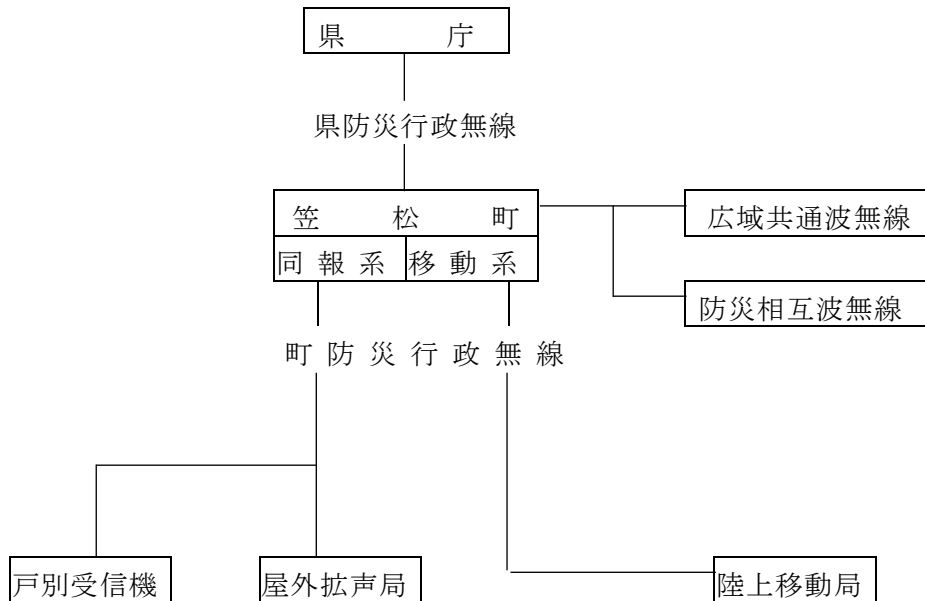
町は、災害発生時に民間通信事業者の回線が使用できなくなった場合であっても県、他市町、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との通信を確保するため、岐阜県防災情報通信システムを維持管理し、運用の習熟に努める。

(5) 公共安全モバイルシステム

平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収

集体制の整備を図るものとする。

無線通信系統図



町防災行政無線（同報系）受信局設備系統図

番号	名称	設置場所	ブロック名
1	米野墓地	米野642	下羽栗
2	日枝神社	米野480	
3	米野野畑	米野210	
4	スポーツ交流館	江川116	
5	下羽栗小学校	中野227	
6	水防センター	円城寺1631	
7	円城寺西栗屋	円城寺739	
8	円城寺集会所	円城寺1471	
9	円城寺下田	円城寺71-1	
10	円城寺栄町	円城寺1341	

笠松町役場

1 1	福 社 会 館	東陽町44-1	笠 松	
1 2	緑会館利用者駐車場	緑町71		
1 3	笠 松 駅	西金池町1		
1 4	笠 松 中 学 校	弥生町1		
1 5	笠 松 小 学 校	下新町87		
1 6	穴 太 部 神 社	上柳川町89		
1 7	厚 生 会 館	瓢町15		
3 3	笠 松 町 役 場	司町1		
1 8	北 野 神 社	田代289		松 枝
1 9	笠松町第3水源地	田代831-1		
2 0	長 池 公 民 館	長池58-1		
2 1	松 枝 小 学 校	長池642		
2 2	田 代 若 宮	田代1121-1		
2 3	福祉健康センター	長池408-1		
2 4	松 枝 保 育 所	北及1783		
2 5	運 動 公 園	北及1655-1		
2 6	松枝みなみ会館	北及33-2		
2 7	北 及 東 バ ス 停	北及376-1		
2 8	児 神 社	北及1100		
2 9	J A ぎ ふ	門間111		
3 0	北 門 間 会 館	門間522-1		
3 1	中 門 間 集 会 所	門間1489		
3 2	門 間 倉 庫	門間1883		

第 10 節 火災予防対策

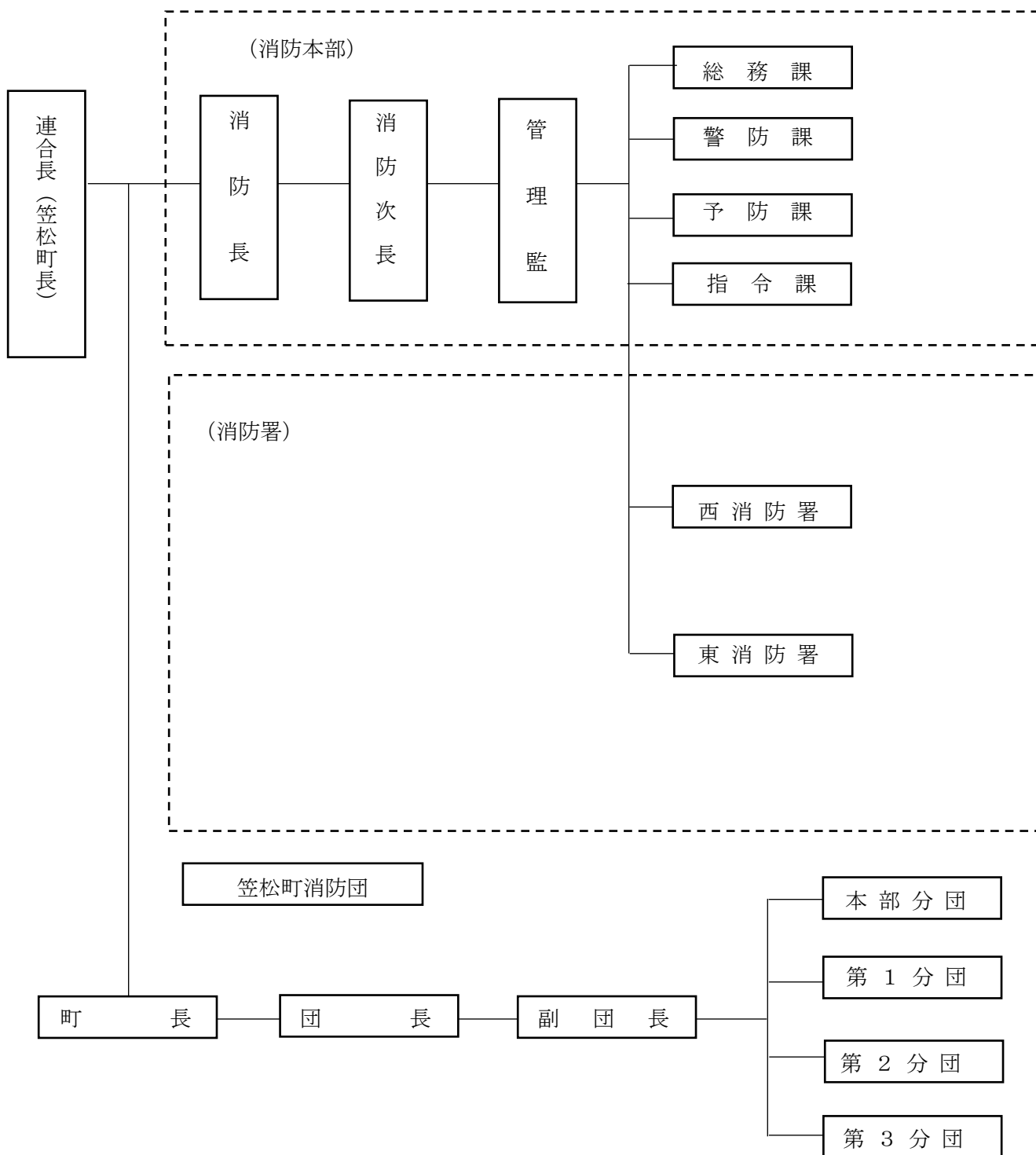
火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策は、次によるものとする。

1 消防組織の整備

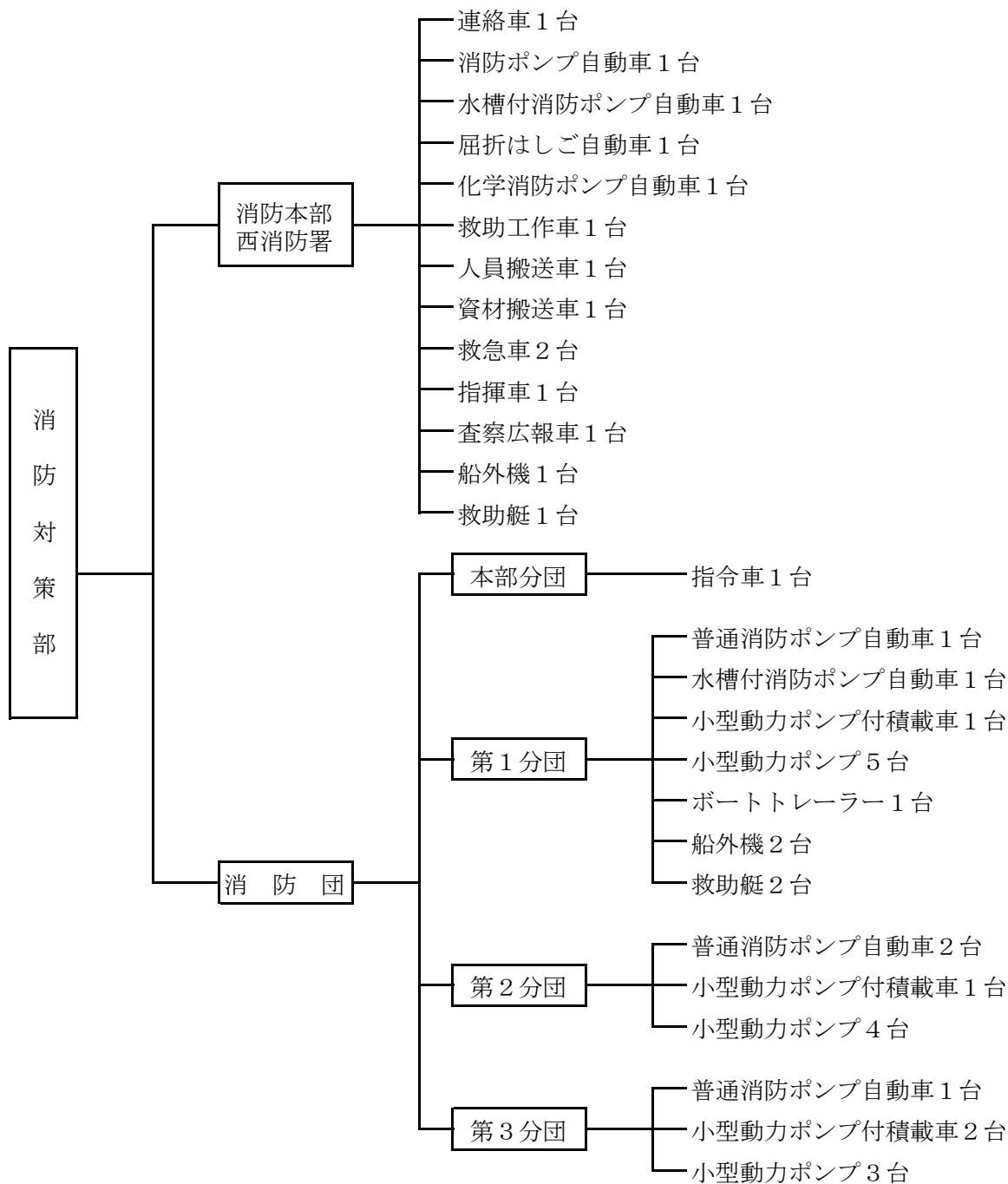
火災等の大規模化、複雑化に伴い高度の専門的知識と技術が要求され、加えて道路、交通、通信の発達により個々の市町村の境界に関係なく広域的に消防本部、署を設置するのがより効果的であるので、羽島郡広域連合消防本部により広域共同処理方式で消防力の充実が図られている。

さらに、消防力の効率化を図るためには、消防団員の人員確保に努め、両者の有機的連携を確保することを基本とし消防活動が、一体的に運用されるよう体制を確立するものとする。

(1) 平常時における組織
羽島郡広域連合消防本部



(2) 編成及び機械



(令和7年4月1日現在)

(3) 羽島郡広域連合消防本部の整備状況

	職員数	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	屈折はしご自動車	化学消防ポンプ自動車	救急車	救助工作車	消防指揮車	査察広報車	資材搬送車	連絡車	人員搬送車
消防本部	22人	台	台	台	台	台	台	台	1台	台	1台	1台
西署	27	1	1	1	1	2	1	1		1		

(令和7年4月1日現在)

(4) 消防団の現況

分団数	消防団員数		普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	救助艇	指令車	小型動力ポンプ	船外機	レーラー	ボート
	定員	実員									
4分団	人 120	人 90	台 4	台 1	台 4	艇 2	台 1	台 12	台 2	台 1	

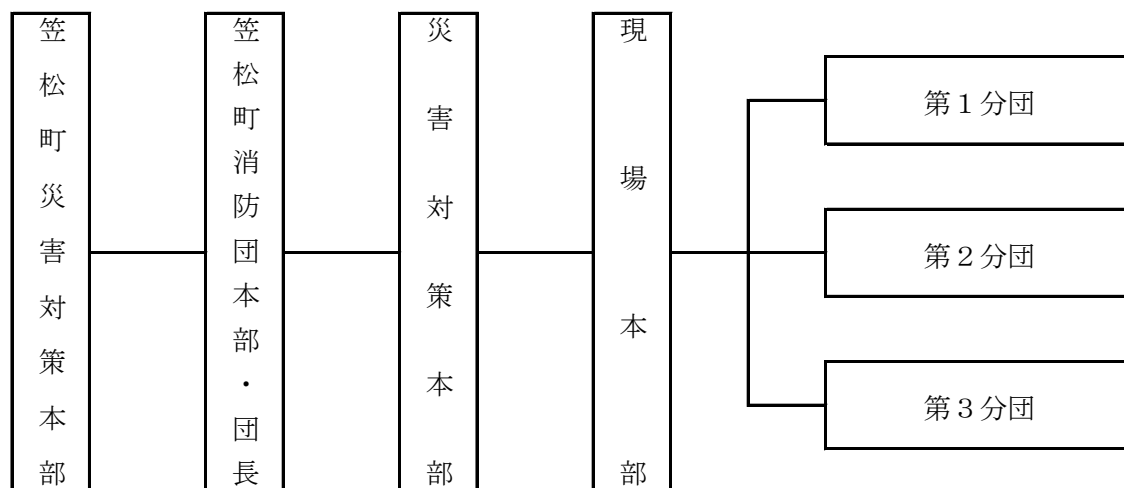
(令和7年4月1日現在)

(5) 消防団の陣容

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	人 1	人 3	人 2	人 2	人 3	人 7	人 12	人 25
1分団			1	2	3	7	12	25
2分団			1	2	4	8	17	32
3分団			1	2	5	3	12	23
計	1	3	5	6	12	18	45	90

(令和7年4月1日現在)

(6) 分団組織



(7) 分団任務

分 団	班 名	班 長	副 班 長	
本 部	災害対策 本部詰	副団長	分 団 付 本 部 員	1 西消防署との連絡調整 2 現場本部との連絡調整
	現地本部	副団長	分 団 付 本 部 員	1 災害対策本部及び現場との連絡調整 2 西消防署、各分団、他市町消防団等 の連絡調整 3 確実な情報を災害対策本部へ適宜通 報 4 原因調査、被害調査、負傷者、機械 器具の損傷調査等の報告 5 人命救助、被救助者、財産保護等の 諸指導 6 団本部旗、高張提灯の設置 7 その他団長の命により適宜災害現場、 現地本部での活動
第 一 分 団		分団長	副分団長	1 災害に関する全般 2 出動、訓練 3 機械器具施設の整備と管理 4 現場本部との連絡調整 5 各分団事業の実施
第 二 分 団		分団長	副分団長	同 上
第 三 分 団		分団長	副分団長	同 上

2 消防施設等の整備

本町の消防活動は、羽島郡広域連合消防本部と町全域において編成されている町消防団が、火災及びその他の災害予防と被害防止に努めているが、消防施設及び資機材を逐次整備し、消防活動の万全を期するためおおむね次の計画を実施するものとする。

(1) 消防ポンプ等機械の整備

消防車両等は、国の示す消防力の基準を考慮し、それぞれ消防施設整備計画によって年次整備し、装備の高度化、近代化等機械力の充実強化に努めるものとする。

(2) ホース等消防用器具の整備

消防ポンプ等機械力の強化と平行してホース等の増強を図るとともに、当町に対応する近代器具を逐年整備し、火災による被害防止と人命救助に努めるものとする。

(3) 消防水利の整備

消防水利の整備については、国の示す基準に基づき計画的に逐年整備し、消火栓と防火水槽との適当な組み合わせによる消防水利の多元化に努めるものとする。

○ 町における消防水利状況

種 別	防 火 水 槽		消 火 栓	プ ー ル 等
	4 0 m ³ 未満	4 0 m ³ 以上	公 設	
合 計	1 1 4	2 5	3 0 7	4

(令和7年4月1日現在)

(4) 消防施設の整備保全計画

消防用機械器具及び施設の保全については、消防本部及び署にあっては、別に定める規定により維持管理するものとし、消防団にあっては、次により実施するものとする。

ア 消防用器具の保全

消防団は、各分団ごとに毎月1回機器の点検を行い、その保全に努め、災害発生に係る出動に備えるものとする。

イ 消防水利の保全

消防団は、各分団ごとに常時管轄区域内の消火栓及び貯水槽の点検を行い、消防水利の保全に努めるものとする。

(5) 地震対策用施設の整備

地震火災に対処するため、建物の倒壊、地割れによる市街地の交通障害物等を考慮して、消防ポンプ自動車のほかに小型動力ポンプの充実に努め、その他応急工作用具を備え付け、あるいは消火栓使用不能時における水利として耐震性貯水槽の設置、その他水利の開発、人命救助のための諸器具の整備に努めるものとする。

(6) 消防通信施設の整備

火災の早期通報と適切な消防活動を行うための消防無線電話、消防専用電話等を整備するものとする。

消防本部及び署にあっては、別に定める規定により行うものとする。

3 点検整備

消防隊員の職務遂行に必要な諸般の状況を検査し、消防活動に際して有効適切な措

置を執らせるため、次の点検を行うものとする。

(1) 特別点検

特別点検は、消防業務の万全を期することを目的とし、年1回以上訓練礼式、消防操法、消防演習及び機械器具について点検を実施する。

(2) 現場点検

火災等の消防活動又は消防作業等の終了後、人員及び機械器具等について点検を行い、その結果を現場本部長に報告するものとする。

4 地水利調査

消防活動を実施するために、必要な地形、地物、道路及び水利等に関する次の地水利調査を実施し、消防機械等の配備及び出動計画等を検討し、消防活動の一層の適正迅速化の推進に努めるものとする。

(1) 消防地理調査

- ア 地形・地物
- イ 道路・橋
- ウ 河川
- エ 建物
- オ 水防を要する施設物
- カ その他災害防ぎょ上注意を要する箇所

(2) 消防水利調査

- ア 消火栓
- イ 貯水槽（池）
- ウ 河川
- エ 池水
- オ プール
- カ その他消防水利として使用できるもの

5 予防査察計画

消防法に基づき防火管理者を定めなければならない防火対象物及び消防用設備の設置を義務づけられている防火対象物並びに危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の予防査察は、羽島郡広域連合消防本部において実施しているので、その他の防火対象物の予防査察については、消防団で年1回以上住民の協力を得て実施するものとする。

6 消防団員教養訓練計画

消防団員の資質向上と学術、技能の修得並びに体力の錬成を図り、もって迅速的確な消防活動を遂行し得るよう、次のとおり教養訓練を実施するものとする。

(1) 訓練礼式

新入団員、幹部等に分け、訓練、礼式について年1回程度行う。

(2) 自動車ポンプ操法と小型動力ポンプ操法との要員を区分して、分団ごとに期日を定め適宜実施する。

(3) 実戦訓練

火災等を想定して、全団員による招集、出動、火災防ぎょ等、総合的に実戦に即した訓練を年1回以上実施するものとする。

(4) 非常招集訓練

火災に対して団員が所定の場所に早々に集合するための非常招集訓練を年1回程度実施するものとする。

7 住民に対する火災予防等の徹底

火災の発生を防止し、被害の軽減を図るため、住民に対し防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、次のとおり周知徹底を図るものとする。

(1) 関係機関の協力

地域住民に対する火災予防の普及及び初期消火体制の万全を期するため、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の結成とその育成を促進するとともに、消防機関等が行う訓練に参加を求め、火災予防の普及徹底を図るものとする。

(2) 火災予防広報

ア 広報紙に防火等に関する知識を掲載する。

イ 町内会（自主防災会）及び女性団体に消火器取扱訓練等の実施を要請する。

ウ 異常気象時、その他必要の都度、広報車及び消防車等により防火パトロールを実施する。

エ 春秋2回の「火災予防週間」を効果的に推進する。

第11節 水害予防対策

洪水による水害を防止するための必要な水防組織及び施設の整備並びに訓練の実施等は、木曽川右岸地帯水防事務組合水防計画によるものとするが、水害と関連のある予防対策は、次によるものとする。

1 道路、橋梁の維持補修

洪水時における道路及び橋梁の保全を図るため、次により維持補修に努めるものとする。

(1) 毎出水時に計画を立てて、次の事業を実施する。

ア 側溝整備

イ 水溝の浚渫工事（水路、水溝の浚渫工事によるたん水予防）

(2) 出水期に流失又は埋没のおそれがある橋梁、暗渠に対し、地元住民に警戒を依頼するとともに標識を設置する。

(3) 水防資機材の整備

洪水時に対処するため、平常時において水防資材の確保及び整備に努めるものとする。

2 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

このため、町は、国や県から提供される水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域図等）や水位計の設置に伴う避難判断の参考となる水位などの提供される情報を活用し、水害に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

3 防災知識の普及

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

町は、地域の防災力を高めていくため、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

第12節 渇水等予防対策

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（町等が運営する飲料水

供給施設を含む。以下「施設」という。)等に対する予防対策は、次によるものとするが、各施設の管理者等は、飲料水の確保を図るため、生活水の需給計画を策定するとともに、施設の改善整備に努めるものとする。

なお、災害等における飲料水の供給は、第3章第17節「給水活動」の定めるところによるものとする。

1 現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、利用者の日常生活を混乱させることのないよう努めるものとする。

2 水道等の普及

町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めるものとする。

3 渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次によるものとする。

(1) 広報

広報活動は、次のいずれかにより実施するものとする。

- テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- 広報車、町防災行政無線等の活用
- インターネットの利用

(2) 給水

給水活動は、本計画の定めるところにより実施するものとする。

なお、給水活動の内容については、第3章第17節「給水活動」を参照すること。

4 給水資機材の確保等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水タンク（搭載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努めるものとする。

5 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が、当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあつては、岐阜市・羽島市・岐南町との上水道相互連絡管設置に関する協定及び岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、他の市町に対し応援等を要請するものとする。また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、各関係機関と密接な連絡を取り、実施するものとする。

6 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によっても、なお、飲料水の確保ができないときは、町は、第3章第2節第6節「自衛隊派遣要請計画」に基づき自衛隊の災害派遣による給水を知事に要請するものとする。

第13節 観光施設等の予防対策

観光施設等に関する災害予防対策は、次によるものとする。

1 責任体制の整備

観光施設等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、各施設ごとに防災責任者を定め平常時から危険個所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておくものとする。

2 気象予報警報等の把握と避難

各管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象等の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、警察機関等との緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」「避難順路」等を表示して利用者の早期避難に努めるものとする。

3 町本部との連絡体制の整備

各管理者は、観光施設に危険が予想されるとき町の町本部との連絡体制を整備しておくものとする。また、町本部は、気象予報警報等の情報を覚知したときは、その情報を管理者に伝達するよう努めるものとする。

第14節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の町民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難者における良好な生活環境の確保に努める。

1 避難マニュアルの策定

避難情報の発令に際しては、当計画に定めるほか、別に定める「避難指示等の判断・伝達マニュアル」により、住民に対して避難のための指示を周知徹底する。

町は、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、マニュアルに沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては子どもを含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、町は、子どもを含む住民が自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

また、報告を受けた町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。

町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

3 避難場所・避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとし、町における指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所は別表2のとおりとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータルサイト等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結するよう努めるものとする。

また、指定避難所の指定やマニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から町民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は災害が発生し又は発生のおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図るものとする。

自主防災会は避難所への組織的な移動を円滑に行うためあらかじめ指定緊急避難場所の確認をし、災害時には参集できるよう平常時より努める。その際、洪水など、被害想定区域が広範囲となる災害種別においては、地区内に指定緊急避難場所が設定できない場合もあることから、垂直避難等も必要になることに留意する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定避難所の指定

町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模の有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保

に努めるものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

町は、避難所の運営を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容も踏まえ、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(4) 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

4 在宅避難者等の支援

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

5 車中泊避難者の支援

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

6 避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

7 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害対象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。

また、気象情報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規程等を整備するように努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水情報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

8 避難情報の助言にかかる連絡体制

町は、避難情報については解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9 浸水想定区域における避難確保のための措置

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川等として指定した河川に加え、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができる河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。）、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

また、県は、その他河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な手法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から

必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等に加え、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができる排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定のあったときは、町計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

町長は、町計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

10 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所に移動する

「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

1.1 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

1.2 避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

1.3 避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

1.4 デジタル技術を活用した被災者支援

町は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。

町は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、県

民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。

第15節 必需物資の確保対策

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、次によるものとする。

1 災害対策物資の備蓄

(1) 備蓄の基本的事項

大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによるものとする。また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(2) 災害発生初期の備蓄の対応

災害発生初期については、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後3日分の生活に必要な食料・物資等は原則として個人が備蓄するものとする。

なお、町は、その啓発に努めるものとする。

(3) 町の備蓄

町の備蓄は、備蓄経費の削減を図るため、流通備蓄（流通在庫調達）によるもののほか、災害発生直後に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を計画的に備蓄するものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

○ 町の主な災害用物資等備蓄状況（令和7年4月1日現在）

アルファ米	乾パン	パン	水 (1.5ℓ)	災害時用 トイレット	段ボール製 トイレ	マンホール式 トイレ	簡易トイレセ ット
9,130	3,120	1,584	9,057	34,900	75	30	14
応急救護 セット	段ボール パーテーション	間仕切り セット	屋根付き パーテーション	はそり付 ガスコンロ	カセット コンロ	毛布	アルミヒート ブランケット
9	50	287	12	7	47	2,552	1,490
レスキューシ ート	タオル	湯たんぼ	インバーター 発電機	発電機 (ガソリン)	発電機 (ガス)	蓄電池	コードリール

2,199	850	100	13	20	2	4	18
ブルーシート	避難所マット	エアーマット	段ボールベッド	大型扇風機	サークルライト	投光器	テント (2間×3間)
914	139	979	50	23	10	11	25
テント (2間×4間)	簡易テント (3m×6m)	簡易テント (3m×3m)	ハンドパレットトラック	大型水槽	組立水槽	給水袋	浄水器
19	12	1	3	10	13	3,200	5
動物キャリー ケージ	担架	消毒液 (0)	マスク	体温計 (非接触型)	体温計 (接触型)	防護服	高機能 防護服
3	13	351	8,400	19	8	270	6
手袋	医療用メガネ	おむつ (高齢者用)	おむつ (乳幼児用)	生理用品	分娩キット	哺乳瓶	液体ミルク (200ml)
1,200	67	2,472	2,160	5,724	1	50	240

燃料、発電機等復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合は関係機関等との連携に努める。

2 食料及び生活必需品の確保

(1) 町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。

ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に避難行動要支援者等のニーズを十分配慮する。）

イ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結による確保

大量調達が可能である販売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。

ウ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結による要請

エ 炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設、自衛隊等）

(2) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努めるものとする。

ア 3日程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）

イ アのうち、非常持出品の準備〔2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等〕

ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）

(3) 病院、社会福祉施設、企業及び事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛けるものとする。

3 飲料水の確保

(1) 町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。

ア 岐阜市・羽島市・岐南町との上水道相互連絡管設置に関する協定及び岐阜県水

道災害相互応援協定に基づく他の水道事業者との協力体制の強化

イ 応急給水用資機材等の整備（給水タンク、ろ過装置、給水車）

ウ 湧き水、井戸水等の把握

エ 水道工事事業者等との復旧協力体制の確立

オ 復旧資材の整備

カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

(2) 住民は次のとおり、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努めるものとする。

ア 家庭における貯水

(ア) 1人1日3リットルを基準とし1世帯人数の3日分を目標に貯水する。

(イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ウ) 貯水する容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

(ア) 給食給水班の編成

(イ) 地域の井戸等の水質検査等による飲料水の確保

4 防災資機材の確保

(1) 防災資機材の充実強化

町は、防災資機材の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材の備蓄

イ 重機類借上げ等に関する協定の締結

ウ 化学消火剤等の備蓄

(2) 地域における防災資機材の備蓄

町は、備蓄倉庫等を整備し、自主防災活動の充実に努めるものとする。

5 緊急輸送拠点の整備

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

6 物資支援・必要資機材の事前準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

7 支援物資の輸送体制の整備

町は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者、傷病者、外国人等の災害対応能力の弱い者（「要配慮者」という。）の内、特に避難支援を要する避難行動要支援者の安全確保のための対策は、本計画及び避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に定めるところによるものとする。なお、社会福祉施設の避難誘導救助訓練については、本章第4節「防災訓練」の定めるところによるものとする。

1 基本方針

近年、要配慮者が災害の発生時において犠牲になるケースが多くなっている。今後、高齢化により高齢者等の要配慮者数はますます増加することが予想される。町社会福祉施設等の管理者等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者支援体制を確立するものとする。なお、支援体制の確立に当たっては、災害発生時における避難、支援等について要配慮者を優先させる等、要配慮者に配慮した体制の確立を図るものとする。

2 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者とは災害時に、自力での情報収集や安全な場所への避難が困難であり、地域の支援が必要である要配慮者のことで、町では次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険における要介護3以上の認定者
- (2) 障害者手帳所持の方（1級又は2級）
- (3) 療育手帳所持の方（A1・A2）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳所持の方（1級）
- (5) ひとり暮らしの高齢者の方（65歳以上）
- (6) 高齢者世帯の方（65歳以上の高齢者のみ世帯）
- (7) その他災害時に支援が必要となる幼児、妊婦等

3 避難行動要支援者名簿の作成

- (1) 避難支援等関係者

次の者を避難支援等関係者とする。

- ア 笠松町自主防災会協議会
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 消防機関（羽島郡広域連合西消防署・笠松町消防団）
- エ 岐阜羽島警察署
- オ 笠松町社会福祉協議会

- (2) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次のとおりとする。

- ア 名簿に記載する個人情報
 - ・氏名（ふりがな）
 - ・性別
 - ・生年月日
 - ・住所又は居所

- ・電話番号その他の連絡先
- ・緊急連絡先
- ・避難支援等を必要とする理由
- ・その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に定める方法により次のとおり整備する。

(ア) 町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町関係部局より対象者情報を集約する。

(イ) 町は、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要である場合には、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する。また、支援を希望する者については、随時登録を受け付け、情報に変更があった者に対しても、その内容を随時更新する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(4) 名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者に次の措置を講じる。

ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難支援等関係者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報がむやみに提供及び利用されないように努める。

ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 避難行動要支援者名簿は施錠可能な場所に保管する。

オ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製しない。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱うものを限定する。

キ 避難行動要支援者名簿の取扱状況を定期的に報告させるよう努める。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催するなど、個人情報の取扱いに関する知識の普及に努める。

(5) 円滑な避難のための立退きができるための通知又は警告の配慮

町は避難行動要支援者の円滑な避難が行えるように次のとおりの配慮を行う。

ア 避難情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。避難支援等関係者が避難行動要

支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を推進できるよう、その発令及び伝達にあたり、次のことを配慮する。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、的確に伝える。
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ・高齢者や障がい者にあつた、必要な情報を選んで流す。

イ 多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線による情報伝達に加え、あんしんかさまつメール、緊急速報メールの活用など、複数の手段を組み合わせて情報伝達を実施する。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は平素から多様な情報伝達の手段の確保に努める。

(6) 避難支援等関係者への安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

このため町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲避難支援等を行えるように避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次のとおり計画する。

ア 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

イ 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたり、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合つて、ルールを決め、計画を作り、周知する。

ウ 避難行動要支援者個人に対し、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について説明をし、避難支援等関係者は全力で助けようと努めるが、助けられない可能性もあることを理解してもらうように努める。

4 個別避難計画

町は、町計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地における危険箇所の状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル

技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

町は、町計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な押領をするものとする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

5 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

6 施設、設備の整備

(1) 町は、避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報、避難誘導等の施設、設備の導入及び普及に努め、また、避難地、避難経路等の整備を図るものとする。

(2) 町は、避難行動要支援者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(3) 町は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努めるものとする。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。

さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討するものとする。

7 地域ぐるみの体制づくり

災害発生時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生委員、地域住民等との連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と避難行動要支援者支援マップの整備・充実による避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における迅速・的確な情報伝達、救助等の体制づくりを進めるものとする。

8 人材の確保とボランティア活用

避難行動要支援者の支援に当たり、避難所での介助者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用と活動の支援策に努めるものとする。

9 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

イ 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備

ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進

エ 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及

オ 外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化を推進する。

カ 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

キ インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた多言語による災害情報等の提供

また、避難所等で必要な場合は、語学ボランティアを手配する。

(1) 語学ボランティアの主な活動

ア 負傷者の応急手当等の際の通訳

イ 町が実施する各種応急対策の内容の説明

ウ その他被災外国人の意思の伝達

10 浸水想定区域内における要配慮者利用施設等の避難対策

浸水想定区域内において、水防法第15条に規定されている施設は次のとおりである。

(1) 要配慮者利用施設

浸水想定区域内における要配慮者利用施設は表のとおりである。施設の所有者又は管理者は下記の措置を取らなければならない。

ア 計画の策定

避難確保計画を作成し報告するとともに公表する。

イ 防災訓練等の実施

避難確保計画に基づき防災訓練を実施する。

ウ 自衛水防組織

避難確保を実施するための自衛水防組織を置き、報告、公表する。

◆笠松地域

施設名	所在地	決壊想定河川	電話番号
第一保育所	上新町172	木曾川、長良川、 境川・新荒田川、新境川	387-2664
放課後等デイサービス ココアート	下新町67-1	木曾川、長良川	338-3454
かさまつデイサービスセンター	下新町67-1	木曾川、長良川	216-9780
笠松小学校	下新町87	木曾川	388-0101
笠松放課後児童クラブ	下新町87	木曾川	090-1413-6821
笠松保育園	西宮町44- 2	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	387-2947
ベスト笠松 さくらの里	上本町62	木曾川	322-2901
グッデイすぎない	二見町15-1	木曾川、長良川、 境川・新荒田川、新境川	387-7101
いきいきリハビリテーションセンター	奈良町119	木曾川、長良川、 境川・新荒田川、新境川	372-2605
笠松中学校	弥生町1	木曾川、長良川、 境川・新荒田川、新境川	387-2442
特別養護老人ホーム 銀の郷	美笠通3-8	木曾川、長良川、 境川・新荒田川、新境川	388-2150
こども館	桜町93	木曾川、長良川、 境川・新荒田川、新境川	388-0811
キッズボンド笠松	東金池町13 8-2	木曾川、長良川、 境川・新荒田川、新境川	372-9812

◆松枝地域

施設名	所在地	決壊想定河川	電話番号
松波総合病院	田代185-1	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	388-0111
松波総合病院 介護老人保健施設	田代185-1	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	388-0322
託児所エンゼル	田代225-4	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	
えすく笠松	田代254-2	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	260-8140
スマイルハウス笠松	田代354-1	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	090-7673 -8380
特別養護老人ホームパーク笠松園	田代621-1	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	388-5224

ナーシングホームからふるかさまつ	田代1088-1	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	260-9511
笠松いきいき倶楽部	長池352-1	木曾川、長良川	372-3510
サービス付き高齢者向け住宅 ア ライブ	長池352-1	木曾川、長良川	372-3510
笠松幼稚園	長池377	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	388-1651
グループホームこはる	長池443	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	388-4990
りらいぶ笠松	長池489-8	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	201-7788
サービス付き高齢者向け住宅 ゴ ールドエイジ笠松	長池513-1	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	052-588- 2060
松枝小学校	長池642	木曾川、長良川	388-2551
松枝放課後児童クラブ	長池642	木曾川、長良川	090-6808-9254
ナーシングホームいちる笠松	長池1673	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	216-8750
笠松双葉幼稚園	北及66	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	387-9155
松枝保育所	北及1783	木曾川、長良川	387-2298
ニチイケアセンター岐阜南	北及1811	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	388-7325
心音ケアセンター笠松	北及1825	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	322-9670
アクティブトレーニングセンター	門間46-2	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	387-0054
羽島クリニックショートステイ	門間582	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	388-7337
ビ・アバンス門間	門間582	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	388-7337
さん・さん笠松	門間1175-2	木曾川、長良川、 境川・新荒田川	216-7033

◆下羽栗地域

施設名	所在地	決壊想定河川	電話番号
日輪の郷 一笑	円城寺620	木曾川、長良川、 境川・新荒田川、新境川	216-6525
ふれあい介護医療院	円城寺933	木曾川	387-7350

グループホーム 昭和館まどか	円城寺947-1	木曾川、長良川、境川・新荒田川、新境川	387-8803
ハートピア	円城寺964-1	木曾川、長良川、境川・新荒田川、新境川	388-1677
ちびっこハウス	円城寺966	木曾川、長良川、境川・新荒田川、新境川	388-3300
愛生病院	円城寺971	木曾川、長良川、新境川	388-3300
愛生介護医療院	円城寺971	木曾川、長良川、新境川	388-3300
下羽栗小学校	中野227	木曾川	387-3123
下羽栗放課後児童クラブ	中野227	木曾川	090-6808-9860
下羽栗保育所	無動寺228	木曾川、新境川	387-2496
みそらデイサービス	米野243	木曾川	387-6020
くらふとスポーツキッズ	米野429	木曾川、境川・新荒田川、新境川	247-6711

*決壊想定河川については、令和2年3月作成の「笠松町洪水ハザードマップ」によるもの

(2) 大規模工場等

笠松町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例第2条の基準以上で町に申出があった施設については下記の措置を取らなければならない。

ア 計画の策定

浸水防止計画を作成し報告するとともに公表する。

イ 防災訓練等の実施

浸水防止計画に基づき防災訓練を実施する。

ウ 自衛水防組織

浸水防止を実施するための自衛水防組織を置き、報告、公表する。

(3) 情報伝達体制の整備

上記の施設における情報伝達手段は、電話・FAX・電子メール等を利用するものとし、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、関係機関等と連携して、情報伝達体制の整備を図り、情報の共有に努めるものとする。

また、避難行動要支援者の支援を地域が主体となって推進していくため、「避難行動要支援者支援対策マニュアル」を作成し、避難行動要支援者対策を強化するものとする。

1.1 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

町地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町

長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

第 17 節 応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

1 供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるものとする。

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校教育活動に十分配慮するものとする。

2 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

災害時における被災者用の住宅として利用可能な民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。また、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と強化を図るものとする。

第 18 節 医療・助産救護体制の整備

町は、医療・助産救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために、必要な医療・助産救護体制の整備拡充を図るものとする。

1 医療・助産救護活動体制の確立

町は、関係機関と調整し、災害時の医療・助産救護を実施するため、自主防災組織の活用と医療・助産救護活動体制の確立を図る。

2 医薬品等供給体制の確立

町は、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立を図る。

3 地震災害等医療救護計画の策定

町は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

第 19 節 防疫対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

1 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図るものとする。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図るものとする。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図るものとする。

第20節 建築物災害予防対策

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

1 建築物防災知識の普及

町は、建築物防災知識の教養普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、広報紙、インターネットの活用、説明会等によって行うものとする。

2 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、「第2章第10節 火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努めるものとする。

(2) 防火管理者の選任

消防法の規程に基づき防火管理者・防災管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理者・防災管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

(3) 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあっては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておくものとする。

(4) 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報との情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

3 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、一部施設において、すでに無人化がすすめられている。設置者及び管理者は、これらの施設の重要性に鑑み、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努めるものとする。

4 空家等の状況の確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

る。

第21節 ライフライン施設対策

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

1 上水道施設

町は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 上水道の確保

取水、浄水、配水施設等の安全性の強化を図るとともに、貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置し、応急用飲料水等を確保する。

(2) 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあつては安全性の高い管を採用するほか、石綿セメント管等の老管は布設替えを行い、送・配水管路の安全性の強化を図る。

(3) 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

(4) 復旧工事用資材の備蓄・調達

復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材を備蓄し、別に工場用資材について製造業者と優先調達に関する協定等を締結する。

(5) 応急給水用機材の備蓄

応急給水活動を実施するため、給水タンク等の整備に努める。

(6) 応援要請

岐阜市・羽島市・岐南町との上水道相互連絡管設置に関する協定及び岐阜県水道災害相互応援の相互応援協定に基づき、隣接市町の水道事業者に応援を要請する。

2 下水道施設

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、次の対策を実施する。

(1) 施設点検の定期的実施による危険箇所の把握

3 電気施設

中部電力パワーグリッド株式会社は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するための予防対策を実施する。

4 都市ガス施設

東邦ガスネットワーク株式会社は、災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のた

め予防対策を実施する。

5 鉄道施設

東海旅客鉄道株式会社・名古屋鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を実施する。

6 電話（通信）施設

N T T西日本株式会社は、災害発生時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の混乱を防止するための予防対策を実施する。

7 ライフラインの代替機能の確保

ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、次により代替機能の確保に努める。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の堀削
- (2) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
- (3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 避難所へL Pガス及びその設備の備え付け
- (5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備
- (6) 各種通信体制の活用…アマチュア無線、パソコン通信、インターネット

8 道路占用物件の迅速な復旧への備え

災害によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、町及びライフライン事業者は、道路占用物件の復旧工事の手続きの簡素化など、復旧を迅速に実施するための事項についてあらかじめ整理しておくものとする。

第22節 文教対策

学校その他文教施設の災害予防あるいは児童生徒の安全避難の訓練等文教の災害予防対策は、別に定める計画のほか、本計画の定めるところによるものとするが、各施設の経営者又は管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその計画を樹立して推進を図るものとする。

1 学校、文化財建物の不燃化構造の促進

学校、その他文教・研究機関等の建物及び施設の経営者並びに管理者は、施設を災害から保護するため、次の事項に留意して施設の整備に努めるものとする。

(1) 学校、その他教育施設等

学校、その他教育、研究機関等の建物、施設を火災、地震あるいは台風等の災害から防護し、教育の確保と児童生徒の安全を図るため、施設の建設に当たっては適切な構造物による建築に努めるものとする。

(2) 文化財施設

指定文化財の施設を災害から防護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めるものとする。

2 施設の予防対策

学校その他文教施設を経営又は管理している者は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して施設の予防に当たるものとする。

(1) 組織の整備

施設の補強、補修等（台風等における準備作業等）が迅速的確に実施できるように職員の任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時よりその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時より施設の点検、調査を実施し、危険個所あるいは不備な施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これらの補修、補強あるいは整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

(4) 文化財施設

指定文化財等を火災等の被害から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等を設置し、防災に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

3 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱いあるいは保管する学校及び教育関係機関にあっては、関係法令の定めによって厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

4 防災教養

教育対策部は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努めるものとする。また、各学校班においては、全職員の協力を得て常に児童生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童生徒を通じてその地域における防災知識の普及徹底及び防災意識の高揚を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させるものとする。なお、このため各学校班は、次の事項に留意してその普及に努めるものとする。

(1) 防災知識の普及は正常な教育課程に位置づけて実施すること。特に学校行事等において、実施される講話、避難訓練、消火訓練等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努めること。

(2) 災害時においては、児童生徒の生命尊重、安全退避を第一主義とし、火災、風水害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場合における適切な退避計画を樹立し、事前に児童生徒に周知を図ること。この場合特に低学年の児童や、身体的障害のある児童生徒にはよく理解させ徹底しておくものとする。また、避難方法その他の救助について周到な計画を立て、その安全確保に努めること。

(3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険個所の補修等に細心の注意を払い、児童生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。

(4) 児童生徒の通学路に沿う危険個所については、各学校班は、事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておくこと。

(5) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保したうえで考えること。この場合、学校の施設、整備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すこと。

(6) 指定文化財の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため施設職員に対して講習会を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

5 避難その他の訓練

学校その他文教施設を経営又は管理している者は、関係職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し災害時に適切な処置が執れるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒の避難、誘導等防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。なお、訓練計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設整備の状況、児童生徒の発達段階等それぞれの実状に応じた具体的かつ適切なものとする。

(2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒の自主的活動と相まって十分な効果を修めるよう努めること。

(3) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を樹立し、訓練を実施すること。

なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意すること。

(4) 訓練は每学期1回程度実施すること。

(5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。

(6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくものとする。

(7) 指定文化財の所有者又は管理者は、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、文化財防火訓練を実施するよう努めること。

(8) 計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。

(9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

6 気象予報警報等の把握、伝達

各学校班における災害に関する注意報、警報、特別警報並びに情報等の把握及び伝達については、次により徹底を期し、事故防止に努めるものとする。

(1) 町立学校

教育対策部及び各施設管理者は、小・中学校等教育施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、特別警報及び東海地震の予知に係る情報等各種の情報の把握に努めるものとする。なお、気象警報等の伝達は、町本部に伝達されるので、教育対策部は、各学校班に対し伝達するものとする。

(2) 県立学校

県のそれぞれの計画による。

7 臨時休業

災害の発生が予想され、臨時に授業を行わないこととする場合は、次によるものとする。

(1) 町立学校

災害の発生が予想される場合の町立学校の臨時休業については、教育対策部が決定して行うものとする。

(2) 県立学校

県のそれぞれの計画による。

第 2 3 節 行政機関の業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害時発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

1 実施内容

(1) 業務継続計画の策定

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 業務機能が不全となった場合の支援体制整備

町は、業務機能が壊滅した場合に備え、平素から、県職員や他市町村職員との間において、連携を密にし、有事の際には、速やかに、他市町村等の職員を受け入れができる体制を整える。

(3) 個人情報等の分散保存

町における業務継続のために、重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

第 2 4 節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や町の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって、中核となる事業を継続、あるいは早期に復旧させるための、事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町、商工団体などは、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に

実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

1 実施内容

(1) 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておく。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておく。

(2) 企業防災の促進のための取り組み

町、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

町、商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ア BCPの策定促進

(ア) 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

(イ) 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

第25節 防災対策に関する調査研究

町地域内において、災害による危険が予測される地域及び危険個所の調査計画は、おおむね次のとおりである。

1 調査

町は、単独又は関係機関と共同して、災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、町地域内において予想される火災・水害・地震など各種災害について自然的・人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験等を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定を作成するものとする。

2 計画の樹立

町は、単独又は関係機関と共同して、危険地域調査結果の想定被害に対処するため、災害危険個所ごとに、災害に関する情報の収集伝達、警戒、避難体制並びに災害時における応急対策を樹立するとともに、その内容を広報紙、説明会の開催など適宜住民に周知徹底するものとする。

3 調査及び計画樹立の地域

危険地域の調査及びその計画の樹立は、おおむね次の地域について順次行うものとする。

災害種別	調査地域
火災	笠松地域市街地及び松枝・下羽栗地域密集地、その他
水害	三ツ目川、境川、木曾川流域一帯
地震	全地域

4 事前指定に関する対策

危険地域調査の結果、火災が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件があるときは、その占有者、所有者又は管理者に対して、事前に口頭又は文書によって災害対策基本法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の方法等をあらかじめ通知し、指導しておくものとする。

5 危険地域等の状況

町地域内において、災害時に被害の危険があると予想される地域箇所あるいは災害の予想される場合に、特に重点をおいて防護活動を行う必要がある地域の状況は次のとおりである。

区 分	箇 所 地 域	摘 要
火 災	笠松地域市街地 松枝地域密集地 下羽栗地域密集地	台風及び、烈風下震災時の場合、市街地一帯に大火が予想される。
水 害	木曾川流域一帯（木曾川右岸一帯） 三ツ目川（三ツ目川及び新三ツ目川 排水路両岸一帯） 境川（境川左岸一帯）	各河川の水位上昇による溢水、漏水のおそれ。

6 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

町においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の实情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、町内会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作製を積極的に推進するものとする。

7 リスクの評価

町は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第26節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運航の確保、必要な情報の収集・連絡体制の整備等を行うものとする。

1 鉄軌道交通の安全のための情報

鉄軌道事業者は、踏切道における衝突や列車脱線等による事故を防止するため、事故防止に関する知識の復旧に努めるものとする。

2 鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、被害が拡大することを防止するための運行管理体制の充実に努めるものとする。

3 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するための保守管理内容の充実に努めるものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、情報の収集・連絡体制を確立するため、あらかじめ鉄軌道事業者と協議しておくものとする。

イ 通信手段の確保

(ア) 町は、一般対策編第3章第7節「通信の確保」により、通信手段を確保する。

(イ) 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のための情報連絡手段の整備に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町は、実情に応じた職員の非常参集体制をとるものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、応急活動及び復旧活動に関し、各機関において平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

(ア) 羽島郡広域連合消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

(イ) 鉄軌道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努める。

イ 医療活動関係

(ア) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努めるものとする。

(イ) 町は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

ウ 消火活動関係

(ア) 鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

ア 鉄軌道関係者は、事故災害時の応急活動用人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

イ 町、道路管理者及び警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 関係者への的確な情報伝達活動関係

ア 町は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ 町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制の整備に努めるものとする。

(6) 防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

(ア) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努める。

イ 訓練の実施と事後評価

(ア) 鉄軌道事業者、その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

(7) 災害復旧への備え

ア 各種データの整備保全

(ア) 鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

5 再発防止対策の実施

(1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第27節 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備等を行うものとする。

1 道路交通の安全のための情報の充実

(1) 町は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用できる体制の整備を図るものとする。

(2) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(3) 警察機関は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2 道路施設等の整備

(1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

(2) 道路管理者は道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

(3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 町及び関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

(イ) 町は機動的な情報収集活動を行うための車両など多様な情報収集手段が活用できる体制を整備する。

イ 通信手段の確保

(ア) 町は、一般対策編第3章第7節「通信の確保」により、平常時からその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

(ア) 町は、実情に応じた職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(イ) 町は、応急活動の訓練や活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、町、道路管理者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療・消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

羽島郡広域連合消防本部は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

イ 医療活動関係

- (ア) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努めるものとする。
- (イ) 町は、あらかじめ医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備に努める。
- ウ 消火活動関係
 - 町及び道路管理者は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。
- (4) 緊急輸送活動関係
 - ア 町、警察及び道路管理者は、信号機、情報板の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
 - イ 警察機関は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (5) 危険物等の流出時における防除活動関係
 - 町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。
- (6) 関係者等への的確な情報伝達活動関係
 - ア 町は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
 - イ 町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制の整備に努めるものとする。
- (7) 防災関係機関の防災訓練の実施
 - ア 防災訓練の実施
 - (ア) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
 - (イ) 町及び関係機関は相互に連携した防災訓練を実施するものとする。
 - イ 実践的な訓練の実施と事後評価
 - (ア) 町及び関係機関が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。
 - (イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。
- (8) 施設、設備の応急復旧活動関係
 - ア 道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
 - イ 道路管理者は、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等について把握しておくものとする。
- (9) 災害復旧への備え
 - 道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、重要な施設の構造図等の資料の整備及び保管に努めるものとする。

4 防災知識の普及

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の復旧を図るものとする。

5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第28節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1 実施内容

(1) 事前防止対策

町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(2) 代替電源の確保

町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第29節 危険物等保安対策

火薬、ガス、危険物等の保安のための施設の検査、取扱者の教育、指導等は、県計画第2章第40節「危険物等保安対策」によるほか、次によるものとする。

1 管理の体制

火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等の管理者又は取扱者は、これらの管理に万全を期するとともに、災害により保管場所が危険となったときは、町本部、その他関係機関に速やかに連絡するものとする。

2 保管場所の把握

消防本部は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等の管理者又は取扱者及び関係機関の協力を得て、これらの保管場所の把握に努めるものとする。

3 防災のための教養訓練の実施、施設の整備点検

防災のための教養訓練の実施、施設の整備点検等自主保安体制の強化に努めるとともに、管理者及び取扱者に対する防災意識の啓発に努めるものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の町本部の運用は、次によるものとする。また、本部の運営方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

なお、本計画に定めるほか、災害における水防の組織は、別に定める計画によるもののほか、地震災害については、地震対策編第3章第1節「活動体制」によるものとする。

1 体制等

- (1) 注意報、警報、特別警報が発表されたとき、並びに大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現したことの伝達を県から受けた場合、あるいは町本部が設置されたときの体制は、次によるものとする。

種別	体制をとる部 (人員)	基準	摘要
準備体制	宿日直者	1 次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき。 ○ 大雨注意報 ○ 雷注意報 ○ 洪水注意報 ○ 大雪注意報 ○ 強風注意報 2 その他町長がこの体制を命じたとき。	1 災害対策本部は設置されない。 2 活動内容は、各種情報の収集連絡。
警戒体制	第一警戒配置 下記部の部長及び班長等 総務対策部(5) 建設水道対策部(6) その他町長が指名した者	1 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 ○ 大雨警報 ○ 暴風警報 ○ 洪水警報 ○ 大雪警報 ○ 暴風雪警報 2 境川の馬橋観測所の水位が10.3mを越えてなお増水するおそれがあるとき。 3 その他町長がこの体制を命じたとき。	1 災害対策本部は設置されない。 2 活動内容は、各種情報の収集連絡。

第 二 警 戒 配 置		<p>下記部の部長及び班長等 総務対策部 (14) 企画環境経済対策部 (5) 住民福祉対策部 (7) 建設水道対策部 (10) 議会対策部 (1) 教育文化対策部 (5) 教育対策部 (2) その他、町長が指名した者</p>	<p>1 次の警報のうち、いずれかが発表されたときで、下記に該当するとき。 ○大雨警報 ○暴風警報 ○洪水警報 ○大雪警報 ○暴風雪警報</p> <p>(1) 笠松町及び笠松町周辺地域で局地的集中豪雨が発生されると予想されたとき、又は発生したとき (2) 木曾川の笠松観測所の水位が11.3mを越えてなお増水するおそれがあるとき。 (3) 境川の馬橋観測所の水位が10.6mを越えてなお増水するおそれがあるとき。 (4) 台風が接近しているとき。</p> <p>2 大雨特別警報の基準値以上となる格子の出現したこと伝達を県から受けたとき。</p> <p>3 その他町長が、この体制を命じたとき。</p>	<p>1 避難等発令時、又は町長が必要と認めたときは、災害対策本部が設置される。</p> <p>2 担当班は、必要に応じて出動人員を増員する。</p> <p>3 担当班以外の班も必要に応じて応援する。</p>
非常体制		<p>すべての対策部 (全職員)</p>	<p>1 次の特別警報のうち、いずれかが発表されたときで、下記に該当するとき。 ○大雨特別警報 ○暴風特別警報 ○暴風雪特別警報 ○大雪特別警報</p> <p>2 災害が発生し、大規模な被害が予想されるとき。</p> <p>3 災害救助法が適用される災害が発生したとき。</p>	<p>1 災害対策本部が設置される。</p>
救助体制		<p>関係の部</p>	<p>1 災害救助法が適用される災害で、救助関係以外は特に必要がない程度の災害が発生したとき。</p>	<p>1 災害対策本部が設置される。</p>

(2) 原子力事故発生時の原子力災害警戒体制、原子力災害警戒本部体制、災害対策本部体制の設置基準については、次によるものとする。

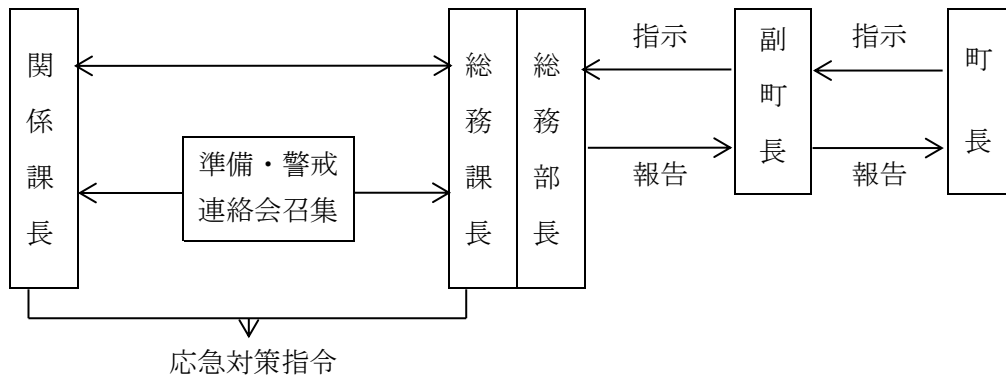
種 別	基 準	摘 要
原子力災害警戒体制	1 県から、対象とする原子力事業所において、警戒事態に該当する事象（自然災害を含む）が発生した旨の連絡があったとき 2 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生との連絡があったとき 3 町長が必要と認めたとき	災害対策本部は設置されない。
原子力災害警戒本部体制	1 県から、対象とする原子力事業所において、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき 2 町内における核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の連絡があった時 3 町長が必要と認めたとき	町長が必要と認めたときは、災害対策本部が設置される。
災害対策本部体制	1 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき 2 県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき 3 町長が必要と認めたとき	災害対策本部が設置される。

2 体制の特例

町長（本部長）は災害の種類、状況その他により1に定める体制により難しいと認めるときは、特定の部班に対してのみ、体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

3 準備・警戒体制

準備・警戒体制で町本部を設置するに至らない場合は、あらかじめ定めた準備・警戒体制をとる各課と総務課長及び総務部長が協議し必要と認める場合は、「準備・警戒連絡会」を招集・開催し、情報収集、動員、連絡等の初期の応急対策を指令する。



ただし、勤務時間外においては、総務課長が宿日直から気象情報等を受けて、総務部長と協議し、必要な応急対策を指令するものとする。

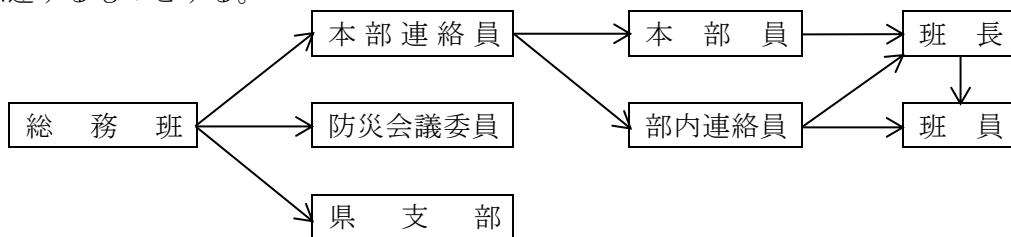
4 警戒体制時の宿日直

気象警報のうち、洪水、強風の関係ある警報が発令されたときは、町本部長が必要と認めるときは、危機管理対策担当職員を含め宿日直の強化を図るものとする。

なお、各学校における宿日直は学校長の判断により実施する。

5 体制等の伝達

町本部の設置、体制あるいは閉鎖等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。



(注) 庁内放送可能時における庁内各班への伝達は、放送によって行うものとする。

6 本部の開設

町本部は特別の場合（本庁被災時等）のほか、町役場内に置く。

ただし、準備体制の場合は、それぞれの課等で活動するものとする。

7 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、町本部長がその必要を認めるときは、本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

- (1) 災害対策本部の体制及び職員の動員、応援に関する事。
- (2) 現地における指揮、視察、見舞等に関する事。
- (3) 災害防除（拡大防止）対策に関する事。
- (4) 交通・通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関する事。
- (5) その他災害に関連した必要な事項。

8 本部職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における本部職員の動員方法あるいは任務等は、各部ごとに職員別に定めておくものとするが、本部員及び本部連絡員は、それぞれの所属室に勤務し、本部員会議開催時あるいは本部開設時には、直ちに本部室に勤務できるよう待機するものとする。

9 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、現地との連絡が十分でないとき等必要に応じ、町事務所又は現地の適当な場所に開設するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とし、同じ施設によれない時は、常時連絡のできる体制を取り、現地における応急対策の実施及び連絡に当たらせるものとする。

10 本部職員の証票等

(1) 身分証明書

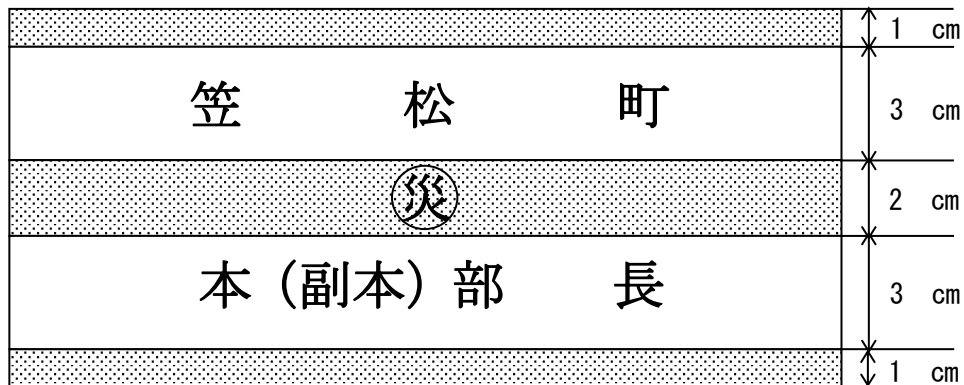
町本部の職員の身分証明書は、「笠松町職員証」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立ち入り検査の身分証標)による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

(2) 腕章

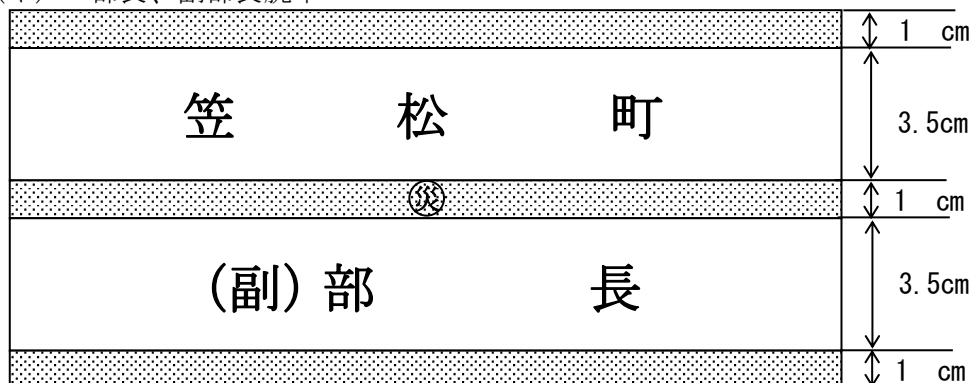
本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に当たる者は、次の腕章を着用するものとする。

ア 町本部

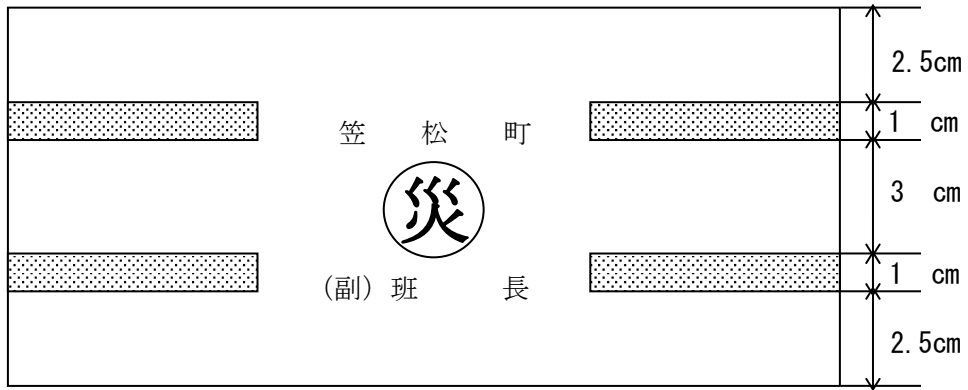
(ア) 本部長、副本部長腕章



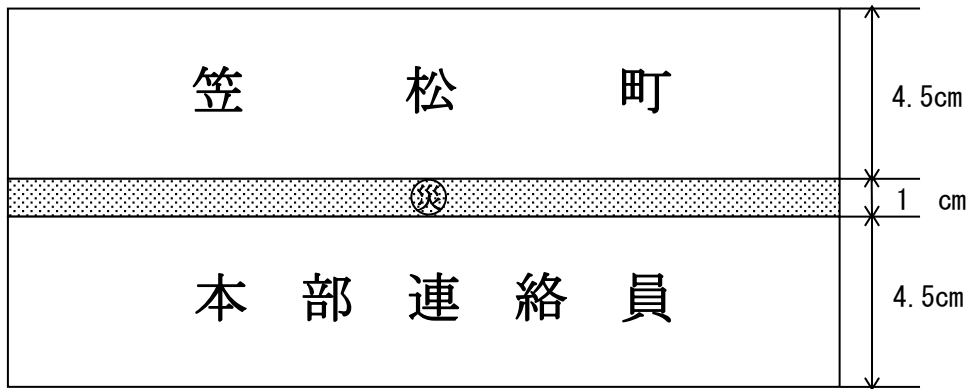
(イ) 部長、副部長腕章



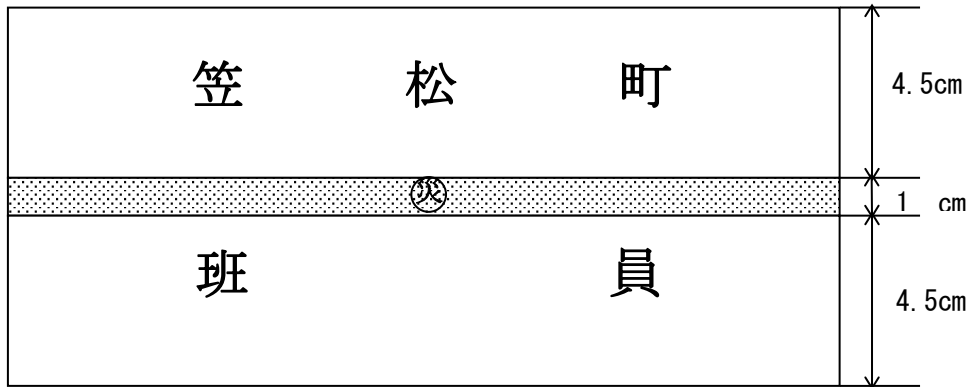
(ウ) 班長、副班長腕章



(エ) 本部連絡員腕章

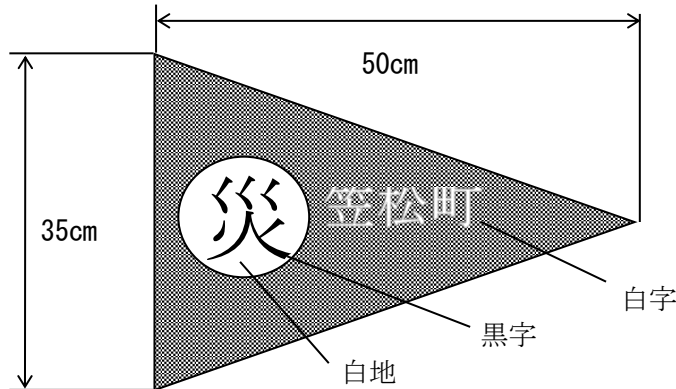


(オ) 班員腕章



(3) 標旗

町本部で災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗をつけるものとする。



(注) 地色は赤色とする。

第2節 動員計画

町本部における職員の動員及び災害応急対策実施のための労力は各項の定めるところによるものとする。

第1項 職員の動員

1 動員の方法

町本部の各部長は、分担する災害対策その他のため部員を動員する必要があるときは、各部においてそれぞれ動員するものとする。

各部は、動員の系統、職員の動員順序あるいは連絡の方法について具体的に計画しておくものとするが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときにあっては、次の方法によって動員するものとする。

(1) 職員に対する通知は電話によるものとするが、電話不通時にあってはメール等により動員するものとし、次の略文によるものとする。

サイガイ コ イ チョウ
災害が発生した 直ちに登庁せよ 町本部

2 職員の出動義務

防災関係の職員は、常に災害気象等に留意し、対策を要する災害の発生（災害の発生が予想される場合を含む。）を承知したときは、直ちに所定の部署に着かなければならない。

3 職員の応援

各班における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、本部連絡員を通じて総務班に職員の応援を要請するものとする。総務班は、本部員会議で決定された応援方針に基づき、余裕のある班から適当な班を決定し、通知するものとする。

なお、町本部内における応援でなお不足するときは、県支部に対して職員の

派遣を要請するものとする。

職員の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 作業の内容及び人員
- (2) 就労場所
- (3) 応援の職種及び男女の別（特に必要であれば職員の氏名）
- (4) 携帯品その他必要事項

第2項 奉仕団の編成及び活動

災害応急対策の実施に奉仕する奉仕団の編成及び活動は、本計画に定めるところによるものとする。

1 奉仕団の編成

奉仕団は、おおむね次の団体等で構成し、各団体別に編成し、それぞれの名称を付し、団長、副団長及び班長を置き、平常時の組織等を考慮して災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。

災害救助法が適用されるか、又はこれに準ずる災害で、地域における各奉仕団の総合協力を要する場合は、町本部長の要請により前項の各奉仕団ごとの編成にかかわらず笠松町災害対策本部地域奉仕団（以下「地域奉仕団」という。）を編成するものとする。地域奉仕団はその発動に備えて、平常時から次の機構のもとに組織しておくものとする。

2 町奉仕団に所属する奉仕団

- (1) 町内会奉仕団 ⇨町内会奉仕団は、各町内会長が団長とする。
- (2) 日赤奉仕団 ⇨日赤奉仕団は、その代表を団長とする。

3 関係機関との連絡協調

奉仕団は、常に町本部、消防、警察の駐在所等と緊密な連絡を保つとともに、関係機関から要請があったときは積極的に協力し、その対策の実施に奉仕するものとする。

4 被害状況等の通報

奉仕団は、町本部班員、消防対策部員、警察官と協力して被害状況その他災害異常現象等の把握に努めるとともに、町本部班員不在時等にあつては、その概況を速やかに町本部あるいは警察官に通報するものとする。

5 奉仕作業

奉仕団の作業は、主として次の作業に従事するものとする。

- (1) 炊き出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃の実施
- (3) 防疫の実施
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) 上記作業に類した作業の実施
- (6) 軽易な事務の補助

6 動員等の担当者（班）

奉仕団の動員は、災害対策要員を必要とする各班の要請に基づき、総務班が調整して

イ 医療及び助産の移送人夫

医療班では処置できない重傷患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための人夫又は医療班の移動に伴う人夫（医療班員を背負って急流を渡るような人夫）を必要とするとき。

ウ 被災者の救出

被災者を救出するための人夫を必要とするとき及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に人夫を必要とするとき。

オ 救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品（食料品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積降し、上乘、運搬）又は配分に人夫を必要とするとき。

カ 遺体の捜索

遺体の捜索に人夫を必要とするとき及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に人夫を必要とするとき。

キ 遺体の取扱い

遺体の洗浄、消毒等の処置若しくは遺体を仮安置所まで輸送するため等に人夫を必要とするとき。

上記以外の救助作業のため人夫の必要が生じたときは、町本部は、県支部救助班を経由して県本部福祉政策班に範囲外人夫についての要請をするものとする。（県本部福祉政策班は要請その他により範囲外人夫の必要を認めたとき、厚生労働大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。）

なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 人夫の雇上げを要する目的又は救助種目
- (イ) 人夫の所要人数
- (ウ) 雇上げを要する期間
- (エ) 人夫の雇上げの理由
- (オ) 人夫の雇上げを要する地域

(2) 人夫雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

「2 給与の支払」に示す費用によるものとする。

(4) 報告その他事務手続き

町本部は、各班において人夫を雇上げたときは、その状況を毎日「救助日報」（様式は様式集等により定める）により、県本部福祉救護班に報告するものとする。

なお、人夫雇上げに関する記録は、「3 労務者従事記録」によるものとするが、災害救助分については、判然と区別し、整頓するものとする。

第4項 技術者等の強制従事

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によっても、なおかつ不足し、他に供給の方法がないときは、本計画の定めるところにより、強制命令を執行するものとする。

1 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員 消防団員
水防作業		水防法第17条	水防管理者 水防団長 消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)		災害救助法第24条	県知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	"
	協力命令	同上	
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1	町長
		同 第2	警察官・自衛官
同上	"	警察官職務執行法第4条	"

2 命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害対策基本法による町長の従事命令	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

3 従事命令等の執行

災害救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他災害応急対策のための従事命令及び協力命令は総務対策部が担当するものとする。

4 公用令書の交付

町長が、県知事から委任を受けて行う従事命令又は協力命令（発した命令を変更し、又は取り消したときを含む。）の運用については、「県計画第3章第2節 災害対策要員の確保」に定める令書を交付して行うものとする。

また、町長が自ら行う従事命令又は協力命令（発した命令を変更し、又は取り消したときを含む。）の運用については県計画に準ずるものとする。

5 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族に対する損害補償は、笠松町消防団員等公務災害補償条例による。

区 分	災 害 救 助 (知事命令)	災 害 対 策 基 本 法 (知事命令)	町 長 の 命 令
基 準 根 拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	笠松町消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療 養 扶 助 金 休 業 扶 助 金 障 害 扶 助 金 遺 族 扶 助 金 葬 祭 扶 助 金 打 切 扶 助 金	療 養 補 償 休 業 補 償 障 害 補 償 遺 族 補 償 葬 祭 補 償 打 切 補 償	療 養 補 償 休 業 補 償 障 害 補 償 遺 族 補 償 葬 祭 補 償
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請 求 様 式 様式は様式集等により定める	様式は様式集等により定める	様式は様式集等により定める	町で定める様式

6 その他

担当部は、従事命令を発したときは、強制従事台帳（様式は様式集等により定める）を作成し、整備するものとする。

第3節 ボランティア活動

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握し、その活動拠点の提供等環境整備に努める必要がある。ボランティア活動に対する支援活動は、本計画に定めるほか県計画第3節「ボランティア活動」によるものとする。

1 ボランティアセンターの設置及び運営

町社会福祉協議会（ボランティア調整班）は、災害が発生した場合においてその被害状況により災害ボランティア活動が必要と認められるときは、町本部と協議のうえ原則として福祉健康センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティアセンターの運営を行う。

2 連携のとれた支援活動の展開

町は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行うとともに、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティア

の活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境についても配慮するものとする。

3 町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、町本部等と協議の上、災害ボランティアセンターを設置する。また、活動の詳細については、別に定める災害ボランティアセンター運営マニュアルによる。

4 専門ボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護等の専門知識、技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入及び派遣に係る調整等を行う。

第4節 自衛隊災害派遣要請

1 自衛隊の災害派遣

(1) 天変地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認められた場合には、町本部長は県本部長（知事）に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣を要請することを依頼することができる。

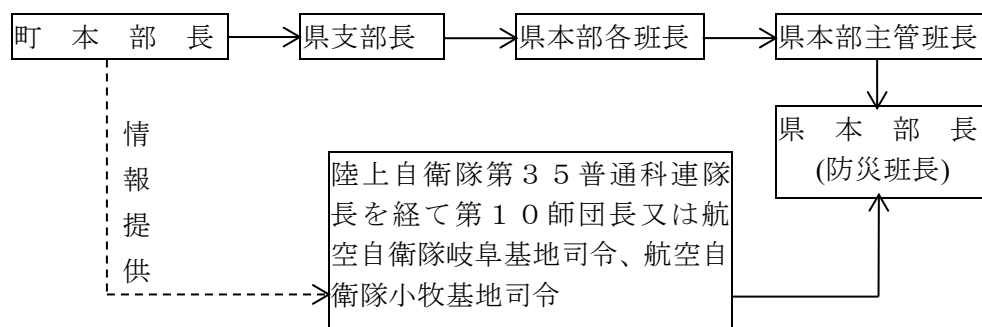
ただし、通信の途絶等で知事と連絡が取れないときは、町本部長は、防衛大臣又はその指定する者に対し、その旨及び災害の状況を通知するものとする。

町本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により「要請に際し明確にすべき事項」を記した文書（様式1号）をもって要請の依頼を行うものとする。

ただし、急を要するときは、口頭、電話又は防災行政無線で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、町長は必要に応じて、その旨及び町の災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

(2) 自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。



2 自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が出され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び緊急輸送

救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付又は譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を執る。

3 町本部の受入れ体制

町本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるよう

に、その受入れ体制の万全を期さなければならない。特に次の事項については留意すべきである。

(1) 緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため災害対策現地本部を設け、責任者を定めて常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うように努めること。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努めること。

(2) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業計画を立て、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておくこと。

(3) 宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（小学校、公共用建物等が適当）又は野営施設を準備し、あわせて駐車場等を確保すること。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設すること。

(4) 住民の協力

住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく積極的に協力して作業を遂行すること。

4 要請事項の変更

町本部長は、派遣に当たって要請依頼した事項を変更する必要があるときは、直ちに順序を経て、県本部防災班に連絡するものとする。

連絡を受けた防災班は、陸上自衛隊第10師団長又は航空自衛隊岐阜基地司令と協議して変更するものとする。

5 費用の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町等が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料。

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料。

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資機材の調達、借上げ、運搬及びその修理費。

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調整してその都度決定するものとする。

6 派遣部隊撤収時の手続

(1) 町本部長は、自衛隊の災害派遣部隊の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の撤収要請（様式2号）を依頼するものとする。

(2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、町本部長が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずるものとする。

7 自衛隊ヘリコプターの派遣要請に関する留意事項

(1) 派遣要請

ア 派遣要請は、様式1号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。

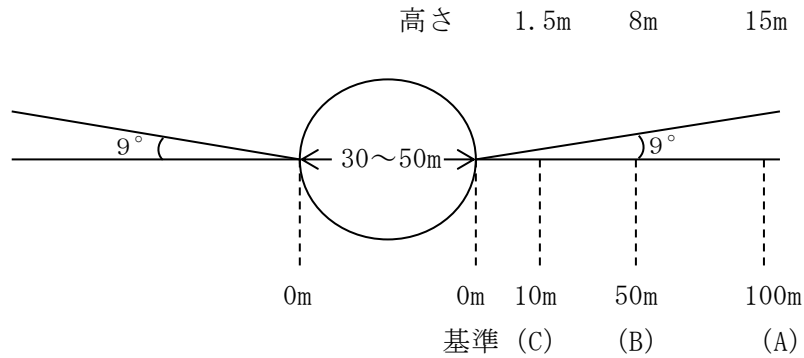
イ 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

(2) 発着場選定基準

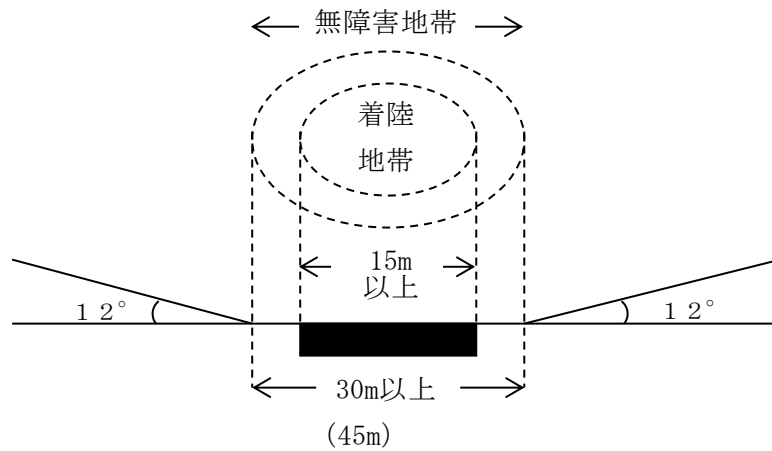
ア 地面は堅固で傾斜6度以内であること。

イ 四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば下記のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

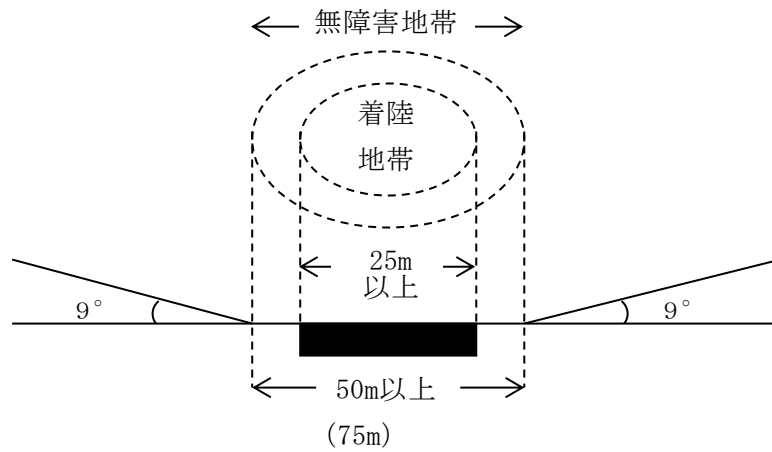
○ 発着場



ウ ① 小型機 (OH-6) の場合 (カッコ内は夜間)

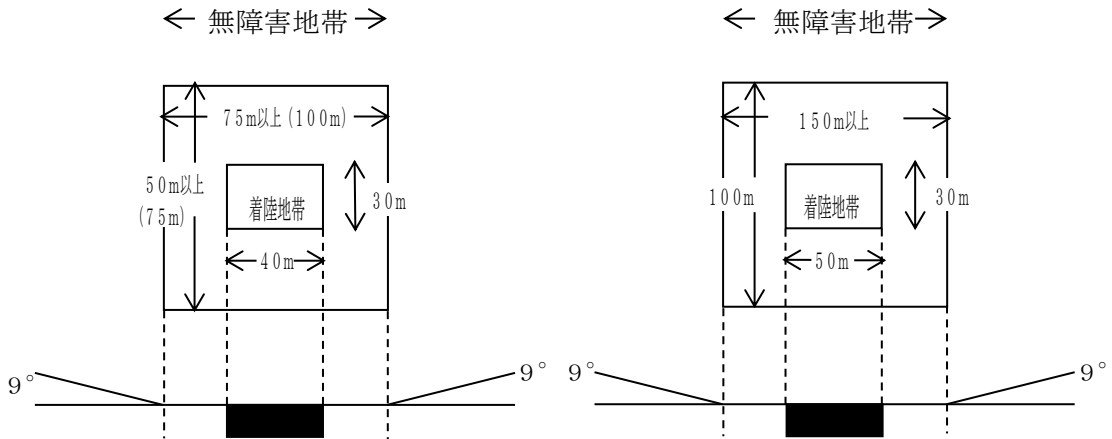


エ ② 中型機 (UH-1) の場合 (カッコ内は夜間)



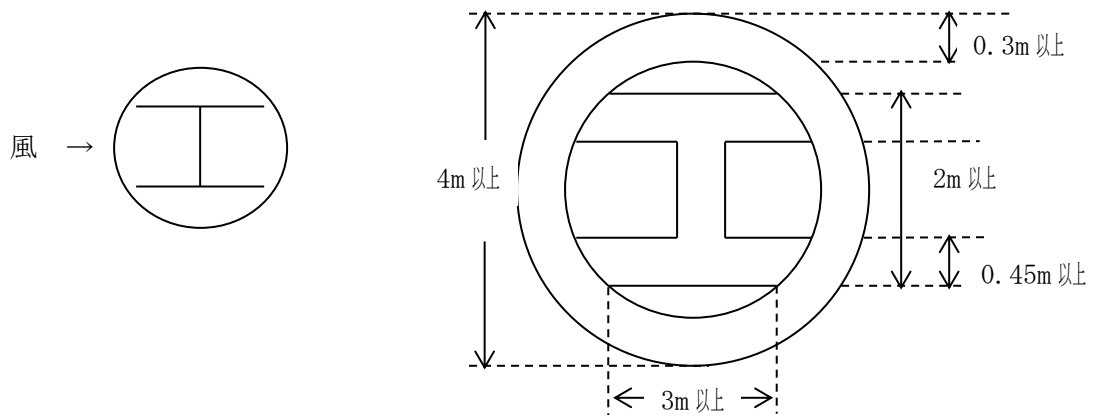
③ 大型機 (V-107) の場合

(CH-47J) の場合



オ 離着陸場の標示

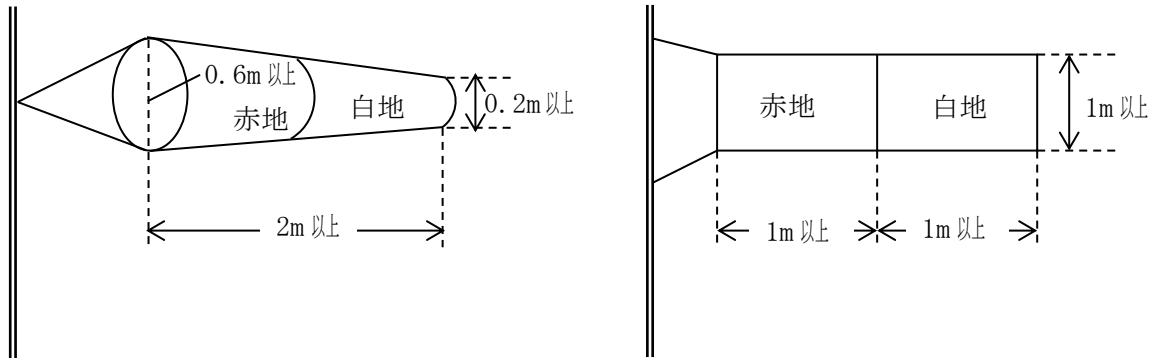
○ 表示図



(ア) 風向きに対して、石灰等でHを書くこと。

(イ) ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹

流し、又は旗を立てるとともに、できれば発煙筒（積雪時は、赤色又は、着色したもの）を併用すること。



カ 離着陸場の安全

(ア) 離着陸場は平面にし、必要に応じて散水し、積雪時は踏み固めること。

(イ) 離着陸場の半径 2.5m 以内には人が入らないこと。

キ ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、積載量を超過させないため計量器を準備すること。

ク 町での緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートは、本章第 6 節第 2 節「輸送対策」のとおりであるが、更にヘリコプター発着場の確保に努め、ヘリコプター発着周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際してはヘリコプター発着の障害とならないようにすること。

様式 1 号

笠 総 第 号 年 月 日
(岐阜県災害対策本部長) 様
笠松町長 印
災害派遣要請依頼について
自衛隊法第 8 3 条第 1 項に規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 (1) 災害の状況 (2) 派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣区域 (2) 活動内容
4 その他参考となるべき事項

様式 2 号

笠 総 第 号 年 月 日
(岐阜県災害対策本部長) 様
笠松町長 印
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日 時 分
2 派遣要請依頼日時 年 月 日 時 分
3 撤収作業場所

第5節 災害応援要請

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

1 相互応援協定に基づく応援要請

- (1) 県外の協定市町（埼玉県滑川町）との間に締結した「災害時相互応援協定」に基づき、当該町長に応援を求める。
- (2) 県内の市町村とは、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」、「岐阜県広域消防相互応援協定」及び白川町との間に締結した「相互応援盟約」に基づき、応援を求める。
- (3) 緊急消防援助隊

町内において、地震等による大規模な災害が発生した場合に、「消防組織法」に基づき県又は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援を求める。

2 その他の活動に関する応援要請

- (1) 県等に対する応援要請

町内において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第68条）なお、大規模災害時には、被災市町村への応援の円滑な実施のため、総務省において応急対策職員派遣制度が運用される。

- (2) 他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求め災害対策の万全を期す。（災害対策基本法第67条）

- (3) 応援の受入れ体制の整備

町は、応援を求めた場合、受入れ体制を整備する。

3 応援職員の派遣及び受入対策

町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

4 経費の負担

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、「災害対策基本法」等の規定により実施する。

なお、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度又は事前に相互で協議して定める。

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

災害による道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通信禁止及び制限（以下本節において「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策は、次によるものとする。

1 規制の種類

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は規制（重量制限を含む。）することができる。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条から第6条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察関係機関は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

2 規制の実施機関

規制の実施は、次の区分によって行うものとするが、災害の状況によって建設班は岐阜国道事務所、県支部土木班、中日本高速道路㈱、岐阜羽島警察署と密接な連絡を取り適切な規制がなされるよう配慮するものとする。

区 分	実 施 者	実 施 範 囲
道 路 管 理 者	国（岐阜国道事務所）	国道22号
	県（県支部土木班）	国道（国が管理するものを除く。） 県道
	町本部（建設班）	町道
	中日本高速道路㈱	高速自動車国道東海北陸自動車道
警 察 機 関 等	公安委員会（県本部警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域 が2警察署以上にわたるもの又は期 間が1か月を超えるもの

警察署長（県支部警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1か月以内）規制
警察官	緊急を要する一時的な規制
自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいない場合）

3 道路の巡視

災害のため道路施設に被害あるいは危険が予想されるときは、町本部建設班は班員を現地に派遣、巡視させ、その早期発見に努めるものとする。

4 発見者等の通報

災害時において道路施設の被害その他の事由により、又は交通が極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は建設班にその旨通報するものとする。

5 町本部における措置

町本部は通報を受けたとき、町道にあっては速やかに必要な範囲の規制をし、その旨警察署に連絡し、その他の道路にあってはその路線管理機関又は警察署に通報するものとする。

関係機関の通報に当たっては、次の事項を明示する。

- (1) 禁止制限の種別と対象
- (2) 規制する区間
- (3) 規制する期間
- (4) 規制する理由
- (5) う回道路、幅員、橋梁の状況等

6 規制の実施

町本部建設班は、町道が被害を受け、あるいは危険となったときは、道路法第46条により交通を禁止し、又は制限するものとする。

また、県管理の道路施設についても、県支部土木班に通報して規制するいとまのない場合は直ちに警察署に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、警察官が居合わせない時にあっては、現場に居合わせる消防職員等が災害対策基本法第60条により、その場にいる者に避難を指示し、若しくは同法第63条あるいは消防法第28条の規定により警戒区域を設定して立入制限、退去命令を出す等応急的規制を行うものとする。

7 規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、(1)による標識を立てるものとする。ただし、緊急のための規定の標識を設置することが、困難又は不可能なときは、(2)の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置を執るとともに警察官等が現地において指導に当たるものとする。

(1) 規制標識

道路法又は道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路交通法施行令第1条の2の規定、又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定めるところによって規制標識を設置するものとする。

(2) 規制条件の標示

道路標識（様式適宜）に次の事項を明示して表示する。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路の表示

規制を行った時は、災害発生箇所、内容、通行制限状況、う回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないように努めるものとする。

8 道路啓開等

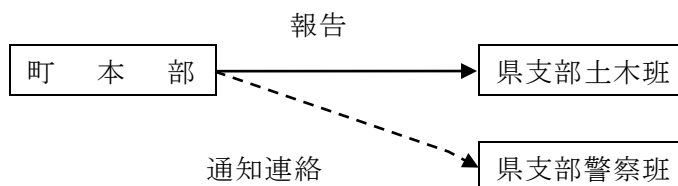
道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

9 報告等

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知をするものとする。

(1) 系統

各機関における報告等は次の系統によるものとする。



(2) 報告事項

各機関は報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路の道路、幅員、橋梁等の状況

10 緊急通行車両の確認申請手続

(1) 使用者の申し出

災害応急を実施するための車両を使用しようとする者は、県又は県公安委員会に緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」）及び標章の交付を申し出るものとする。

(2) 証明書及び標章の交付等

(1) に定める機関により、当該車両が緊急通行車両であることが確認され、証明書（様式1号）及び標章（様式2号）を交付されたら、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

様式 1 号

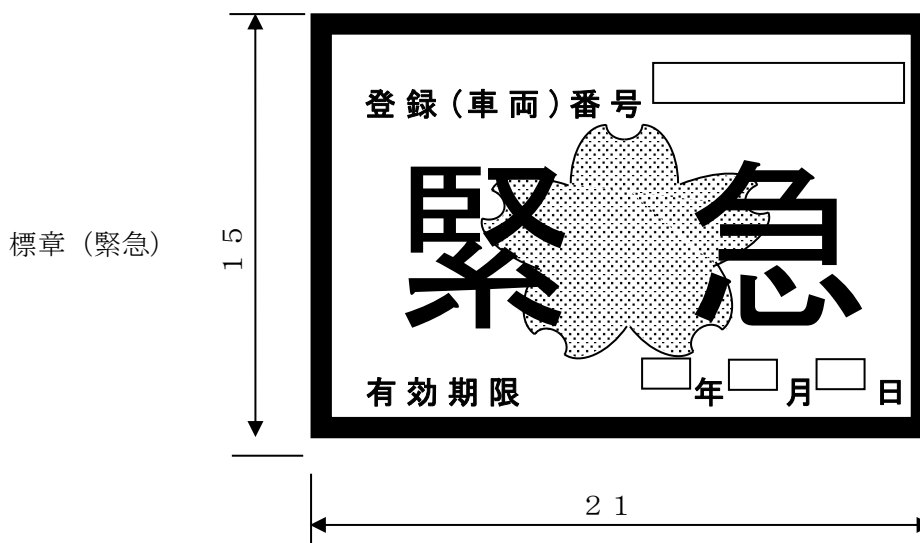
緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書 岐阜県知事 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書 岐阜県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

様式 2 号



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 2 項 輸送対策

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送（以下本項において「災害輸送」という。）は次によるものとする。

1 実施機関

災害輸送は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

なお、町本部における災害輸送のための自動車輸送の確保及びその使用等に当たって調整を行う必要があるときは、総務班がこれを行うものとする。

2 輸送種別

町本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路途絶等で鉄道、舟艇、人力等によることが適当なときは、その方法によるものとする。

道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の地域内輸送拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

なお、交通途絶において長距離輸送を必要とし、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県支部に防災ヘリコプターあるいは自衛隊（へ

リコプター等)の災害派遣を要請し、空中輸送による等他の機関の応援を得て行うものとする。

3 輸送の確保

災害輸送のため必要な車両、舟艇等の確保及びその使用に当たっての調整は次によるものとする。

(1) 自動車等確保の要請

町本部各班は災害輸送のため車両、舟艇等の借上げを要するときは、総務班に車両等確保の要請をするものとする。要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両の台数等
- ウ 日時及び集合場所
- エ その他の条件

(2) 輸送の調整等

車両確保の要請を受けた総務班は、輸送の緊急度、輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を総合的に把握し、使用車両等を決定する。

4 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、次によるものとする。

- (1) 町本部所有車両
- (2) 羽島郡広域連合消防本部所有の車両
- (3) 農業協同組合等公共的団体の車両
- (4) 町内輸送会社等の車両
- (5) その他の自動車

ア 建設業者所有車両の借上げ

水防、土木工事等のため建設業者所有車両については、建設班が担当し借上げ確保するものとする。

イ 福祉施設等所有車両の借上げ

福祉子ども班が担当し借上げするものとする。

ウ 舟艇の確保

舟艇については、消防班が担当して確保する。

エ 空中輸送

町本部は、一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して要請するものとする。

5 物資の引継ぎ等

災害輸送に当たっては、実施機関の長は輸送責任者を定め、車両等に同乗させる確かな輸送に努め、その引継ぎに当たっては物資等の授受を明らかにしなければならない。様式は様式集等により定める「救助用物資引継書」によるものとする。

6 応援の要請

町区域内において、自動車、舟艇等の確保ができないとき、あるいは町のみでは輸送できないときは、県支部に輸送条件を明示して要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、隣接市町に直接応援を要請するものとする。

7 輸送記録

車両使用班は、車両使用書、輸送記録簿、救助実施記録日計票及び救助の種目別物資受払状況を作成し、整備保管するものとする。様式は様式集等により定める「輸送計画」様式1号から3号までによるものとする。

8 費用の基準及び支払

運送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、慣行料金（国土交通省への届出又は許可を受けている運賃料金）によるものとする。自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として運送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関、団体等所有車両については、燃料費負担（運転手付の場合は賃金）程度の費用とする。

9 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のため、輸送及び移送の基準は次によるものとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

ア 被災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者に基づき、長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

患者あるいは医療関係者の移送

ウ 被災者救出のための移送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のための人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

オ 救助用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品その他救助に必要な医療衛生材料、医薬品の輸送

カ 遺体捜索のための輸送

遺体捜索のため必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体取扱いのための輸送

遺体取扱いのための医療関係者、衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるため、必要な人員、遺体の輸送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じたとき（例えば、その地域の火葬場が水没し、他地域で火葬の必要があるような場合）は、町本部は、県支部救助班を経由して県本部福祉政策班に範囲外輸送について要請するものとする。県本部福祉政策班は要請その他により範囲外輸送の必要を認めたときは、厚生労働大臣にその旨を要請し、承諾を得て実施することを原則とする。

なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- 輸送の種類及び輸送物資の内容等
- 輸送区間又は距離

- 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- 輸送を実施しようとする期間
- 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 輸送を要する理由
- その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

「8 費用の基準及び支払」に示す費用の基準による。

(4) 報告その他事務手続

町本部は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況を取りまとめ、毎月その状況を県支部救助班を経由して県本部福祉政策班に報告するものとする。

なお、輸送に関する記録は災害救助分については判然と区分し、福祉子ども班において取りまとめて保管するものとする。

1 0 留意事項

輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の確かな輸送に当たるものとする。

1 1 町内にあるヘリコプター発着可能地は次のとおりである。

施設名	所在地	地積 m×m	座標	
			東経 (E) 度 分 秒	北緯 (N) 度 分 秒
笠松緑地公園	笠松町北及3545-1	180×150	E 136° 45' 15"	N 35° 20' 40"
笠松小運動場	笠松町下新町87	80×50	E 136° 45' 36"	N 35° 22' 13"
笠松中運動場	笠松町弥生町1	70×110	E 136° 45' 34"	N 35° 22' 21"
松枝小運動場	笠松町長池642	100×50	E 136° 45' 18"	N 35° 21' 13"
下羽栗小運動場	笠松町中野227	80×50	E 136° 47' 43"	N 35° 22' 29"

第 7 節 通信の確保

被害状況その他の情報の報告等災害時における通信(連絡)は、次によるものとする。

1 利用可能な通信種別

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により一定はできないが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

- (1) 有線通信施設による方法

- ア 一般加入電話による通信
- イ 警察電話による通信
- ウ その他有線電話による通信
- (2) 無線通信施設による方法
 - ア 岐阜県防災行政電話無線による通信
 - イ 笠松町防災行政無線電話による通信（移動系・同報系）
 - ウ 羽島郡広域連合消防本部消防無線電話による通信
 - エ 警察無線電話による通信
 - オ 非常無線通信による通信
 - カ その他の無線通信による通信
- (3) 電報による方法
- (4) 広報車等による方法
- (5) インターネットによる方法
- (6) 急使による方法
- (7) 文書による方法

2 有線通信施設による通信

- (1) 一般加入電話による通信（非常緊急通話）

災害時においても、通常の使用方法により普通電話を利用するものとするが、不通となった場合、市外電話が優先的に利用出来る「非常通話」により通信を行うものとする。なお、「非常通話」は102番申込みにより「非常通話」と告げて行うが、「非常通話」として扱われる通信の内容及び通信の発着機関は、県計画第3章第7節「通信の確保」に定めるところによる。

- (2) 警察電話による通信

一般加入電話及び非常通話がともに使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て警察専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

3 無線通信施設による通信

- (1) 岐阜県防災行政無線による通信

災害時において、回線不足時により通信に支障を来す場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に定めるところにより通信を行うものとする。

- (2) 笠松町防災行政無線による通信

町本部、各地域、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線(同報無線、地域防災無線、移動無線)及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

- (3) 羽島郡広域連合消防本部消防無線による通信

普通電話途絶時で羽島郡広域連合消防本部消防無線を利用した通信を必要とするときは、西消防署に通信を依頼するものとする。

- (4) 警察無線電話による通信

防災行政無線電話及び消防無線電話による通信が使用困難な場合であって、緊急

を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察無線電話により通信を依頼するものとする。

(5) 非常無線通信による通信

一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、「(社)日本アマチュア無線連盟岐阜県支部」に対し、アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達について協力を要請するとともに、他の機関の無線局の協力を得て、非常無線通信の伝達を依頼するものとする。

4 電報による方法

災害時における電報(非常)の取扱いは、発信紙の余白に「非常」と朱書きして電報サービス取扱所に差し出すものとする。

5 広報車・インターネットによる方法

町地域内の多数のものに対する徹底事項があるときは、広報車・インターネット(町ホームページ)により徹底するものとする。

6 急使による方法

あらゆる通信施設が利用できないとき、あるいは急使によることが適当な通信(連絡)のときは、伝令等急使を派遣して行うものとする。町本部からの急使は伝令等の内容により各部の中から適任者を指名し、その任務にあたるものとするが、各地域における急使(伝令)は町内会長、班長及び消防団員があたるものとする。

7 文書による方法

郵送あるいは伝令が持参する等により、書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行うものとする。なお、電話等によって通報した事項についても文書で提出を要する事項は、事後に文書によって提出するものとする。

8 専用施設による通信の要請

- (1) 他機関の専用施設を利用して通信を行う場合は、当該施設機関に通信の伝達を依頼するものとする。
- (2) 要請に当たっては、様式1号「非常通信用紙」によるものとする。
- (3) 通信の要請は、通信を行おうとする班が、本部連絡員室に協議し、その結果に基づきその班が、又は本部連絡員室がまとめて依頼するものとする。

9 通信の記録

電話・口頭等で通信を行った者は、その状況を様式2号「災害情報」用紙に記録し、保管するものとする。

10 情報システムの高度化等

大規模災害発生時の情報の収集、災害応急対策活動につながる情報通信体制の整備拡充を図る。

(1) 情報収集・連絡システム

町は、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート(災害情報共有システム)等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。

町は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努

めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

気象、水防及び火災に関する特別警報・警報、注意報及び情報の発表、伝達並びにその周知徹底等は、次によるものとする。

1 警報等の種別

防災と関連のある警報等の種別は、次の区分に従って扱うものとする。

(1) 気象警報等の発表の基準

気象ないしは、気象と関連する異常気象等について、気象台において発表される特別警報・警報、注意報及び情報の種別及び基準は次表のとおりである。

種 類	発 表 基 準
1 気象情報	(1) 異常気象について、その状況を具体的に通報するもので、注意報や警報の発表前、又は、発表中に刻々変わる異常気象等の現況や予想について説明を要する場合。 (2) 岐阜県記録的短時間大雨情報 県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測・解析した場合に発表（県内の基準は、1時間に100mm以上の激しい雨を観測・解析した場合。）
気 象 注 意 報	2 風雪注意報 風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が12m/s以上と予想される場合。
	強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上と予想される場合。
	大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 笠松町 1時間雨量が30mm以上と予想される場合、あるいは、土壌雨量指数基準が92以上と予想される場合。
	大雪注意報 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 笠松町 24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合。
	濃霧注意報 濃霧によって交通機関に著しい支障が生じる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が、100m以下になると予想される場合。
	雷注意報 落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。

乾燥注意報	<p>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>実効湿度は60%以下で、最小湿度が25%以下になると予想される場合。</p>
なだれ注意報	<p>なだれによって災害がおこるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合。</p> <p>積雪が70cm以上あって日平均気温が2℃以上の場合。</p> <p>積雪が70cm以上あって降雨が予想される場合。</p>
着氷（雪）注意報	<p>着氷（雪）によって通信線や、送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>
融雪注意報	<p>融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>
霜注意報	<p>早霜、晩霜等によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が3℃以下になると予想される場合。</p>
低温注意報	<p>低温によって水道管凍結や破裂による著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>
3 洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 笠松町</p> <p>1時間雨量が30mm以上と予想される場合、あるいは、境川流域雨量指数基準が9以上と予想される場合。</p>
4 浸水注意報	<p>浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。気象注意報に含めて行い、浸水注意報の標題は用いない。</p>
5 地面現象注意報	<p>大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>気象注意報に含めて行い、地面現象注意報の標題は用いない。</p>
6 気 象 警 報	<p>暴風警報</p> <p>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が17m/s以上と予想される場合。</p>
	<p>暴風雪警報</p> <p>暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である降雪を伴い平均風速17m/s以上と予想される場合。</p>
	<p>大雨警報</p> <p>大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 笠松町</p> <p>（浸水害）1時間雨量が50mm以上と予想され、浸水害が起こるおそれがある場合。</p>

	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 笠松町 24時間の降雪の深さが40cm以上と予想される場合。
7	洪水警報	河川の上流での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 笠松町 1時間雨量が50mm以上と予想される場合、あるいは、境川流域雨量指数基準が11以上と予想される場合。
8	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 気象警報に含めて行い、浸水警報の標題は用いない。
9	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて行い、地面現象警報の標題は用いない。
10 特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 笠松町 48時間降水量が359mm以上と予想される場合 3時間降水量が172mm以上と予想される場合 土壌雨量指数が222以上と予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧による暴風が吹くと予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 笠松町 「伊勢湾台風級」 中心気圧930hpa以下 風速50m/秒以上
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 笠松町 「伊勢湾台風級」 中心気圧930hpa以下 風速50m/秒以上
	大雪特別警報	府県程度の広がりをもって数十年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 笠松町 24時間降雪量が43cm以上と予想される場合

(注) 発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。(平成27年1月1日現在)

(2) 警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域の名称	市町村等をまとめた地域の名称	二次細分区域の名称
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
------------	---

○早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 水防活動用警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対し発表する特別警報、警報及び注意報であって、種別、内容は次のとおりである。

区 分	警 報 等 の 内 容	
1 水防活動用気象注意報	気象注意報のうち、大雨注意報の発表があった時、本注意報があったものとし、水防活動用の語をつけない。	
2 水防活動用気象警報	気象警報のうち、大雨警報の発表があった時、本警報があったものとし、水防活動用の語をつけない。	
3 水防活動用気象特別警報	気象特別警報のうち、大雨特別警報の発表があった時、本警報があったものとし、水防活動用の語をつけない。	
4 水防活動用 洪水注意報	一般河川	一般河川についての洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語はつけない。
	協議河川	協議河川についての洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語はつけない。
5 水防活動用 洪水警報	一般河川	一般河川についての洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語はつけない。
	協議河川	協議河川についての洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語はつけない。

(5) 水防警報等の発表基準

ア 水防警報

水防法第16条に基づき、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣又は県知事は、水防警報を行うこととなっており、その内容は次のとおりである。

水防警報の内容と発令基準

段 階	種 類	内 容	発 令 基 準
第1段階	準 備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
第2段階	出 動	水防団員等の出動を通知するもの。	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
第3段階	解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水防活動の終了を通知するもの。水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、警戒水位を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
適 宜	情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。	適 宜

水防警報発令基準地点

河川名	観測所名	県名	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
木曽川	笠 松	岐阜	羽島郡笠松町柳原	右岸40.3Km	7.60m	10.40m
出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	解 除		
11.30m	13.40m	13.60m	14.15m	氾濫注意水位を下回って、水防活動の必要がなくなったとき		

河川名	観測所名	県名	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
木曽川	犬 山	愛知	愛知県犬山市栗栖	左岸59.7Km	5.80m	9.20m
出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	解 除		
10.40m	11.60m	12.20m	14.22m	氾濫注意水位を下回って、水防活動の必要がなくなったとき		

イ 洪水予報（対象河川：木曾川、長良川）

水防法第10条に基づき、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水の状況を水位又は流量を示して洪水予報を行うこととなっており、その内容は、次のとおりとし、伝達方法は「3 気象情報等の伝達」によるものとする。

区 分	内 容
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位を突破するおそれがあるとき、又は氾濫注意水位を超え注意を要するとき
氾濫警戒情報	避難判断水位に達した時、あるいは水位予想に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれるとき
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

ウ 氾濫危険水位到達情報（対象河川：境川）

水防法13条に基づき、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、県知事は氾濫危険水位到達情報の通知及び周知を行うこととなっており、その内容は次のとおりである。

区 分	内 容
氾濫危険情報	特に警戒すべき水位として定めた氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報	破堤したとき

河川名	観測所名	県名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位
境川	馬橋	岐阜	岐阜市蔵前	右岸14.5km	10.00m	10.20m
避難判 断水位	氾濫 危険水位	解 除				
10.30m	10.60m	氾濫注意水位を下回って、水防活動の必要がなくなったとき				

(6) 火災警報

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるときに消防長が発表する。

火災警報発表のための気象条件は、おおむね次のとおりである。

ア 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下。

イ 平均風速10m以上の風が1時間以上にわたって吹くと予想されるとき。ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないときは発表しない。

2 気象警報等の把握

総務班（退庁時にあつては宿日直者）は、気象注意報等が発表されているとき等災

害の発生の危険があるときは、県支部総務班等関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して町地域の的確な気象状況の把握に努めるものとする。

なお、関係機関からの警報等の受信に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 伝達される警報等の区分

警報等は、関係機関からおおむね次の区分で伝達される。

伝達（連絡）機関	警 報 種 別 等
県防災班	気象特別警報、警報及び風雨に関する注意報、情報について文が伝達される。
県支部建設班	雨及び洪水に関する注意報、警報、情報等水防上必要な事項を対策、指示と併せて全文が伝達される。
N T T 西日本又は東日本	気象情報について全文が伝達される。

3 気象情報等の伝達

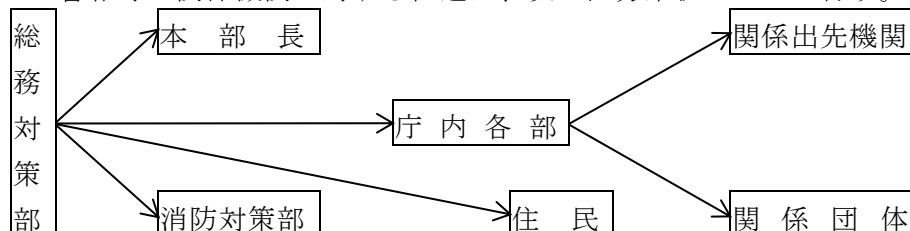
気象警報等を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、おおむね次の区分により伝達、徹底を図るものとする。

(1) 伝達の責任者

気象警報等の伝達及び地域住民に対する周知徹底は、総務班が担当するものとする。なお、他班（職員）において警報等の伝達を受け、あるいは異常現象等を承知したときは、直ちにその内容を総務班又は宿日直者に通報するものとする。

(2) 伝達の系統

警報等の関係機関に対する伝達は、次の区分系統によって行う。



(3) 退庁時における伝達

勤務時間外の関係職員不在時における伝達は、宿日直者が担当するものとするが、宿日直者は、気象警報等の種類、内容等に応じて必要な関係各部まで伝達する。

伝達を受けた関係各部は、それぞれの計画に基づき、職員の動員関係機関への指示、伝達及び住民への周知徹底を図るものとする。

(4) 住民等に対する徹底

町本部で掌握した気象警報のうち、住民にその内容を徹底する必要がある時は、町防災行政無線（同報系）、電話、F A X、電子メール等によってその徹底を図るものとする。また、町本部で掌握した気象特別警報については、住民に町防災行政無線（同報系）、電話、F A X、電子メール等によって命に関わる情報を直ちに伝達するものとする。

4 情報の整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生

かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

5 異常現象発見時の対策

災害の発生、あるいは災害の発生するおそれがある異常現象を発見し、又は承知したときの措置は次による。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、次の区分により関係機関に通報しなければならない。

- ア 火災に関する現象 ⇨ 消防機関（総務・消防対策部、西消防署（羽島郡広域
連合消防本部））
- イ 水防に関する現象 ⇨ 水防機関（水防団、総務・建設水道対策部、消防対策
部、警察官）

(2) 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策、措置を執るとともに総務班に、勤務時間外においては宿日直者に通報するものとする。

(3) 関係機関への通報

通報があった異常現象で関係機関等に通報を要する事項は次のとおりである。

- ア 岐阜地方気象台
気象及び地震に関する現象
- イ 県支部関係機関
災害発生のおそれのある異常現象
- ウ 隣接市町
隣接する市町に影響を与えるおそれのある異常現象

第9節 災害情報等の収集・伝達

被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）は、次によるものとする。ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによるものとする。

1 被害状況等の調査、報告事項

- (1) 住家等の一般被害状況の調査報告
- (2) 社会福祉施設被害状況の調査報告
- (3) 医療、衛生施設被害状況の調査報告
- (4) の1 商工業関係被害状況の調査報告
- (4) の2 観光施設被害状況の調査報告
- (5) 農業関係被害状況の調査報告
- (6) 土木施設被害状況の調査報告、都市施設被害状況の調査報告
- (7) 教育関係被害状況の調査報告
- (8) 町有財産被害状況の調査報告
- (9) 総合被害状況調
- (10) 消防関係報告書（火災報告）

- (1 1) 消防職団員活動状況の調査報告
- (1 2) 水防の情報
- (1 3) 即時報告（災害即報）

以上（1）～（1 3）までの様式は様式集等により定める

2 被害の状況の調査分担

被害状況の調査は、次表に掲げる部が直接又は関係機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施するものとする。

災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

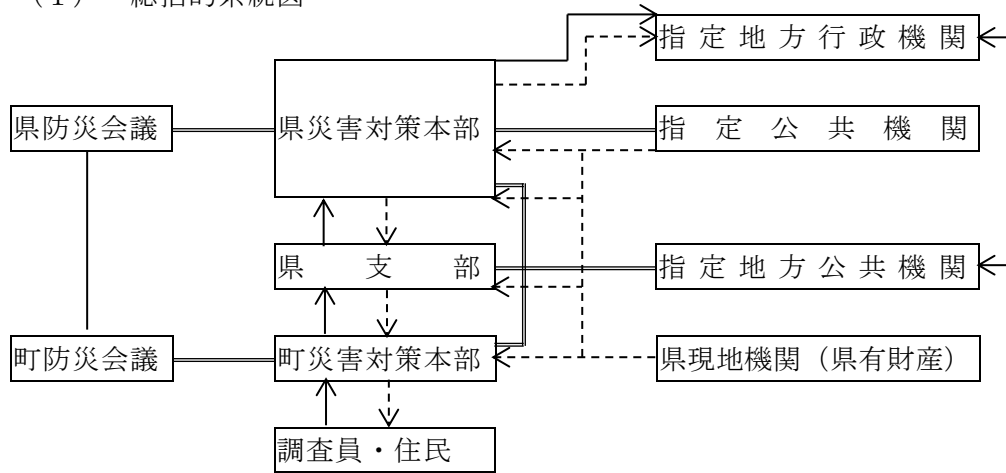
ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で調査の不可能なときは、県支部等に連絡し、関係機関等の応援を求めて行うものとする。

調 査 事 項	調 査 対 策 部	協 力 応 援 機 関
住 家 等 一 般 被 害	総務対策部	町内会、民生委員
社 会 福 祉 施 設 被 害	住民福祉対策部	施設管理者、社会福祉協議会
医 療、衛 生 施 設 被 害	住民福祉対策部	施設管理者、医師会
	企画環境経済対策部	
	建設水道対策部	水道工事業者
商工業及び観光施設被害	企画環境経済対策部	商工会
農 業 関 係 被 害	企画環境経済対策部	農業協同組合、農事改良組合
土 木 施 設 被 害	建設建設対策部	
都 市 施 設 被 害		
教 育・文 化 関 係 被 害	教育文化対策部	
	教育対策部	
町 有 施 設 被 害	総務対策部	各関係機関
総 合 被 害	総務対策部	各関係機関
火 災 等 の 情 報	消防対策部	
水 防 の 情 報	建設水道対策部	
	消防対策部	

3 被害状況等の報告系統

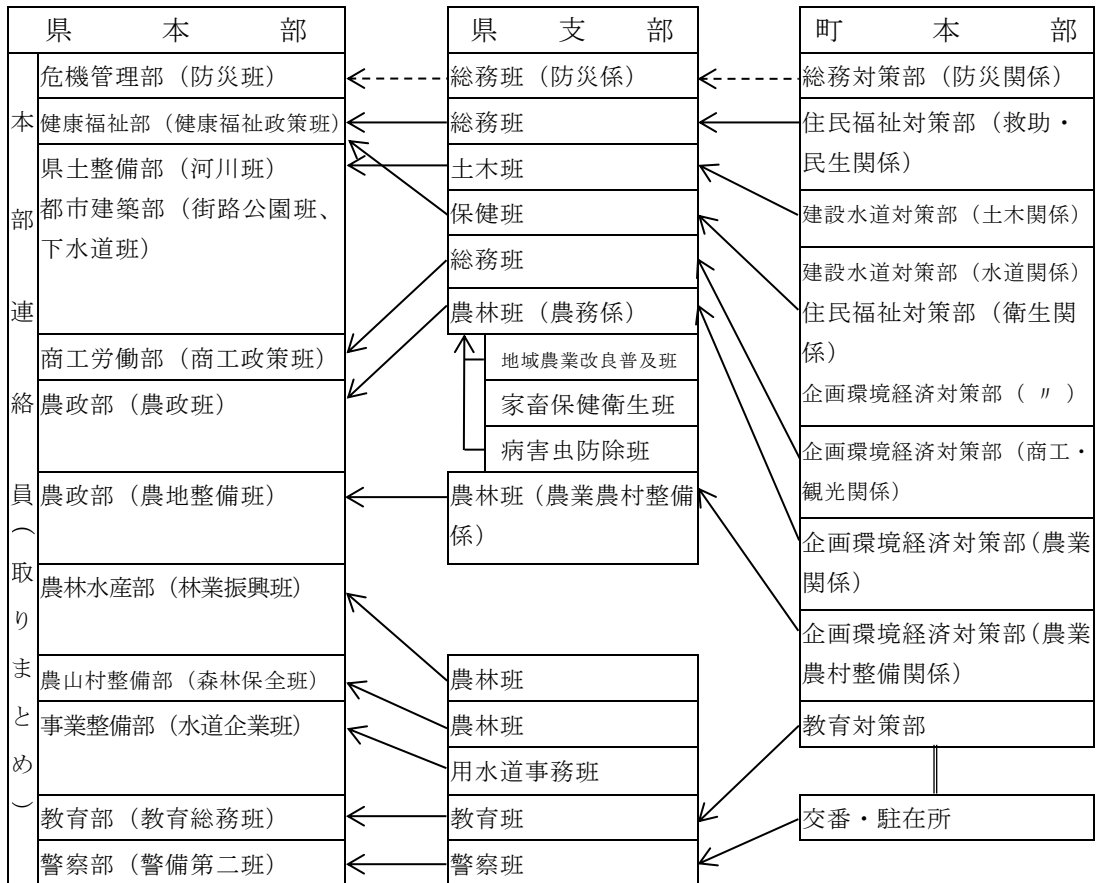
被害状況等の一般的な報告の系統はおおむね次のとおりとする。ただし、各報告事項別の詳細は、それぞれに定める系統によるものとする。

(1) 総括的系統図



(2) 県内部門別系統図

← 被害報告・業務連絡を示す ←--- 即時報告を示す — 被害情報交換を示す
警戒体制・非常体制・救助体制をとった場合（県が災害対策本部を設置したとき）



4 調査及び報告等

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限
即時報告（災害即報）	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
概況調査報告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	確定後3日以内
変動（訂正）調査報告	各調査が誤っていたことを発見したときに再調査し、報告する。	発見後3日以内
終了報告	長期間にわたった被害（例、たん水）が終了したときに報告する。	終了後1日以内
応急対策の報告	被災地域における状況及び実施し又は実施しようとする応急対策の概況について、できる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

(注) 1 毎日定時に報告を必要とする場合は、本部連絡員室においてその時刻、回数期間を検討のうえ指示する。

2 調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また、2以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。

5 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、人的被害と直接つながる被害すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

6 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査、報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行うものとする。

- (1) 本章第1節1により準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 県又は町が対策本部を設置したとき。
- (3) 町地域内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が町地域の広域におよび、町地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認め

られるとき。

7 調査の事前準備

被害状況等を調査するに当たっては、あらかじめ調査員に調査の内容、基準等について周知しておくものとする。

8 情報の収集、報告

町本部は、次の方法により情報を収集し、報告（即時報告、概況調査報告、確定調査報告等）するものとする。

なお、被害状況等の各部門別の取りまとめ及び関係機関（県支部又は県本部）等に対する報告は、それぞれの部門を担当する各班において行うものとする。

- (1) 各班は、各部門ごとに被害の状況及び災害応急対策の実施状況を取りまとめること。なお、即時報告（災害速報）は、総務班において取りまとめる。
- (2) 各班は、取りまとめた情報を本部連絡員を通じて町本部に報告し、総務班において集計する。
- (3) 緊急を要する場合は、直接県本部に報告し、その旨を県支部に連絡する。
- (4) 上記報告内容は、岐阜羽島警察署に連絡するものとする。

9 町本部内における連絡等

町本部内における被害状況の取りまとめ、災害情報の連絡等は次の方法によるものとする。

(1) 収集

各班においては、収集した被害状況その他の情報は本部連絡員を通じて担当部長に、担当部長は町本部に報告するものとする。

(2) 連絡

町本部において承知し、収集した情報のうち、各部班において必要な事項については、その事項を所管する部の本部連絡員が担当部長及び班長に連絡するものとする。

(3) 伝達

本部員会議の決定事項及び本部長の指示命令は、その部を所管する部の本部連絡員が担当部長及び班長に伝達するものとする。

(4) 災害発生の連絡

水防担当（建設）班及び宿日直者は、大災害の発生を承知し、又は発生しようとしていることを承知したときは、総務班に通知するものとする。

ただし、退庁時等は、あらかじめ定めた連絡方法により総務対策部長に通知するものとする。

通知を受けた総務対策部は、本部連絡員を通じて各部長をはじめ関係者に通知するものとする。

10 調査報告の留意事項

被害状況の調査、報告に当たっては、全般的にわたって次の事項に留意を要する。

(1) 即時報告（災害即報）

この報告は、概況調査報告の前段情報として、災害予防応急対策の基礎となるものであるから、直ちにその概況を的確に行う必要がある。

(2) 概況調査、報告

この調査は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから、特に速やかにその概況を的確に調査、報告する必要がある。

(3) 中間（変動）調査、報告

この調査、報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるものであるから、変動あるいは判明の都度、速やかに調査、報告する必要がある。

(4) 確定調査、報告

この調査、報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担を決定するような場合もあるので正確な被害の調査、報告を要する。

なお、この調査に当たっては、各応急対策の計画で定める調査、報告事項と併せて行う等できる限り正確を期するものとする。

(5) 電話報告と文書報告

この計画による報告は、通常電話又はFAXによることとなるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告する。

(6) 報告用紙の印刷

電話の発受あるいは文書報告のため関係の機関は、所要様式を事前に印刷保管しておくものとする。

(7) 情報発受記録の整備

情報の発受に当たっては、発受両機関とも記録を整備保管するものとする。

なお、電話、口頭等による発受は、様式によって記録するものとする。

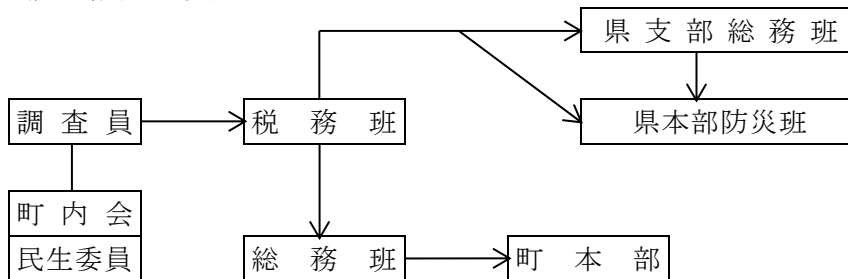
1.1 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害、その他の状況を調査し、あるいは実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の各区分に従って行うものとする。

(1) 住家等一般被害状況等の調査報告

この調査報告は、人的被害及びこれにつながる被害状況を把握し、災害救助法その他による応急救助等実施の基礎資料とするため必要な事項を調査報告するものとする。

ア 調査報告の系統



イ 調査報告事項

「住家等一般被害状況報告書（様式は様式集等により定める）」に定める事項について調査報告する。

ウ 被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度、区分等は、おおむね次の基準によ

るものとする。

被害等区分	判定基準
死者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1 所在不明となり、死亡した疑いのある者 2 家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1 か月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1 か月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全失 (全壊・全焼・全流失)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要構造部の被害額がその住家の50%以上に達した程度のもの 3 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半失 (半壊・半焼)	1 損失部分の床面積がその住家の床面積の20%以上70%未満のもの 2 住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの 3 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等の堆積により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部損壊	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない)
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお、主屋に付属している風呂、便所等は、主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は、2棟とする。
1戸	住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	生計を一にしている実際の生活単位(寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を一世帯とする。)

(注) 1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。

- ① 全失 ② 半失 ③ 床上浸水 ④ 床下浸水 ⑤ 一部破損
- 2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- 3 住家の付属建物(便所、浴場等)の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。(比率が小さければ住宅の一部破損とする。)
- 4 遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場

合で被災地が明確でない場合にあつては、その者の被災地が確定するまでの間は遺体の保存（処置）は市町村の被害として計上する。

- 5 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建築物の被害も含めて、重複計上するものとする。

エ 調査の方法

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し、又は参考として行うものとする。

(ア) 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。係る場合は、浸水地域（集落等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、その地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、被災人員についてもその地域（集落）の平均世帯人員によって計上する等の方法もやむを得ないものとする。

(イ) 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表（様式は様式集により定める）」によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。

なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食料配給事務所等の諸記録とも照合し、的確を期するものとする。

(ウ) 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し知事、町長、警察官及び自衛官等により避難情報を行った場合は、町本部等に通知することとされているので、この情報を取りまとめ報告するものとする。

(エ) 「住家等一般被害状況等報告書（様式は様式集により定める）」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努めるものとする。

(オ) 人的被害のある場合には、死者、行方不明者、負傷者の住所、氏名、人数の確認に当たる。

オ 報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(ア) 本報告は、税務班の責任において実施を要する。

(イ) 中間報告を要する災害にあつては、少なくとも毎日午前10時までに報告するものとする。

(ウ) 税務班は、本報告の責任者を定めておくとともに毎年4月30日までに、次の事項を県本部防災班に報告するものとする。

なお、報告事項に移動を生じた場合には、その都度報告するものとする。

- 町の救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
- 報告責任者の所属、職名、氏名
- 報告副責任者の所属、職名、氏名

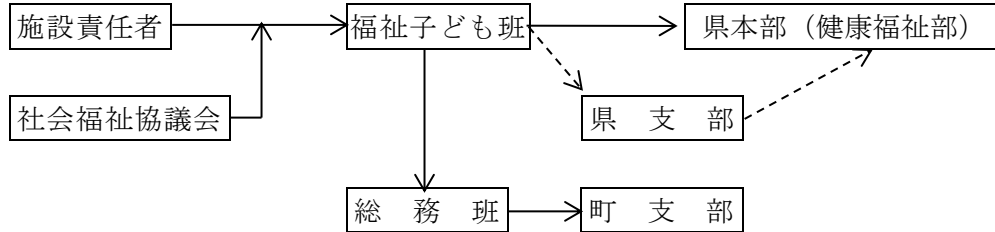
- (2) 社会福祉施設被害状況の調査報告

この調査報告は、社会福祉施設の被害に伴う入所者の保護と施設の応急復旧等の基礎資料とするため必要な事項を調査し、報告するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は施設責任者が被害状況を調査し、次により報告するものとする。

(ア) 町及び社会福祉法人の経営する施設



イ 調査報告事項

「社会福祉施設被害状況報告書（様式は様式集により定める）」に定める各事項について調査、報告する。

ウ 社会福祉施設の範囲

本調査報告は、社会福祉事業法にいう第1種及び第2種施設について行うものとする。

エ 被害程度判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、本節11「部門別被害状況等の調査報告」の(1)「住家等一般被害状況報告」のウ「被害状況判定の基準等」の例による。

オ 調査報告の方法

(ア) 建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書（様式は様式集により定める）」と重複計上されるものであるから、調査、報告あるいは集計にあたっては留意して扱うものとする。

(イ) 確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設被害調査表（様式は様式集により定める）」を添えて提出するものとする。

カ 報告書記載作成の方法

(ア) 各施設責任者は、本報告書を作成する。

(イ) 福祉子ども班は、その集計をして本報告書を作成する。（文書による提出に当たっては、各施設別報告書を添える。）

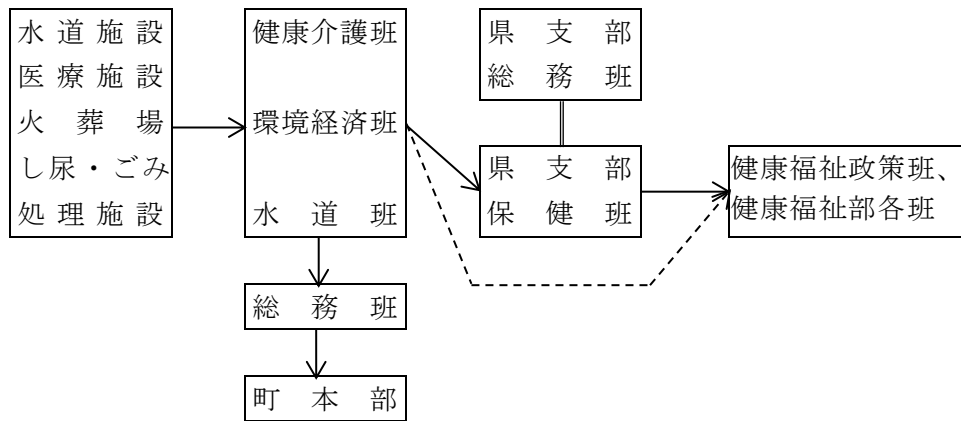
(ウ) 報告に当たっては、施設名称、被害室名（便所、入所室等）及び入所者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載して行う。

(3) 医療、衛生施設の被害状況調査報告

この調査報告は、医療衛生施設の状況を掌握し、医療、衛生対策の基礎資料とするための必要な事項を調査するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、健康介護班、環境経済班及び水道班が関係機関と協力して行い、健康介護班が報告するものとする。



イ 調査報告事項

「医療衛生施設被害状況等報告書（様式は様式集により定める）」に定める事項について調査、報告する。

ウ 医療、衛生施設の範囲

調査は、公営、民間営すべてについて計上する。

エ 調査報告の方法

被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況等報告書（様式は様式集により定める）」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。

オ 報告書記載作成の方法

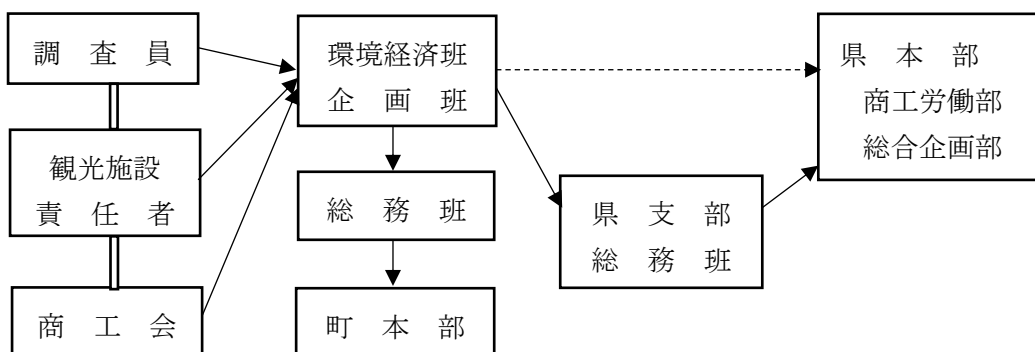
応急対策その他の状況の記載にあつては、町地域における総合的な状況によるものとする。

(4) 商工業及び観光施設被害状況の調査報告

この調査報告は、商工業及び観光施設関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査報告の系統

調査は、環境経済班及び企画班が商工会、その他関係団体と協力して行い、報告は次の系統によって行うものとする。



イ 調査施設の範囲

商工業及び観光施設関係の全般について調査する。なお、県営施設については、計上しない。

ウ 調査報告事項

「商工業関係被害状況等報告書（様式は様式集により定める）」並びに「観光

施設被害状況等報告書（様式は様式集により定める）」に定める各事項について調査、報告する。

なお、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

エ 調査の基準

被害状況の調査、計上に当たっては、次の基準によるものとする。

(ア) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず、件数と被害額のみ計上する。

(イ) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、() 外書きとして計上する。

(ウ) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

(エ) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

(オ) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

オ 調査報告の方法

調査報告に当たっては、次の点に留意して扱うものとする。

(ア) 本被害のうち建物被害については、「住家等一般被害状況等報告書（様式は様式集により定める）」の非住家と重複計上されるものである。

(イ) 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し、重複、脱ろうの防止に努めること。（例 木材、農産加工製造品等）

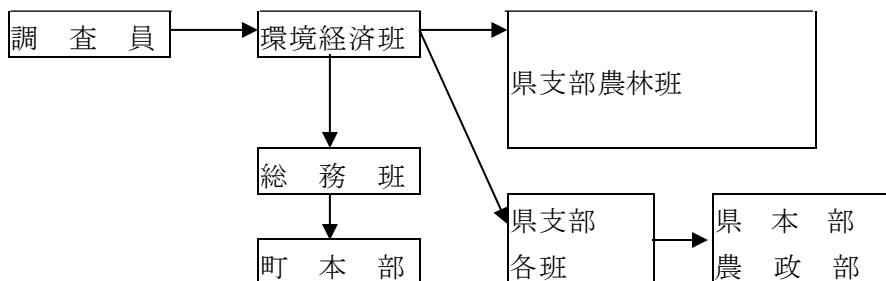
(5) 農業関係の被害状況の調査報告

この調査報告は、農業関係（水産を含む。）の被害状況を掌握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものである。

ア 被害報告の系統

調査は、環境経済班が行い、報告は、次の系統によって行うものとする。

なお、調査に当たっては、県支部農林班の立会いを求め、適切な被害評価に努めるものとする。



イ 調査報告事項及び様式

農政、農産、畜産、水産、耕地関係に区分し、様式集等により定める事項につき調査し報告するものとする。

ウ 報告期限

文書による報告書の提出期限は、県本部が指示した場合を除き、次によるものとする。

る。なお、災害の程度等により期限前に報告を必要とするものは、その都度電話によって行うものとする。

- (ア) 概況報告にあつては、災害終息後 3 日以内
- (イ) 中間報告にあつては、災害終息後 9 日以内
- (ウ) 確定報告にあつては、災害終息後 15 日以内

エ 調査の基準

被害状況の調査に当たっての判定の基準は、おおむね次によるものとする。

(ア) 農地等の被害区分

- 流失 ⇒ その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。
- 埋没 ⇒ 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。
- 冠水 ⇒ 作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものをいう。

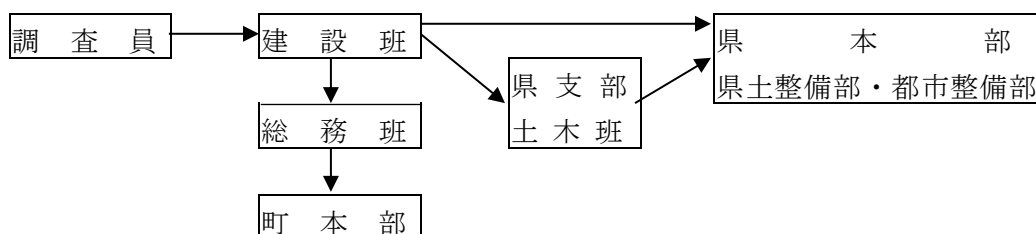
(イ) 農作物等作物被害は、その被害により収穫量の減収相当分を予想(推定)して計上するものとする。

(6) 土木施設被害状況等調査報告及び都市施設被害状況調査報告

この調査報告は、土木施設の被害状況及び都市施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものである。

ア 調査報告の系統

調査は、建設班が県支部土木班の協力を得て行い、報告は、次の系統によって行うものとする。



イ 調査の範囲

土木施設及び都市施設全般について行う。ただし、国の直轄施設についての被害は参考的に調査する。

ウ 調査報告

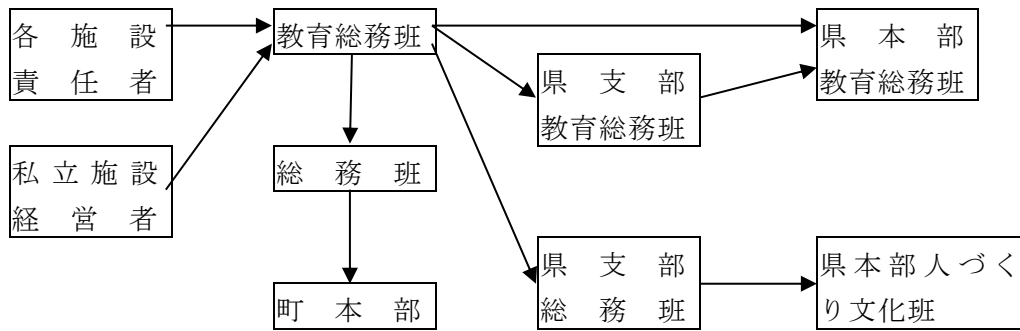
「土木施設被害状況等報告書(様式は様式集により定める)」「都市施設被害状況報告書(様式は様式集により定める)」に定める各事項について調査し、報告する。

(7) 教育関係被害状況の調査報告

この調査報告は、教育施設等(私立を含む。)の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

町の施設及び文化財の調査は、教育総務班が行い、報告は、次の系統によって行うものとする。



イ 調査報告事項

「教育関係被害状況等報告書（様式は様式集により定める）」に定める事項について調査し、報告するものとする。

ウ 被害程度判定の基準

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準によるものとする。

(ア) 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

(イ) 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は、補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。

なお、当該建物が復旧してもその安全度保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

(ウ) 一部損壊

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

エ 用途別区分基準

施設の用途別区分は、おおむね次の基準によるものとする。

(ア) 建物

当該学校の使用に供されている建物（建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む。）をいう。

(イ) 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物。例えば、自転車置場、相撲場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

(ウ) 土地

建物敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設（校地造成施設とは、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物「樹木は除く」等）をいう。

(エ) 設備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品。例えば、児童生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育機器、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食品等をいう。

オ 被害状況の集計

県立施設分は（ ）内書きとする。

カ 報告書記載作成の方法

(ア) 区分欄は、次のように区分する。

○ 市町村施設 ⇨ 小学校、中学校、歴史未来館、交流センター、体育施設、学校給食センター等

○ 私立施設 ⇨ 幼稚園

(イ) 文化財に被害があったときは、「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し、報告する。

(ウ) 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上すること。従って要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

キ その他

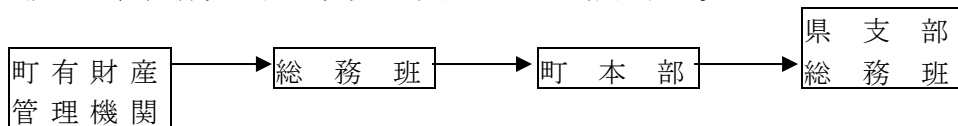
その他被害状況の調査報告は、県計画第3章第36節「文教災害対策」の定めるところによるものとする。

(8) 町有財産被害状況等の調査報告

この調査は、町有財産の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、総務班が行い、次の系統によって報告する。



(注) 財産管理機関とは、実質上財産を管理している者をいう。

イ 調査の範囲

本調査は、町有財産（物品を含む）のほか借用財産（無籍建物等を含む）にあっても、その復旧等が町の責任において実施しなければならないものを含めるものとする。

なお、次の施設についての調査報告は、それぞれの施設被害状況調査によるが、町本部各班の町有財産被害の集計に当たっては（ ）外書きしておくものとする。

(ア) 町営社会福祉施設

ウ 調査報告事項

「町有財産被害状況等報告書（様式は様式集により定める）」に定める事項について調査し、報告するものとする。

エ 調査報告の基準

被害状況の調査計上に当たっての基準は次による。

(ア) 建物の被害区分は、「住家等一般被害状況（様式は様式集により定める）」の判定基準によるものとする。

(イ) その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上するものとする。

a 給食施設と給水施設の被害があったときは2件

b 自転車2台と更紙2,000枚の被害は3件（備品については1点とし、消耗品については1品種1件とする）

オ 調査報告の方法

調査、報告に当たっては、次の点に留意して扱うものとする。

(ア) 調査に当たっては「町有財産被害調査表(様式は様式集により定める)」により施設別に調査作成し、これを集計して報告する。

(イ) 本被害のうち建物については「住家等一般被害状況」の住家(公舎等)及び非住家その他と重複計上されるものである。

(9) 総合被害状況等の収集報告

総合被害は、次の方法によって取りまとめ、町における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関に通報するものとする。

ア 情報収集の系統

総合被害の収集は、総務班が各班からの報告に基づいて行う。

イ 被害の集計

町本部における被害の集計は、「総合被害状況調(様式は様式集により定める)」及び「法定被害状況報告書(様式は様式集により定める)」に定める各事項に分類して集計するものとする。

ウ 被害の通報

総合被害を取りまとめたときは、次の各機関に通報するものとする。

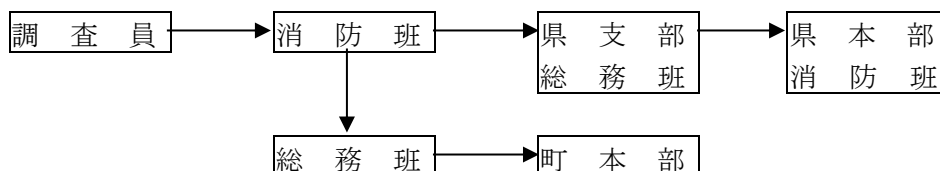
- 防災会議構成委員の所属機関
- 町本部各部
- 報道機関
- その他必要な関係機関

(10) 火災被害状況等の調査報告

この調査報告は、火災による被害並びに災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、消防班が行い、次の系統により報告する。



イ 即報する災害の規模

火災、災害が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する場合に報告する。

(ア) 一般基準

- a 死者3人以上生じたもの
- b 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(イ) 個別基準

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 「適マーク」を交付した防火対象物の火災(複合用途防火対象物で「適マーク」対象外の部分からの出火を含む。)
- d 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- e 損害額1億円以上と推定される火災
- f 船舶・航空機・列車・自動車の火災で次に掲げるもの

・航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

・列車火災

g 上記に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

h 危険物に係る事故

i その他特定の事故

ウ 調査報告事項

「消防関係報告書（様式は様式集により定める）」に定める事項及び「火災・災害等即報要領」によって即報するものとする。

ただし、上記報告は、災害発生後直ちに行う電話等による即報事項であって、その後速やかに「火災報告取扱要領」に定めるところにより「火災詳報」の様式事項について調査、報告するものとする。

エ その他

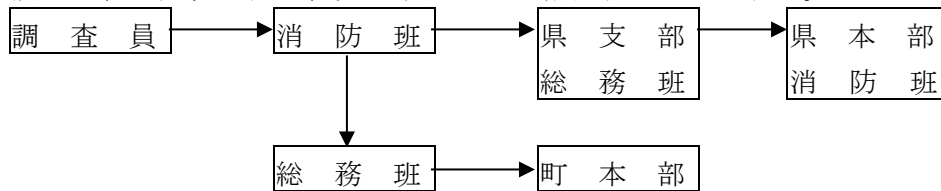
被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

(1 1) 消防活動状況等の調査報告

本報告は、災害時における消防機関の活動を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、消防班が行い、次の系統により報告するものとする。



イ 調査報告事項

災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に従事させたときに「消防職団員活動状況報告書（様式は様式集により定める）」に定める事項について調査報告する。ただし、町長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、本節（1 2）の水防の情報に定める計画によるものとする。

ウ 調査報告の方法

（ア） 活動状況については出動月日につき1枚とする。

（イ） 消防本部、消防団を区別して記入する。

(1 2) 水防の情報

本情報は、洪水に当たって堤防等の危険な状態を掌握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 雨量の通報

相当降雨量があったと認められるときは、建設班は、岐阜県水防計画に定めるところにより雨量の通報を行う。

イ 水位の通報

町本部（建設班）は、洪水のおそれがあることを察知し、又は洪水予報の通知

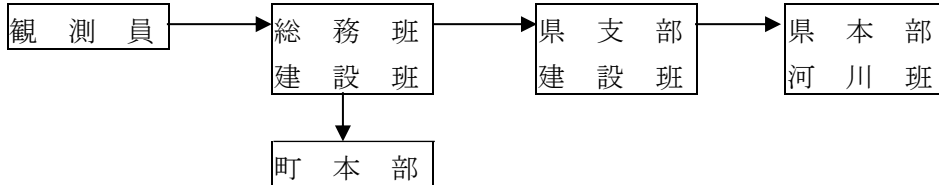
を受けたときは、岐阜県水防計画に定めるところにより水位の変動についてその状況を通報する。

なお、通報事項は、次のとおりである。

- (ア) 観測場所
- (イ) 観測日時
- (ウ) 水位
- (エ) 増減の傾向及び見込み

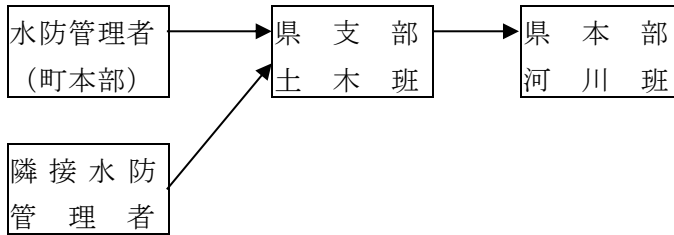
ウ 雨量及び水位の通報系統

通報は、次の系統により行う。



エ 破堤等の通報

堤防等が破堤し、又は破堤しそうになったとき、あるいは住民の避難指示等を要する状態になったときは、次の系統によりその状況を通報する。



(注) 隣接水防管理者とは、堤防等が破堤したときに氾濫が予想される方向の隣接する水防管理団体、市町本部をいう。

オ その他の通報

(ア) 町本部（総務班）は、消防機関等を出動させ河川の巡視警戒あるいは水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況を県支部建設班を経て県本部河川班に報告するものとする。

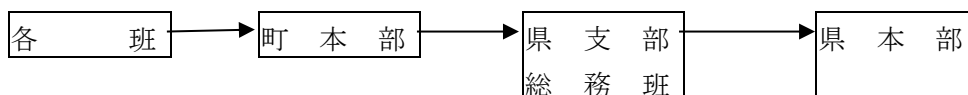
(イ) 町本部（総務班）は、他の機関の応援を求めるとき、又は自衛隊の出動を要請しようとするときは、県支部建設班を経て県本部河川班に通報又は要請するものとする。

(13) 即時報告（災害即報）

本報告は、災害による被害の状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに掌握し、災害応急対策の基礎資料にするものとする。

ア 各班は、住民若しくは関係機関からの情報、自ら執った災害防護応急措置等について次の系統で報告する。

なお、直接県本部（防災班）に報告したときは遅滞なくその内容を本部連絡員室および県支部総務班に通報するものとする。



イ 報告事項等

「即時報告（災害即報）」に定める事項のほか、死傷者の発生した原因救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、無線電話、有線電話及び電報のいずれかにより報告するものとする。

第10節 災害広報

災害時における報道機関、住民に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報活動は、次によるものとする。

1 情報の収集及び広報機関

町本部における被害状況その他の災害情報は、企画班において担当するものとする。

2 災害情報の収集

「第9節災害情報等の収集・伝達」に定める事項以外の災害情報収集は、次の要領により収集するものとする。

- (1) 企画班職員を現場に派遣して、災害現場写真を撮影するものとする。
- (2) 県本部広報班の要望があれば、これらの写真を提供する。
- (3) 企画班職員以外の職員が撮影した写真の収集を図るものとする。また、県防災航空隊に、町地域内の災害現場の写真撮影を要請するものとする。
- (4) その他現場における資料の収集を図るものとする。

3 災害情報等の広報

(1) 広報の手段

町は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(2) 報道機関に対する情報発表

町本部において収集した被害状況、その他災害の情報は、報道機関に対して、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害の発生場所
- ウ 被害調査及び発表の時限
- エ 被害状況（様式は様式集により定める）
- オ 災害救助法適用の有無

カ 町本部等における応急対策の状況

なお、本情報は発表時判明している事項について行うものとする。

(3) 被災者等への広報の配慮

町は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。

(4) 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。なお、被災者の中に、配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

4 災害相談

企画班は、災害時における住民の陳情及び要望を速やかに把握することに努めるとともに、被災住民の災害復旧等に対する災害相談に応ずるものとする。

5 安否不明者等の氏名等公表

要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、市町村等と連携の上、県が安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。

第 1 1 節 消防・救急・救助活動

災害時における消防に関する応急の対策は、次によるものとする。

1 火災気象通報の取扱い

(1) 火災警報発令基準

火災に関する警報は、气象台発表の気象通報を勘案し、火災予防上消防長が危険であると認め、かつ気象の状況が次の各号いずれかであるときに発令する。


ア 実効湿度 60 パーセント以下で、最小湿度 25 パーセント以下。

イ 平均風速 12 メートル以上の風が 1 時間以上にわたって吹くと予想されるとき。

ただし、降雨、降雪を伴うときを除く。

(2) 火災警報の伝達及び周知徹底

火災警報の伝達は、消防本部から周知を図るとともに、町本部に「火災警報発令中」の表示を行う。

打 鐘 信 号	(1点と4点との班打) ● ● - ● - ● - ● ● ● ● - ● - ● - ● - ●
そ の 他	掲示板 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">火 災 警 報 発 令 中</div> 赤地に白地吹流し 

2 出動計画

火災、その他非常災害の発生した場合は、羽島郡広域連合消防本部にあっては別に定める規定によるものとし、消防団にあっては、消防署と緊密な連絡を取りつつ、次のとおり行うものとする。

- (1) 火災出動は、出動計画によるものとする。
- (2) 火災以外の災害における出動は、消防団長の命令により出動するものとする。
- (3) 現地本部を設置したときは、出動分団ごとに伝令員を差し出すものとする。
- (4) 鎮火後の警備は、その都度団長が指示する。
- (5) 消防活動終了後、出動分団長は、活動内容、人員、機械及び器具の異常を速やかに現地本部に報告するものとする。

3 招集計画

火災、その他非常災害の発生若しくは発生のおそれがある場合は、次により招集するものとする。

- (1) 消防職員にあっては、別に定める規定によるものとする。
- (2) 消防団員にあっては、次により招集するものとする。
 - ア 招集は、火災召集メールにより行うものとする。
 - イ 集合場所は、特に指定するもののほか各所属の消防車庫とする。
 - ウ 応召した団員は、分団長に報告するものとする。分団長は参集完了の旨を消防団長に報告し、指揮を受けるものとする。

4 警戒計画

災害以外の警戒出動は、次のとおり行うものとする。

- (1) 羽島郡広域連合消防本部にあっては、特に定める規定によるものとする。
- (2) 消防団にあっては、特に計画するもののほか次のとおり行うものとする。
 - ア 火災警報下の警戒
出動体制の強化・火災の早期発見
 - イ 特別警戒

(ア) 年末特別警戒

12月28日から30日まで

(イ) その他の特別警戒

川まつり、リバーサイドカーニバル、祭礼その他公衆の多数集合する場合等で特別警戒を実施する必要があるときは、その都度実情に即した計画を樹立して実施する。

5 相互応援計画

町及び羽島郡広域連合消防本部は、次のとおり岐阜県広域消防総合応援協定及び消防相互応援協定を締結し、別に定める協定に基づき実施するものとする。

(1) 岐阜県広域消防相互応援協定

ア 協定の対象地域

岐阜県下の全市町村

イ 対象とすべき災害の種別と規模

地震、風水害、集団的な救急、救助事故等で規模が大きく、発生市町村のみでは被害の防止、人命救助等が、困難な場合

(2) 大規模災害消防応援・受援計画

ア 緊急消防救助隊

イ 災害発生地の属する都道府県内の消防力、又は相互応援協定による消防力では、対処することが困難と予測される災害が発生した場合

(3) 消防相互応援協定

ア 町及び羽島郡広域連合が協定を締結している市町等

岐南町、岐阜市、羽島市、各務原市

イ 対象とすべき災害の種別と規模

火災救急で発生市町村での被害の防止、人命救助等が困難な場合

(4) 協定区域及び指揮並びに経費については、別に定める応援協定書によるものとする。

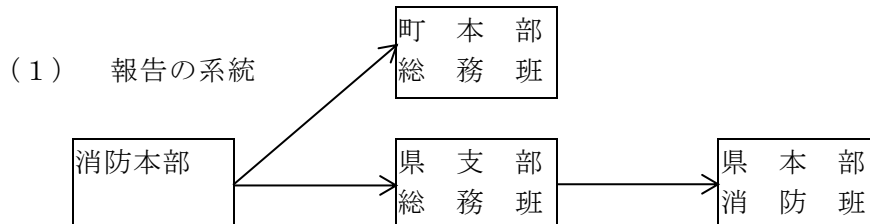
6 断減水時の計画

(1) 消火栓の断水時においては、自然水利及び貯水槽に部署するものとし、ポンプによる中継補給を行うものとする。

(2) 自然水利等を巡回点検し、水利確保に努めるとともに、中継補給による水利の統制を行うものとする。

7 火災の報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査、報告は、次の方法によるものとする。



(2) 報告の種別及び報告期日

報 告 の 種 別	報 告 期 日
火 災 月 報	翌月 15 日
火 災 報 告	4 月・7 月・10 月・1 月（10 日）
火 災 詳 報	県支部長の指示する日
火災即報（消防関係即報）	即時

(3) 火災詳報を要する火災

火災即報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で県本部長が必要に応じて報告を求めたものについて提出するものとする。

(4) 火災即報を要する火災

火災即報は、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する火災について報告するものとする。

ただし、一般基準、個別基準については、第3章第9節災害情報収集等の収集・伝達11（10）「イ 即報する火災の規模」の（ア）（イ）に同じ。

(5) 調査報告事項

火災の即報は、県計画第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」で定める「消防関係即報」及び「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに電話等により行うものとする。

火災詳報及び火災報告並びに被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

8 救急業務

社会環境の複雑化に伴い、交通事故その他の事故が激増の傾向にあるので、救急業務の完璧を期するため常に組織及び施設の整備を図るものとする。

9 警察機関との連絡

災害時における応急対策実施のため消防機関と警察機関のとの連絡調整の必要がある場合は、相互に協議して行うものとする。

10 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第 12 節 水防活動

水害に対しての水防機関の災害応急対策は、水防法第33条の規定に基づいて作成する木曾川右岸地帯水防事務組合水防計画によるものとする。

第 13 節 県防災ヘリコプターの活用

町本部は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命、身体、財産を保護する為、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がない時は、必要に応じて、岐阜県防災ヘリコプターの応援を要請するものとする。

1 防災ヘリコプターの応援要請

(1) 消防組織法上の活動に係る応援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、町長から知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

要請は、羽島郡広域連合消防本部消防長が岐阜県防災航空隊に電話及びFAXで行う。

(2) 災害対策基本法第68条に基づく応援要請

物資及び負傷者の輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、要請するものとする。

第14節 災害救助法の適用

救助実施上必要な関連手続き及び災害救助法による救助の基本等は、次によるものとする。

なお、災害時における被災者等の救助及び健康の保持は、県計画第3章第26節「救助活動」に定めるもののほか、次によるものとする。

1 災害救助法適用基準

災害救助法による救助の適用基準は、次によるものとする。

(1) 適用の基準

災害救助法適用の基準は、町地域内の被害が次の各号の一に該当する災害で、県本部長が災害救助法による救助が必要と認めたときに適用される。

ア 本町における住家の全失世帯が50世帯以上に達したとき。

イ 被害世帯がアに達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県下の全失世帯が2,000世帯以上の場合で、本町における被害世帯が25世帯以上に達したとき。

ウ 被害世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり県下の全失世帯が9,000世帯以上に達した場合で、本町における被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救助を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

ア 住家の半失（半焼・半壊）世帯は、全失世帯の1/2、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は1/3として計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なくあくまで世帯数で計算する。
例えば、被害家屋は1戸であっても3世帯が居住していれば、3世帯として計上する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件

を考慮して、実情に即した決定をする。

エ 災害の種別については、限定しない。従って、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

2 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は次表のとおりとする。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置及び収容	7日以内	町本部
炊き出し及び食品の給与	7日以内	町本部
飲料水の供給	7日以内	町本部
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝町本部
医療	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、町本部
助産	分娩した日から7日以内	その他＝町本部
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具・通学用品15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝町本部
災害にかかった者の救出	3日以内	町本部
仮設住宅の建設	災害発生の日から20日以内	町本部
住宅応急修理	3か月以内 (国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内)	町本部
障害物の除去	10日以内	町本部
遺体の捜索	10日以内	町本部
遺体の取扱い	10日以内	町本部
遺体の埋火葬	10日以内	町本部

(注) 1 本実施区分は基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、また、町実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。

2 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、町本部の行う救助活動は、災害救助法第30条第1項の規定による知事はその権限に属する事務を町長が行うこととする通知をした場合による。

- 3 町本部は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。ただし、実施に当たって連絡し、その指示を得るいとまがないときは、町本部で実施し、その結果を報告するものとする。
- 4 実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従って、この期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

3 町本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生しようとしているときは、町本部は、本計画の定めるところにより、被災者の救出、避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部防災班（県支部総務班経由）に報告するものとする。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては町単独の救助として処理するものとする。

参 考

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の規模及び発生地区等によって一定ではないが、原則としては、災害救助法の適用が先に決定されるべきである。しかし、現実においては、災害発生後災害救助法の適用を現地に指達するまでには相当の長時間を要する 때가多く、応急救助の実施を先に着手する 場合が多い。すなわち、広範囲にわたる風水害、震災等においては、災害が発生したときは直ちに被災者の救出、避難所の開設、炊き出しの実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用指達には通信施設の被害等により相当長時間を要することは必至であるから、救助法適用指達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。なお、応急救助の実施は、災害が発生したからといって必要でない救助まで実施することなく、どうしても実施しなければならない場合に限り必要な救助を行うものとし、今直ちに救助を行う必要のない場合は、被害状況を報告し、その適用を待って県本部の指示に基づき、実施するものとする。

4 救助実施状況の報告

町本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは県様式「岐阜県災害救助法施行細則様式」により毎日その状況を県本部防災班に直接報告し、その内容を県支部総務班に連絡する。

なお、救助別の報告をする事項及び内訳は、次表のとおりとする。

報 告 事 項		報 告 様 式 (様式は様式集等により定める)	その 都度 報告	日 報	期 間 指 定 報 告
被 害	概 況 報 告	住家等一般被害状況報告書	○		○2日以内
	中 間 報 告		○		
	確 定 報 告				

避難所設置	開設報告 収容状況報告 閉鎖報告	救助日報	○ ○	○	
仮設住宅設置	住宅対策報告 入居該当世帯報告 着工報告 竣工報告 入居報告	住宅総合対策報告書 応急仮設住宅入居該当世帯調 救助日報 救助日報	 ○	○ ○	○5日以内 ○5日以内
炊出状況報告		救助日報		○	
飲料水供給状況報告		救助日報		○	
被服・寝具・生活必需品支給	世帯構成員別被害報告 支給状況報告 支給完了報告	世帯構成員別被害状況 救助日報	 ○	○	○2日以内
医療・助産	医療班出動要請 医療班出動報告 医療助産実施状況報告	医療班出動編成表 救助日報	○ ○	○	
被災者救出状況報告		救助日報		○	
住宅応急修理	住宅対策報告 住宅応急修理該当世帯報告 着工報告 竣工報告	住宅総合災害対策報告書 住宅応急修理該当世帯調 救助日報 救助日報		○ ○	○5日以内 ○5日以内
災害資金援助	災害援護資金等希望世帯報告 借入予定者報告 (申込書進達)	災害援護資金等希望世帯調 災害援護資金借入予定者名簿			○10日以内 ○10日以内 ○15日以内
学用品支給	被災教科書報告 学用品支給状況報告 学用品支給完了報告	被災教科書報告書 救助日報	 ○	○	○5日以内

埋葬救助状況報告	救助日報		○	
遺体捜索状況報告	救助日報		○	
遺体取扱い状況報告	救助日報		○	
障 害 物 除 去	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書		○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	障害物除去該当世帯調		○5日以内
	障害物除去状況報告	救助日報	○	
	障害物除去完了報告		○	
輸送、人夫雇上状況報告	救助日報		○	

第15節 避難対策

災害による避難のための立退きの指示及び避難所の開設、収容保護は、本計画の定めるところによるものとするが、基本的には、個々の判断で自主避難を行うことを第一とする。

1 実施責任者

避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、次の者が行う。

- (1) 避難の指示
- 全般災害について — 町長（本部長）警察官 自衛官（災害派遣）
 - 洪水について — 町長（水防管理者）及び知事又はその命を受けた職員
- (2) 避難所の開設、収容 ————— 町長

2 避難の指示

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため、特にその必要が認められるときは、危険地域の居住者に対し、次の方法により避難のための立退きを指示するものとする。また、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

町は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や气象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、国及び県から提供される洪水浸水想定区域図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的

な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(1) 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときに水防管理者は、立退き又はその準備を指示するとともに、岐阜羽島警察署長にその旨通知するものとする。

(2) 警察官の指示

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場の危険を避けさせるため、その場に居る者を避難させるものとする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき又は町長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示するとともに、その旨を町長に通知するものとする。

(3) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危害を避けさせるため、その場に居る者を避難させるものとする。

(4) 町長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は立退きを指示するものとする。

《避難基準》

低 緊急性 高	種類	発表の基準
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">低</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">緊急性</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高</div>	高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等の接近により町周辺において集中豪雨が発生すると予想される時、又は暴風警報や暴風特別警報が発表されている、あるいは発表されるおそれがある時 ・対象とする河川が避難判断水位に達し、さらに水位が上昇し、氾濫危険水位に到達する見込みとなった時
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする河川が氾濫危険水位に達した時 ・台風等の接近により、暴風警報や暴風特別警報が発表されている、あるいは発表されるおそれがある時 ・対象とする河川の水位が堤防を越えると予想される時 ・水防団等から、漏水等の堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された時

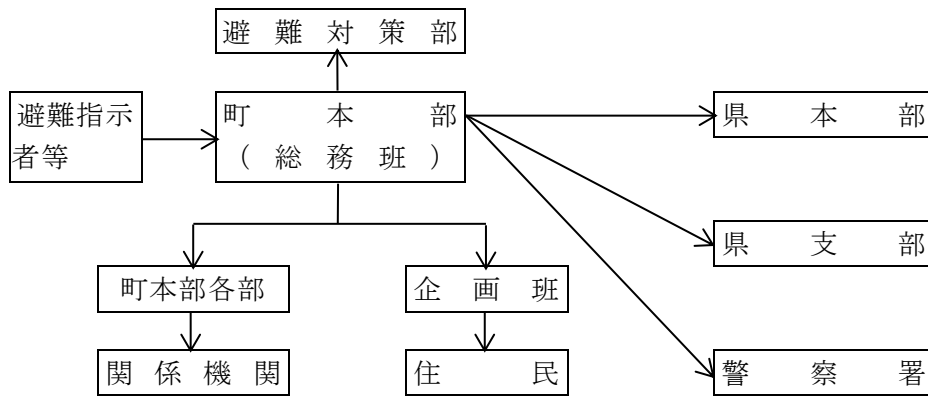
3 避難の周知徹底

避難指示者及び関係機関は、避難のため立退きを指示し、又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知若しくは連絡し、その周知徹底を図るものとする。このとき、災害弱者に十分配慮するものとする。

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを指示し、又はその指示等を承知したときは、直ちに町本部総務班に通知するものとする。

なお、関係機関に対する通知（連絡）は、次の要領に従って行うものとする。



(2) 住民等に対する周知徹底

ア 事前措置

避難のための立退きの万全を図るため、企画班は、避難指示担当班（総務対策部）と連絡の上、次の事項を明示し、あらかじめ住民に徹底させておくものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。

- (ア) 指示を行う地域対策
- (イ) 避難すべき時間帯
- (ウ) 指示避難場所及び避難経路
- (エ) 誘導者名
- (オ) 避難に当たっての必要事項又は参考事項

イ 周知徹底の方法

地域住民に対する避難の指示は、次の方法のうちから最も適切な方法で行うものとするが、特に短時間にその徹底を図るために、必要に応じて2つ以上の方法を併用する等その万全を期するものとする。

- (ア) 防災行政無線による徹底
 - ⇒ 屋外子局及び戸別受信局により放送する。
- (イ) 緊急速報メール、あんしんかさまつメール、SNSによる徹底
 - ⇒ 職員のパソコン
- (ウ) 広報車による徹底
 - ⇒ 広報車
- (エ) 口頭による徹底
 - ⇒ 電話、伝令により各町内会（自主防災会）等に伝達、各世帯に大声で呼びかける等徹底を図る。

(オ) 信号による徹底

⇒ 警鐘信号 乱打

⇒サイレン信号 60秒 60秒 60秒 60秒
○ ————— ○ ————— ○ ————— ○ —————
5秒休止 5秒休止 5秒休止

(注) 信号は、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

(カ) 放送による徹底

⇒ 避難指示担当者は避難の指示をしたとき若しくはその通知を受けたときは、必要に応じて県本部に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請するものとする。

(キ) 関係機関への伝達

⇒ 避難の指示、指示地域の機関に対しては、電話又は伝令をもって徹底するものとする。

4 避難者の誘導及び移送

避難措置の実施者は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

《警戒レベルと避難行動の関係》

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

(1) 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、老幼婦女子、病人等を先に行い、一般青壮年男子はその次とする。

(2) 移送の方法

避難立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立退きが不可能な場合においては、町本部において、車両舟艇等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

広域災害による大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは県支部救助班に避難者移送の要請をするものとする。

事態が急迫しているときは、直接隣接市町、県支部警察班と連絡し、陸水上輸送をするほか、空輸等の方法によって避難させるものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度に制限し、円滑な立退きについての適宜の指導をするものとする。

(5) その他

避難者の移送は、各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。実施の方法、費用の基準等は本章第23節「救助活動」の定めるところによるものとする。

5 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容の保護は、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき町長が実施する。また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、必要に応じ独自の応急対策として同法に準じて開設し、その旨を告示するものとする。

(1) 収容者

避難所へは、次の者を収容する。

ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退き避難した者。

イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者。

上記の者であっても被災をまぬがれた建物に居住し、あるいは縁故者に避難する者はこの限りでない。

(2) 収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者から逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし8日以後においても多数の収容者を収容する必要があるときは、町は災害発生後5日以内に県本部（県支部総務班経由）に開設期間の延長を要請するものとする。なお要請は次の事項を明示して行う。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ 期間の延長を要する避難所名及び収容人員

オ 延長を要する期間内の収容見込み

カ その他

(3) 避難場所及び避難所の開設場所

町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(4) 費用の基準

災害救助法による避難所の設置及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲とする。

(5) 所要物資の確保

収容保護のための所要物資は、企画班において確保するものとする。ただし、現地において確保できないときは、県支部総務班に連絡し、速やかに輸送を受けるものとする。

(6) 施設使用の強制

避難施設の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ他に適当な施設がないときは、町本部は県支部（総務班）に連絡するものとする。県本部（防災班）は、連絡に基づき調査、検討の上、その必要を認めるときは、当該施設の使用について強制命令（公用令書による）を執行するものとする。なお、本執行はできる限り避けるよう平常時より計画し、施設の所有者と協議しておくものとする。

(7) 職員の駐在

避難所ごとに、避難所班の職員を派遣させて駐在員として避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせるものとする。なお、駐在員は、次の各種記録を備え付け、整備するものとする。

ア 救助実施記録日計表（様式は様式集等により定める）を記録し、毎日報告する。

イ 避難所設置及び収容状況（様式は様式集等により定める）並びに収容者名簿（様式は様式集等により定める）を記録する。

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）を記録する。

(8) 避難所の適切な運営管理

町本部は、下記の事項に留意し、適切な運営管理を行うものとする。

- ア 避難所運営マニュアルに従って各避難所の適切な運営を行うものこと。
- イ 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難所、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、対応が困難な場合は、県支部総務班に連絡及び応援要請すること。
- ウ 避難所ごとに收容されている避難者に係る情報の早期把握に努めること。避難者の協力を得つつ、特に負傷者、災害による遺児、虚弱した老人、障がい者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保護を講じること。
- エ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めること。そのため、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮すること。
- オ 要配慮者に対する健康状態の把握と情報の提供について十分配慮すること。

町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地位の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

町は、避難所の運営があらかじめ自主防災組織、町、施設管理者の協議により運営されるよう指導し避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、感染症予防対策の実施状況、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は避難所運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする

避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性

用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

町は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

町は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(9) 避難所開設状況の報告

教育文化班が各避難所を開設し又は閉鎖したときは、総務班にその旨連絡し、総務班は速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に、次の事項について電話、電報等によって報告するとともにその後の収容状況を毎日「救助日報」（様式は様式集等により定める）により報告するものとする。

ア 開設状況報告

- 避難所開設の日時
- 避難所開設の場所及び施設名
- 収容状況〔うち避難指示による者（施設別）〕
- 開設期間の見込み

イ 収容状況報告

- 収容人員（施設別）
- 開設期間の見込み等

ウ 閉鎖報告

- 閉鎖した日時（施設別）

(10) 備付帳簿等

避難所を開設したときは、次の関係書類及び帳簿を備付け、整備するものとする。

- ア 救助実施記録日計票（様式は様式集等により定める）
- イ 避難所設置及び収容状況（様式は様式集等により定める）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）
- エ 避難所用施設及び器物借用整理簿（様式は様式集等により定める）

(11) 要配慮者への配慮

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援

者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

(1 2) 広域避難

町は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等を鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供ができると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(1 3) 広域一時滞在

町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(1 4) その他

町は、避難者の健全な生活確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により避難場所の早期解消に努めることを基本とする。また、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるものとする。

指定緊急避難場所一覧（屋内）

【凡例】災害種別ごとの影響

(地震) 昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合している：○ 耐震補強をしている：○

耐震診断の結果、補強の必要なしと判断されたもの：○ 耐震補強がされていない：×

(洪水) 全ての階数使用可能：○ △2階（又は3階）以上使用可能 使用できない：×

(内水) 浸水想定区域外：○ 浸水想定区域内：×（流域貯留機能を有する施設）

収容人数中（）内の人数は、感染症蔓延下における収容人数

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容 人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割	
		地震	洪水	内水	火災								
笠松地域	笠松小学校	○	木曾川	△	○	○	682 (320)	RC	3階	388-0101	下新町87	2,252	障がい児・者の 避難所
			長良川	○									
			境川、新荒田川	○									
			新境川	○									
	笠松小学校体育館	○	木曾川	△	○	○	222 (104)	RC	2階	388-0101	下新町87	735	
			長良川	○									
			境川、新荒田川	○									
			新境川	○									
	笠松中学校	○	木曾川	△	○	○	613 (288)	RC	4階	387-2442	弥生町1	2,026	
			長良川	△									
			境川、新荒田川	△									
			新境川	△									
	笠松中学校体育館	○	木曾川	×	○	○	505 (237)	RC	2階	387-2442	弥生町4	1,667	地域内輸送拠点
			長良川	△									
			境川、新荒田川	△									
			新境川	△									
	中央交流センター	×	木曾川	△	○	○	438 (205)	RC	3階	388-3231	常盤町6	1,446	
			長良川	△									
			境川、新荒田川	△									
			新境川	△									
	町民体育館	×	木曾川	△	○	○	441 (207)	RC	2階	388-3231	常盤町6	1,457	地域内輸送拠点
			長良川	△									
			境川、新荒田川	△									
			新境川	△									
福社会館	○	木曾川	×	○	○	257 (120)	RC	2階	387-1121	東陽町44-1	850	指定福祉避難所	
		長良川	△										
		境川、新荒田川	△										
		新境川	△										
緑会館	○	木曾川	×	×	○	44 (21)	鉄骨	1階	387-1120	緑町71	148	遺体収容所	
		長良川	×										
		境川、新荒田川	×										
		新境川	×										

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容 人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割	
		地震	洪水	内水	火災								
笠松地域	コミュニティ消防センター	○	木曾川	×	○	○	鉄骨	2階	388-1199	中新町 29	170	消防団詰所・庁舎代替施設	
			長良川	△									
			境川、新荒田川	○									
			新境川	○									
	第一保育所	○	○	木曾川	×	○	○	RC	1階	387-2664	上新町 172	272	
				長良川	×								
				境川、新荒田川	×								
				新境川	×								
	厚生会館	○	○	木曾川	×	○	○	RC	2階	388-1681	瓢町 15	251	
				長良川	△								
				境川、新荒田川	△								
				新境川	△								
	こども館	○	○	木曾川	×	×	○	鉄骨	1階	388-0811	桜町 93	232	
				長良川	×								
				境川、新荒田川	×								
				新境川	×								
	岐阜工業高等学校体育館	○	○	木曾川	×	○	○	RC	2階	387-4141	常盤町 1700	1,640	
				長良川	△								
				境川、新荒田川	△								
				新境川	△								
	笠松保育園	○	○	木曾川	×	○	○	RC	2階	387-2947	西宮町 44-2	149	
				長良川	×								
				境川、新荒田川	×								
				新境川	○								
笠松町歴史未来館	○	○	木曾川	×	○	○	鉄骨	3階	388-0161	下本町 87	133		
			長良川	○									
			境川、新荒田川	○									
			新境川	○									
笠松刑務所鍛錬場	○	○	木曾川	×	×	○	鉄骨	1階	387-2175	中川町 23	427		
			長良川	×									
			境川、新荒田川	×									
			新境川	×									

指定緊急避難場所一覧（屋内）

【凡例】災害種別ごとの影響

(地震) 昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合している：○ 耐震補強をしている：○

耐震診断の結果、補強の必要なしと判断されたもの：○ 耐震補強がされていない：×

(洪水) 全ての階数使用可能：○ △2階（又は3階）以上使用可能 使用できない：×

(内水) 浸水想定区域外：○ 浸水想定区域内：×（流域貯留機能を有する施設）

収容人数中（）内の人数は、感染症蔓延下における収容人数

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割		
		地震	洪水	内水	火災									
松枝地域	松枝小学校	○	木曾川	△	○	○	639 (300)	RC	3階	388-2551	長池 642	2,110	障がい児・者の 避難所	
			長良川	△										
			境川、新荒田川	○										
			新境川	○										
	松枝小学校体育館	○	○	木曾川	△	○	○	190 (89)	RC	2階		630		
				長良川	△									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	松枝交流センター	×	○	木曾川	△	○	○	137 (64)	RC	2階	387-0156	長池 292	454	
				長良川	△									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	松枝みなみ会館	○	○	木曾川	×	○	○	58 (27)	RC	1階		北及 33-2	194	
				長良川	×									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	福祉健康センター	○	○	木曾川	△	○	○	158 (73)	RC	3階	388-7171	長池 408-1	526	指定福祉避難所
				長良川	△									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	○									
	南部コミュニティ消防センター	○	○	木曾川	×	○	○	37 (17)	鉄骨	2階	387-7633	長池 634	124	消防団詰所
長良川				△										
境川、新荒田川				○										
新境川				○										
リバーサイド笠松園	○	○	木曾川	△	○	○	75 (35)	RC	4階	388-5222	田代 621-1	249		
			長良川	△										
			境川、新荒田川	△										
			新境川	○										

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容 人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割	
		地震	洪水	内水	火災								
松枝地域	松枝保育所	○	木曾川	×	○	○	鉄骨	1階	387-2298	北及 1783	290		
			長良川	×									
			境川、新荒田川	○									
			新境川	○									
	笠松幼稚園	○	○	木曾川	×	○	○	RC	2階	388-1651	長池 377	195	
				長良川	△								
				境川、新荒田川	△								
				新境川	○								
	笠松双葉幼稚園	○	○	木曾川	×	○	○	RC	1階	387-9155	北及 66	98	
				長良川	×								
				境川、新荒田川	×								
				新境川	○								
	北門間会館	○	○	木曾川	×	○	○	鉄骨	2階		門間 522-1	116	
				長良川	△								
				境川、新荒田川	△								
				新境川	○								
	児神社	×	×	木曾川	×	○	×	木造	1階		北及 1100	46	
				長良川	×								
				境川、新荒田川	○								
				新境川	○								
門間倉庫	×	×	木曾川	△	○	○	鉄骨	3階		門間 1883	1094		
			長良川	△									
			境川、新荒田川	△									
			新境川	○									

指定緊急避難場所一覧（屋内）

【凡例】災害種別ごとの影響

(地震) 昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合している：○ 耐震補強をしている：○

耐震診断の結果、補強の必要なしと判断されたもの：○ 耐震補強がされていない：×

(洪水) 全ての階数使用可能：○ △2階（又は3階）以上使用可能 使用できない：×

(内水) 浸水想定区域外：○ 浸水想定区域内：×（流域貯留機能を有する施設）

収容人数中（）内の人数は、感染症蔓延下における収容人数

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割		
		地震	洪水		内水								火災	
下羽栗地域	下羽栗小学校	○	木曾川	△	○	○	373 (175)	RC	3階	387-3123	中野 227	1,231	障がい児・者の 避難所	
			長良川	○										
			境川、新荒田川	○										
			新境川	○										
	下羽栗小学校体育館	○	○	木曾川	×	○	○	152 (71)	RC	2階	387-3123	中野 227	504	
				長良川	○									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	総合交流センター	○	○	木曾川	×	○	○	321 (151)	RC	2階	387-8432	中野 229	1,062	
				長良川	△									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	△									
	スポーツ交流館	○	○	木曾川	×	○	○	87 (41)	RC	1階	387-8052	江川 116	289	
				長良川	○									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	下羽栗会館	○	○	木曾川	×	○	○	98 (46)	RC	2階	387-2360	中野 317	325	地域内輸送拠点
				長良川	○									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	△									
	下羽栗保育所	○	○	木曾川	×	○	○	72 (34)	鉄骨	1階	387-2496	無動寺 228	240	
				長良川	×									
				境川、新荒田川	×									
				新境川	×									
円城寺集会場	○	○	木曾川	×	○	○	40 (18)	鉄骨	2階		円城寺 1471	132		
			長良川	○										
			境川、新荒田川	○										
			新境川	○										
米野会館	×	×	木曾川	×	○	×	51 (24)	木造	1階		米野 480	170		
			長良川	○										
			境川、新荒田川	○										
			新境川	○										

指定緊急避難場所一覧（屋外）

【凡例】 災害種別ごとの影響

- （地震） 昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合している：○ 耐震補強をしている：○
耐震診断の結果、補強の必要なしと判断されたもの：○ 耐震補強がされていない：×
- （洪水） 全ての階数使用可能：○ △2階（又は3階）以上使用可能 使用できない：×
- （内水） 浸水想定区域外：○ 浸水想定区域内：×（流域貯留機能を有する施設）

地域	場所	災害種別ごとの影響				併設指定避難所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	仮設住宅建 設可能戸数	広域活動拠 点候補地※	
		地震	洪水		内水							火災
笠松地域	笠松小学校運動場	○	木曾川	×	×	○	笠松小学校	下新町 87	7,937	2,405	50 戸	
			長良川	×								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	○								
	笠松中学校運動場	○	木曾川	×	×	○	笠松中学校	弥生町 1	13,000	3,939	90 戸	警・消・水
			長良川	×								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	×								
	中央交流センター駐車場	○	木曾川	×	○	○	中央交流センター	常盤町 6	2,148	650	20 戸	
			長良川	×								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	×								
	福社会館駐車場	○	木曾川	×	×	○	福社会館	東陽町 44-1	2,550	772	10 戸	
			長良川	×								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	×								
	第一保育所運動場	○	木曾川	×	×	○	第一保育所	上新町 172	1,538	466		
			長良川	×								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	×								
	こども館運動場	○	木曾川	×	×	○	こども館	桜町 93	643	194		
長良川			×									
境川、新荒田川			×									
新境川			×									
岐阜工業高等学校運動場	○	木曾川	×	×	○	岐阜工業高等学校体育館	常盤町 22	12,056	3,653			
		長良川	×									
		境川、新荒田川	×									
		新境川	○									

地域	場所	災害種別ごとの影響				併設指定避難所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	仮設住宅建 設可能戸数	広域活動拠 点候補地※
		地震	洪水		内水						
笠松地域	笠松保育園運動場	○	木曾川	×	×	○	笠松保育園	西宮町 44- 2	1,933	585	
			長良川	×							
			境川、新荒田川	○							
			新境川	○							
	忠霊塔広場	○	木曾川	×	×	○		瓢町 17	3,424	1,037	
			長良川	×							
			境川、新荒田川	×							
			新境川	×							
	清住町広場	○	木曾川	×	×	○		清住町 37	925	280	
			長良川	×							
			境川、新荒田川	×							
			新境川	×							
	奈良津駐車場	○	木曾川	×	×	○		若葉町 8-1	5,612	1,700	
			長良川	○							
			境川、新荒田川	○							
			新境川	○							
	二見児童公園	○	木曾川	×	×	○		二見町 65	1,275	386	
			長良川	×							
			境川、新荒田川	×							
			新境川	×							

《参考》

・ 勤労青少年運動場（無動寺堤外:26,500 ㎡） → 警・自・消 ・ 江川運動場（江川堤外:18,130 ㎡） → 警・自・消 ・ 多目的運動場（江川堤外:19,522 ㎡） → 警・自・消 米野運動場（米野堤外:41,110 ㎡） → 警・自・消

※消・・・緊急消防援助隊

警・・・広域緊急援助隊（警察）

自・・・自衛隊災害派遣部隊

水・・・社団法人 日本水道協会

指定緊急避難場所一覧（屋外）

【凡例】災害種別ごとの影響

- (地震) 昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合している：○ 耐震補強をしている：○
耐震診断の結果、補強の必要なしと判断されたもの：○ 耐震補強がされていない：×
- (洪水) 全ての階数使用可能：○ △2階（又は3階）以上使用可能 使用できない：×
- (内水) 浸水想定区域外：○ 浸水想定区域内：×（流域貯留機能を有する施設）

地域	場所	災害種別ごとの影響				併設指定避難所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	仮設住宅建 設可能戸数	広域活動拠 点候補地※	
		地震	洪水		内水							火災
松 枝 地 域	松枝小学校運動場	○	木曽川	×	○	○	松枝小学校	長池 642	13,299	4,030	70 戸	警・消
			長良川	×								
			境川、新荒田川	○								
			新境川	○								
	松枝交流センター駐車場	×	木曽川	×	○	○	松枝交流センター	長池 292	2,444	647	10 戸	
			長良川	×								
			境川、新荒田川	○								
			新境川	○								
	松枝みなみ会館駐車場	○	木曽川	×	○	○	松枝みなみ会館	北及 33-2	525	159		
			長良川	×								
			境川、新荒田川	○								
			新境川	○								
	福祉健康センター駐車場	○	木曽川	×	○	○	福祉健康センター	長池 408-1	2,133	646	10 戸	
			長良川	×								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	○								
	松枝保育所運動場	○	木曽川	×	○	○	松枝保育所	北及 1783	5,728	1,735	25 戸	
			長良川	×								
			境川、新荒田川	○								
			新境川	○								
笠松幼稚園運動場	○	木曽川	×	○	○	笠松幼稚園	長池 377	2,389	723			
		長良川	×									
		境川、新荒田川	×									
		新境川	○									

地域	場所	災害種別ごとの影響				併設指定避難所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	仮設住宅建 設可能戸数	広域活動拠 点候補地※	
		地震	洪水		内水							火災
松 枝 地 域	笠松双葉幼稚園運動場	○	木曾川	×	○	○	笠松双葉幼稚園	北及 66	815	246		
			長良川	×								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	○								
	児神社境内	○	木曾川	×	○	○	児神社	北及 1100	2,127	644		
			長良川	×								
			境川、新荒田川	○								
			新境川	○								
	町民運動場	○	木曾川	×	○	○		長池 573-1	10,771	3,263	100 戸	警・消
			長良川	○								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	○								
	運動公園内運動場	○	木曾川	×	○	○		北及 1655-1	9,462	2,867	90 戸	警・消
			長良川	×								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	○								

《参考》

・ 勤労青少年運動場（無動寺堤外:26,500 ㎡）→警・自・消
 ・ 江川運動場（江川堤外:18,130 ㎡）→警・自・消
 ・ 多目的運動場（江川堤外:19,522 ㎡）→警・
 自・消
 ・ 米野運動場（米野堤外:41,110 ㎡）→警・自・消

※消・・・緊急消防援助隊

警・・・広域緊急援助隊（警察）

自・・・自衛隊災害派遣部隊

水・・・社団法人 日本水道協会

指定緊急避難場所一覧（屋外）

【凡例】災害種別ごとの影響

- （地震） 昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合している：○ 耐震補強をしている：○
耐震診断の結果、補強の必要なしと判断されたもの：○ 耐震補強がされていない：×
- （洪水） 全ての階数使用可能：○ △2階（又は3階）以上使用可能 使用できない：×
- （内水） 浸水想定区域外：○ 浸水想定区域内：×（流域貯留機能を有する施設）

地域	場所	災害種別ごとの影響				併設指定避難所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	仮設住宅建 設可能戸数	広域活動拠 点候補地※		
		地震	洪水	内水	火災								
下 羽 栗 地 域	下羽栗小学校運動場	○	木曾川	×	×	○	下羽栗小学校	中野 227	7,116	2,156	40 戸	警・消	
			長良川	○									
			境川、新荒田川	○									
			新境川	○									
	総合交流センター駐車場	○	×	木曾川	×	×	○	総合交流センター	中野 229	1,292	391	10 戸	
				長良川	×								
				境川、新荒田川	×								
				新境川	×								
	スポーツ交流館駐車場	○	○	木曾川	×	○	○	スポーツ交流館	江川 116	1,276	386		
				長良川	○								
				境川、新荒田川	○								
				新境川	×								
	下羽栗会館駐車場	○	○	木曾川	×	○	○	下羽栗会館	中野 317	1,733	525		
				長良川	○								
				境川、新荒田川	×								
				新境川	○								
	下羽栗保育所運動場	○	○	木曾川	×	○	○	下羽栗保育所	無動寺 228	3,047	923	20 戸	
				長良川	○								
				境川、新荒田川	○								
				新境川	○								
日枝神社境内	×	○	木曾川	×	○	○	米野会館	米野 480	2,029	614			
			長良川	○									
			境川、新荒田川	○									
			新境川	○									

《参考》

- ・ 勤労青少年運動場（無動寺堤外:26,500 ㎡）→警・自・消
 ・ 江川運動場（江川堤外:18,130 ㎡）→警・自・消
 ・ 多目的運動場（江川堤外:19,522 ㎡）→警・自・消
 ・ 米野運動場（米野堤外:41,110 ㎡）→警・自・消

※消・・・緊急消防援助隊

警・・・広域緊急援助隊（警察）

自・・・自衛隊災害派遣部隊

水・・・社団法人 日本水道協会

指定一般避難所一覽

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容 人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割		
		地震	洪水		内水								火災	
笠松地域	笠松小学校	○	木曾川	△	○	○	682 (320)	RC	3 階	388-0101	下新町 87	2,252	障がい児・者の 避難所	
			長良川	○										
			境川、新荒田川	○										
			新境川	○										
	笠松小学校体育館	○	○	木曾川	△	○	○	222 (104)	RC	2 階	388-0101	下新町 87	735	
				長良川	○									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	笠松中学校	○	○	木曾川	△	○	○	613 (288)	RC	4 階	387-2442	弥生町 1	2,026	
				長良川	△									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	△									
	笠松中学校体育館	○	○	木曾川	×	○	○	505 (237)	RC	2 階	387-2442	弥生町 4	1,667	地域内輸送拠点
				長良川	△									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	△									
	中央交流センター	×	×	木曾川	△	○	○	438 (205)	RC	3 階	388-3231	常盤町 6	1,446	
				長良川	△									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	△									
	町民体育館	×	×	木曾川	△	○	○	441 (207)	RC	2 階	388-3231	常盤町 6	1,457	地域内輸送拠点
				長良川	△									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	△									
福祉会館 (1 階)	○	○	木曾川	×	○	○	124 (58)	RC	2 階	387-1121	東陽町 44-1	411	指定福祉避難所 (2 階)	
			長良川	△										
			境川、新荒田川	△										
			新境川	△										
緑会館	○	○	木曾川	×	×	○	44 (21)	鉄骨	1 階	387-1120	緑町 71	148	遺体収容所	
			長良川	×										
			境川、新荒田川	×										
			新境川	×										

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容 人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割	
		地震	洪水	内水	火災								
笠 松 地 域	コミュニティ消防センター	○	木曽川	×	○	○	51 (24)	鉄骨	2階	388-1199	中新町 29	170	消防団詰所・庁 舎代替施設
			長良川	△									
			境川、新荒田川	○									
			新境川	○									
	第一保育所	○	木曽川	×	○	○	82 (38)	RC	1階	387-2664	上新町 172	272	
			長良川	×									
			境川、新荒田川	×									
			新境川	×									
	厚生会館	○	木曽川	×	○	○	76 (35)	RC	2階	388-1681	瓢町 15	251	
			長良川	△									
			境川、新荒田川	△									
			新境川	△									
	こども館	○	木曽川	×	×	○	67 (33)	鉄骨	2階	388-0811	桜町 93	232	
			長良川	×									
			境川、新荒田川	×									
			新境川	×									
	岐阜工業高等学校体育館	○	木曽川	×	○	○	496 (233)	RC	2階	387-4141	常盤町 1700	1,640	
			長良川	△									
			境川、新荒田川	△									
			新境川	△									
笠松保育園	○	木曽川	×	○	○	45 (21)	RC	2階	387-2947	西宮町 44-2	149		
		長良川	×										
		境川、新荒田川	×										
		新境川	○										

※収容人数中 () 内の人数は、感染症蔓延下における収容人数

指定一般避難所一覧

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容 人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割		
		地震	洪水	内水	火災									
松枝地域	松枝小学校	○	木曾川	△	○	○	639 (300)	RC	3 階	388-2551	長池 642	2,110	障がい児・者の 避難所	
			長良川	△										
			境川、新荒田川	○										
			新境川	○										
	松枝小学校体育館	○	○	木曾川	△	○	○	190 (90)	RC	2 階	388-2551	長池 642	630	
				長良川	△									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	松枝交流センター	×	○	木曾川	△	○	○	137 (64)	RC	2 階	387-0156	長池 292	454	
				長良川	△									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	松枝みなみ会館	○	○	木曾川	×	○	○	58 (27)	RC	1 階		北及 33-2	194	
				長良川	×									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	福祉健康センター (1 階、3 階)	○	○	木曾川	△	○	○	91 (42)	RC	3 階	388-7171	長池 408-1	302	指定福祉避難所 (2 階)
				長良川	△									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	○									
	南部コミュニティ消防センター	○	○	木曾川	×	○	○	37 (17)	鉄骨	2 階	387-7633	長池 634	124	消防団詰所
長良川				△										
境川、新荒田川				○										
新境川				○										
リバーサイド笠松園	○	○	木曾川	△	○	○	75 (35)	RC	4 階	388-5222	田代 621-1	249		
			長良川	△										
			境川、新荒田川	△										
			新境川	○										

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割
		地震	洪水		内水							
松枝地域	松枝保育所	○	木曾川	×	○	○	鉄骨	1階	387-2298	北及 1783	290	
			長良川	×								
			境川、新荒田川	○								
			新境川	○								
	笠松幼稚園	○	木曾川	×	○	○	RC	2階	388-1651	長池 377	195	
			長良川	△								
			境川、新荒田川	△								
			新境川	○								
	笠松双葉幼稚園	○	木曾川	×	○	○	RC	1階	387-9155	北及 66	98	
			長良川	×								
			境川、新荒田川	×								
			新境川	○								
	北門間会館	○	木曾川	×	○	○	鉄骨	2階		門間 522-1	116	
			長良川	△								
			境川、新荒田川	△								
			新境川	○								
児神社	×	木曾川	×	○	×	木造	1階		北及 1100	46		
		長良川	×									
		境川、新荒田川	○									
		新境川	○									

※収容人数中 () 内の人数は、感染症蔓延下における収容人数

指定一般避難所一覧

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容 人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	想定する役割		
		地震	洪水		内水								火災	
下 羽 栗 地 域	下羽栗小学校	○	木曾川	△	○	○	373 (175)	RC	3 階	387-3123	中野 227	1,231	障がい児・者の 避難所	
			長良川	○										
			境川、新荒田川	○										
			新境川	○										
	下羽栗小学校体育館	○	○	木曾川	×	○	○	152 (71)	RC	2 階	387-3123	中野 227	504	
				長良川	○									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	総合交流センター	○	○	木曾川	×	○	○	321 (151)	RC	2 階	387-8432	中野 229	1,062	
				長良川	△									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	△									
	スポーツ交流館	○	○	木曾川	×	○	○	87 (41)	RC	1 階	387-8052	江川 116	289	
				長良川	○									
				境川、新荒田川	○									
				新境川	○									
	下羽栗会館	○	○	木曾川	×	○	○	98 (46)	RC	2 階	387-2360	中野 317	325	地域内輸送拠点
				長良川	○									
				境川、新荒田川	△									
				新境川	△									
	下羽栗保育所	○	○	木曾川	×	○	○	72 (34)	鉄骨	1 階	387-2496	無動寺 228	240	
長良川				×										
境川、新荒田川				×										
新境川				×										
円城寺集会場	○	○	木曾川	×	○	○	40 (18)	鉄骨	2 階		円城寺 1471	132		
			長良川	○										
			境川、新荒田川	○										
			新境川	○										
米野会館	×	○	木曾川	×	○	×	51 (24)	木造	1 階		米野 480	170		
			長良川	○										
			境川、新荒田川	○										
			新境川	○										

※収容人数中 () 内の人数は、感染症蔓延下における収容人数

指定福祉避難所一覧

地域	場所	災害種別ごとの影響				収容 人数 (人)	構造	階数	電話番号	所在地	面積 (㎡)	受入予定 対象者
		地震	洪水	内水	火災							
笠 松 地 域	福祉会館 (2階)	○	木曽川	×	○	○	RC	2階	387-1121	東陽町 44-1	439	高齢者
			長良川	△								
			境川、新荒田川	△								
			新境川	△								
松 枝 地 域	福祉健康センター (2階)	○	木曽川	△	○	○	RC	3階	388-7171	長池 408-1	224	高齢者
			長良川	△								
			境川、新荒田川	△								
			新境川	○								

※収容人数中 () 内の人数は、感染症蔓延下における収容人数

第16節 食料供給活動

災害時における被災者及び災害対策従事者等に対する炊き出し及び食品の給与は、次によるものとする。

1 実施班

炊き出し及び食品給与の実施は、給食班が行うものとする。ただし、災害対策従事者等については、関係班が協力して実施する。

2 実施場所

炊き出しの実施は、学校給食センターを利用して行い、運搬するものとする。ただし、その施設が使用できないとき又は輸送不能の状態の場合は、別表の炊き出し可能施設を利用して行い、運搬するものとする。輸送不能のときは、それぞれ避難所において実施するものとする。

3 炊き出しの方法

炊き出しは、給食センター班が奉仕団体等の協力を得て給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。

炊き出しの献立その他の方法は、おおむね次によるものとする。

(1) 主食

主食は、通常包装食とする。ただし、包装袋がないときあるいは不足するときにあつては握り飯、パン等によるものとする。

(2) 副食

副食は、災害発生直後の混乱時あるいは実施場所が分散しているとき等副食の配分が困難なときにあつては缶詰め、梅干し、漬物等とする。なお、給食が長期にわたるような場合にあつては栄養価を考え実施しなければならないが、事態が平静化し食料が確保できたあと行うものとする。

(3) 湯茶

防疫上生水の飲用を避けるため炊出しに併せ必ず湯茶の供給を行うものとする。湯茶は、被災者の所持する水筒等の容器に供給するほか、集団的に食事をし、あるいは収容する場所には湯茶及び容器を備え付け供給するものとする。

(4) 献立

献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。

(5) 炊き出し場所には、給食センター班員等責任者が立会い、その実施に当たって指揮するとともに関係事項を記録するものとする。

(6) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

(7) 運搬は、町有車両あるいは給食センター所有車両その他によって行う。

この場合、責任者を同乗させるものとする。

4 物資の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等は、給食センター班において調達確保するものとする。

なお、災害時における応急生活物資の確保のため、株式会社バロー、株式会社ユタカファーマシー、株式会社ピアゴ笠松店、ぎふ農業協同組合及び生活協同組合コープぎふと協定書の締結を行っている。

5 主食料の一般的確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として町本部において、管内の米穀販売業から購入するものとする。

6 主食料の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、前記5の一般的確保が困難な状態において、主食料の確保は次によることとする。

(1) 町本部は、前記5の方法による米穀の確保が困難な場合は、県農政部農産園芸課に所要数量及び引渡し希望事項を示して申請書を提出するものとする。

(2) 引渡品目

緊急引渡しを行う品目は米穀（精米及び玄米）とする。

(3) 引渡数量

緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

	米 穀
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g
災害救助従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g

(4) 引渡場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う場所、引渡品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする

	引 渡 場 所	引 渡 品 目	引渡を受ける者
知事と町長の連絡ができる場合	岐阜県の指定する場所	米穀（精米）	町長
交通、通信の途絶等のため知事と町長の連絡がつかない場合	農林水産省農産局が決定する場所	米穀（玄米）	町長

(5) 引き渡し手続

災害救助用米穀の緊急引渡しの手続は、次のとおりとする。

ア 知事と町が連絡できる場合

(ア) 町長は、知事に災害救助用米穀の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式は様式集等により定める）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、FAX又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

(イ) 知事は、町長の申請に基づき精米の供給を行う業者（以下「供給業者」と

いう)と協議のうえ、引渡数量を決定し、供給業者に対し、精米の供給の要請を行う。

(ウ) 精米の引渡場所は知事が指定するものとし、知事は当該場所に職員を派遣し、確認のうえ引き取るものとする。

(エ) 町長は、精米の引渡しを受ける際に、知事に災害救助用米穀受領書を提出する。

イ 交通、通信の途絶等のため、知事と町長の連絡がつかない場合(町長がアの規定による災害救助用食料の引渡しを受けることができない場合)

(ア) 町長は、農林水産省農産局に引渡に関する情報を連絡し、災害救助用米穀の引渡要請書を提出する。

(イ) 町長が直接、農林水産省農産局に連絡した場合は、必ず、知事に連絡することとする。

(ウ) 知事は、農林水産省農産局と協議のうえ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第4章第10の2に基づき農林水産省農産局長と売買契約の締結を行う。

(エ) 町長は、精米の引渡しを受ける場合に、知事に災害救助用米穀受領書を提出するものとする。

(6) 知事は、町長が(5)のイにより災害救助用米穀を受領したときは、精米供給協定第5条の規定に基づき価格の決定を、(5)のイによる引渡手続きにより災害救助用米穀を受領したときは、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第4章第10の規定に基づき買受手続きを、速やかに行うものとする。

(7) 代金納付

買受手続きが完了した後の代金納付については、町長は、県が発する納付書により指定期日までに県金庫に払い込むものとする。

7 副食等の手続

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、給食センター班において行うものとする。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町本部において確保輸送し、あるいは確保の斡旋をするものとする。

8 応援等の手続

町本部において、炊き出し等食品の給与のできないとき、及び物資の調達のできないときは、次の事項を明示し、県支部救助班に要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援等を要請するものとする。

(1) 炊き出しの実施

- 所要食数(人数)
- 炊き出し期間
- 炊き出し食品送付先

(2) 物資の確保

- 所要物資の種別数量
- 物資送付先及び期日

9 食品衛生

町本部は、炊き出しにあつては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備えつけること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、信用のある業者から仕入れを行い、保管にも注意すること。
- (6) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者並びに下痢をしている者等は避け、できる限り班員を固定化し、その者を明確にしておくこと。
- (7) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (8) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所及び日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置を執ること。

なお、給食センター班は、炊き出しを開始したときは県支部保健班に連絡するものとし、実施期間中食品衛生について指導監視の協力を得るものとする。

10 災害救助の基準等

炊き出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は次のとおりである。

- (1) 対象者
 - ア 炊き出し
炊き出しは、次の者に対して行う。
 - (ア) 避難所に収容された者
 - (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であつて、炊事できる方途のない者

(注) 1 床下浸水の場合は、炊き出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき避難場所に収容した者は対象とする。

2 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等は、被災地の市町村において対象とする。

3 汽車、電車の旅客等は、東海旅客鉄道又は関係会社等において救済措置ができないときに限って対象とする。
 - イ 食料品その他の食品の給与
床上浸水以上の被害を住家に受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象とならない。）に対して行う。
- (2) 実施期間
 - ア 災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、町本部は期間内に県支部総務班に期間延長の要請をするものとする。期間延長の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の期間
 - (イ) 延長を要する地域及び対象人員
 - (ウ) 延長を要する理由
 - (エ) その他
- イ 食品の給与
- 災害の日から7日以内とする。ただし、炊き出しと重複して支給することはいない。
- (注) 「被災者旅行証明書」を発行した者に支給されるものである。
- (3) 費用の基準
- 1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。
- (注) 1 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊き出しに要する労力は、奉仕団により経費中に含まれない。
- 2 費用の基準は、1人1日分であって、1食分については、1日の費用の3分の1としなければならない。
- 3 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以下で現物により給付するものである。
- 4 被災者が一時縁故地へ避難する場合における食品の給与は3日以内とする。
- (4) 費用の範囲種別
- 支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。
- ア 主食費
- (ア) 販売業者から購入した主食代（小売価格）
 - (イ) 知事が農林水産省農産局から一括売却を受け配分した主食代（売却価格）
 - (ウ) 配給食料のほか一般食料品店等から購入したパン、うどん、押麦、甘藷、幼児用ミルク等（購入価格）
- イ 副食費
- 調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限はない。
- ウ 燃料費
- 品目、数量については制限はない。
- エ 雑費
- 器物、（釜、鍋、やかん、ひしゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体からの借用した物品の借上料、謝金は認められない。
- オ その他
- 人夫賃、輸送費は、特別の場合を除き、原則として認められない。
- (5) その他事務手続
- 町本部は、各炊き出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管させるとともに炊き出しの状況を報告させるものとする。
- ア 作成記録
- (ア) 救助実施記録日計票（様式は様式集等により定める）

- (イ) 救助の種目別物資受払簿（様式は様式集等により定める）
- (ウ) 炊き出し給与状況（様式は様式集等により定める）
- (エ) 炊き出し協力者、奉仕者名簿（様式は様式集等により定める）
- (オ) 救助日報（様式は様式集等により定める）

イ 炊き出し状況報告

炊き出し場所数及び場所別給与人員等の実施状況を毎日県支部総務班に報告する。報告に当たっては、「救助日報（様式は様式集等により定める）」により（朝昼夕に区分して）電話等で行う。

1 1 その他

- (1) 災害救助法による被災者の炊き出しは、特別の場合を除いて7日以内とされるので、8日以降は、自力炊事ができるように物資の配分その他について配慮するものとする。
- (2) 災害救助法による以外の炊き出し等に当たっては、災害救助の基準等を参考に町本部において計画し、実施するものとする。

別表

炊 き 出 し 可 能 施 設		
炊 出 施 設 名	炊出し能力（人）	施 設 の 状 況
学校給食センター	5,000	施 設 整 備
中央交流センター	250	〃
笠松小学校	300	〃
笠松中学校	100	〃
笠松保育園	100	〃
松枝交流センター	50	〃
松枝小学校	50	〃
下羽栗会館	30	〃
下羽栗小学校	80	〃

第 17 節 給水活動

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する災害救助法、感染症予防法その他による飲料水の供給は、次に定めるところによるものとする。

1 実施者

飲料水供給の直接の実施は、水道班が担当し、供給は奉仕団等の協力を得て行うものとする。ただし、町本部において実施できないときは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規定に基づき、県本部又は県支部若しくは各市町本部が応援又は協力して実施するものとする。

2 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法により確保し、供給するものとする。

(1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水せんから給水車（タンク車を含む）に積載し、又は容器により給水拠点等に運搬供給するものとする。

また、発災直後においては、備蓄している飲料水を被災者に提供し、飲料水を確保するものとする。

(2) 水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し飲用に適することを確認のうえ供給する。

(3) 水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(4) 給水順序

飲料水の供給に当たって順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行うものとする。

ア 避難所及び炊き出し場所

イ 病院（手術、入院施設のあるものは優先する。）

ウ 断水地域の住民、施設

(5) 給水用機械器具保有の状況は、次のとおりである。

機 械 器 具 名	数	量	保 管 場 所
給 水 車	消防タンク車	1	西消防署
〃	〃	1	消防団

給水袋 (60)	3,200	第3水源地 第4水源地 県町倉庫 笠松町役場
ポリタンク (180)	98	
ポリタンク (200)	160	
ポリタンク (2000)	10	
浄水器	5	笠松小学校、松枝小学校、 下羽栗小学校、県町倉庫、 松枝交流センター
バケツ	各世帯で準備	

(令和7年4月1日現在)

3 応援等の手続

(1) 町本部において飲料水の供給ができないときの応援等の手続は、岐阜市・羽島市・岐南町との上水道相互連絡管設置に関する協定及び岐阜県水道災害相互応援協定その他の規定の定めるところによるものとする。

(2) 町本部が県支部に応援等の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 供給水量 (何人分又は1日何リットル等)

イ 供給の方法 (自動車輸送その他)

ウ 供給期間

エ 供給先

オ その他水に関連した必要事項

4 災害救助の基準等

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地域に居住している者に対して行う。

(注) 本救助は、他の一般救助と異なり、住家とか家財の被害がなくてもその地域において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。

また、反対に住家に被害があっても自力で近隣において確保できるときは本救助の対象としない。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときはその日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して実施する必要があるときは、町本部は期間内に県支部総務班に次の事項を明示して期間延長の要請をするものとする。

ア 延長を要する期間

イ 延長を要する地域及び対象人員

ウ 延長を要する理由

(3) 費用の範囲

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費

(ア) 機械とは、自動車、給水車、ポンプ等をいう。

(イ) 器具とは、バケツ、たる、びん、水のう等をいう。

イ 浄水用薬品及び資材等

(ア) 薬品とはカルキ等をいう。

(イ) 資材とは、ろ水に必要なネル、布、ガーゼ等をいう。

ウ 飲料水の輸送及び供給のための人夫賃

エ 費用の限度は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するに必要な範囲の額とする。

(4) その他事務手続

町本部は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに飲料水の供給状況を報告するものとする。

ア 作成記録

(ア) 救助実施記録日計票（様式は様式集等により定める）

(イ) 飲料水の供給簿（様式は様式集等により定める）

(ウ) 救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）

イ 給水状況報告

飲料水の給水地域、対象人員、供給人員、供給方法等の供給状況を毎日県支部救助班に報告するものとする。なお、報告に当たっては、「救助日報（様式は様式集等により定める）」により電話等で行う。

5 水道の対策

水道班は、災害による水道事故に対処するため、緊急時の対応方針をあらかじめ定めておくものとする。対処方針は、主として次の事項について定めるものとする。

(1) 災害時の連絡体制

(2) 災害状況の確認、応急給水、応急復旧等に係る関係職員の対応、役割分担等

(3) 「2 給水の方法」に定める応急給水の方法

(4) 必要な復旧用及び給水用資器材の備蓄、手配の方法

(5) 水道水等の衛生環境の確保の方法

第18節 生活必需品供給活動

災害救助法による被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次によるものとする。

1 実施者

物資の各世帯に対する割当及び支給は福祉子ども班において実施するものとする。ただし、県本部長が現地において直接確保することの指示があったときは、町本部において確保するものとする。なお、物資を確保する場合にあっては、企画班が協力して行うものとする。

2 対象者

本救助は、次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) 住家が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。以下本節において同じ。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。以下本節において同じ。）並びに床上浸水した世帯（床上浸水には、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む。）
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した世帯
- (3) 物資販売機構の混乱等により、資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

3 世帯構成の調査報告

税務班は、「住家等の一般被害状況調査表（様式は様式集等により定める）」による調査を完了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況報告書」（様式は様式集等により定める）を作成し、福祉子ども班に送付するものとする。福祉子ども班は、県支部救助班を経由し、県本部福祉政策班に報告するものとする。なお、本報告に当たっては、緊急を要するので文書の提出に先立って電話によって行うものとする。

4 物資支給の基準額

支給する物資は、被災者が一時的に急場をしのぐことのできる程度のものを現物により給付するものとする。その基準は県計画第3章第21節「生活必需品供給活動」による。

5 物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対し支給を完了するものとする。ただし、期限内に支給することができないと認めるときは、福祉子ども班は県支部総務班を経由し、県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。

要請にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 延長する期間
- (2) 延長を要する地域
- (3) 延長を要する理由
- (4) 延長を要する地域ごとの世帯数

6 物資の確保

県本部長が現地において確保するよう指示したときは、指示に基づき福祉子ども班において確保するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

7 物資の輸送

物資の輸送は、福祉子ども班が行うものとする。なお、町において対応が不能となったときは、県に協力を求めるものとし、輸送に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 輸送は、原則として自動車輸送とするものとする。
- (2) 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の的確を期するものとする。
- (3) 物資の引継に当たっては、「救助用物資引継書（様式は様式集等により定め

る)」により授受の関係を明確に記録するものとする。

8 物資の割当

物資の割当は福祉子ども班が次の方法で行う。

(1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳（様式は様式集等により定める）」により全失世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

(2) 割当ての基準

物資の世帯別の割当ては、応急救助業務計画に定める「物資割当基準表」によるものとする。ただし、県本部長から特に指示されたときは、その指示された基準によるものとする。

(3) 注意事項

物資の割当ては、次の事項に注意して行うものとする。

ア 割当ての基準（県本部長が指示したときは、その指示）を変更してはならないこと。（余剰物資があっても保管しておくこと。）

イ 世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で災害発生日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定される者は除かれること。

ウ 世帯全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは、除かれること。

エ 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡した上、割り当てること。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適して割り当てること。

9 物資の給与方法

被災世帯に対する物資の直接の支給は、福祉子ども班が給与責任者を定めて行うものとする。なお、物資支給の場所は、物資の管理上等から町役場各支所において実施することとし、給与責任者があらかじめ給与の場所、日時を被災者に通知するとともに、関係事項を記録するものとする。給与場所を避難場所において行うときは避難場所の責任者が給与責任者を兼ねることができる。

10 物資の保管

福祉子ども班は、物資の引継を受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定等十分な配慮をするものとする。

なお、被災者に対して支給した後の残余物資については（通常の場合、残余物資の生ずるよう輸送される。）厳重に保管し、県本部の指示により処置（返還）するものとする。

1.1 物資支援の事前準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

1.2 その他事務手続

福祉子ども班は、物資の保管及び配分の状況を「救助日報（様式は様式集等により

定める) 」により毎日県支部総務班を経由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておくものとする。

- (1) 救助用物資引継書 (様式は様式集等により定める)
- (2) 救助用物資割当台帳 (様式は様式集等により定める)
- (3) 救助実施記録日計票 (様式は様式集等により定める)
- (4) 物資の給与状況 (様式は様式集等により定める)
- (5) 救助の種目別物資受払状況 (様式は様式集等により定める)

1 3 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、社会福祉事務所長がその必要を認めた場合、生活保護法により次の物資を支給する。

- (1) 被服及び寝具の支給
基準の範囲内において支給する。
- (2) 寝具、什器の支給
基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

第 1 9 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

1 要配慮者・避難行動要支援者対策

町は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

2 在宅者の避難行動要支援者対策

大規模災害時には、平常時より在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障を生じるなどにより、新たな避難行動要支援者が発生する。

このため町本部は、これら避難行動要支援者の対策を発災直後より、時間経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ的確に講じるものとする。

- (1) 発災直後には、福祉子ども班は、社会福祉協議会、民生・児童委員、その他関係機関等と協力し、直ちに在宅サービス利用者、ひとり暮らし老人、障がい者、

難病患者等の名簿や地図を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者を発見した場合は、①避難所への移動②施設緊急入院等の緊急入所③居宅での生活が可能な場合には在宅福祉ニーズの把握等を実施するものとする。

(3) 避難所に移動した避難行動要支援者については、発災直後においては福祉子ども班が、関係各部の協力を得て、遅くとも発災1週間後を目処に組織的、継続的な援護者に適した保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。このため、災害発生後2～3日目より、全ての避難所を対象として避難行動要支援者の把握調査を実施するものとする。

3 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の管理責任者は、災害に際して次により入所者の保護及び被災者の受入に当たるものとする。

(1) 入所者の保護

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者の安全を確保するものとする。また、施設職員のみでは対応できない場合に備え、施設近隣の民間企業等との間に、入所者の保護に関する応援体制を整えておくように努める。入所者の安全を確保した後、県等の協力を得て早急に機能回復を図るものとする。

(2) 被災者の受入れ

被災を免れた施設においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して、可能な範囲の被災者の受入れを行う。なお、この場合の受入れについては、要介護者等支援の必要性の高い者を優先する。

(3) 食料供給等の確保

食料及び飲料水を確保することができないとき、若しくは医療その他の救助を必要とするときは、町本部、県支部救助班に連絡又は要請するものとする。

(4) 職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、町本部、県支部救助班に連絡又は要請するものとする。ただし、施設においても平常時からボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

4 要保護児童の措置

福祉子ども班、学校教育班は、災害において保育に欠ける児童（児童福祉法第4条第1号及び第2号で定める児童をいう。）があるとき、又は保護者を死亡等で失った児童があるときは、速やかに次により保護をするものとする。

(1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。

(2) 保護者を失った児童があるときは、親族等の他の養育者を探すとともに、中央子ども相談センターに連絡して児童養護施設等に保護するものとする。

5 外国人対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が、災害発生時に迅速か

つ的確な行動がとれるよう、次のような対策に努めるものとする。

(1) 各種通訳の実施

災害時に外国人被災者の救助のため必要があると認めるときは、県支部総務班に連絡し、公益財団法人岐阜県国際交流センターに、災害時語学ボランティアの派遣について協力依頼する。

ア 負傷者等の応急手当等の際の通訳

イ 県、町の各種応急対策の内容の説明

ウ その他被災外国人の意思の伝達

(2) 正確な情報の伝達

外国人に対し、避難場所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努める。

第20節 帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

1 住民、事業所等の啓発

町は、各種手段により、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生しないよう、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、事業所等に対して従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策の啓発に努めるものとする。

2 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

3 徒歩帰宅困難者への情報提供

町は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第21節 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった世帯に対する住宅の対策は、次によるものとする。ただし、災害発生直後における住居の対策については、本章第15節「避難対策」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 住宅確保等の種別

住宅を失い、若しくは破損し、又は土砂石の侵入その他によって居住することがで

きなくなった、被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位によるものとする。

対 策 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住宅を自力で改造規模替えをして住居とする。
		(3) 借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居。
		(2) 社会福祉施設への入居	老人ホーム、児童福祉施設、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所。
	3 公的資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅貸付	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、町が仮設の住宅を供与する。
	5 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	1 自費修繕	被災世帯が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 公的資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対して、社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して、町が応急的に修繕する。	
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。		
障 害 物 の	1 自費除去	被災世帯が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自力で整備する資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、町が除去	

除 去	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。
--------	--------------	-----------------------------------

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 住宅の修繕のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた世帯を対象としたものである。
- 4 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

2 住宅対策等の調査報告

福祉子ども班は、災害が終了し住宅の被害が確定したときは、被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明、次の方法により希望者を調査するとともに「住宅総合災害対策報告書(様式は様式集等により定める)」により県支部救助班に災害発生後5日以内に報告するものとする。

(1) 調査事項

- 公営住宅入居希望者
- 公的資金借入希望者
- 生活福祉資金借入希望者
- 母子福祉資金借入希望者
- 寡婦福祉資金借入希望者
- 社会福祉施設入居希望者
- 仮設住宅入居対象者
- 住宅応急修理対象者
- 障害物除去対象者

調査に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- ア 制度種別が極めて多くかつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。
- イ 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するよう努めること。
- ウ 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- エ 各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えないこと。
- (ア) 応急仮設住宅と各種公営住宅
 - (イ) 応急仮設住宅と各種資金融資
 - (ウ) 住宅の応急修理と各種資金融資

(エ) 障害物等の除去と各種資金融資

3 仮設住宅の建設及び入居

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保することのできない者に対して、災害救助法により仮設住宅を建設し、被災者に貸付入居させるものとする。

(1) 実施者

仮設住宅の建設は、福祉子ども班の調査に基づき建設班において直接又は建設業者に請負わせて建設に当たるものとする。ただし、町本部において実施できないときは県支部総務班に応援を要請するものとする。

ア 町本部は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調（様式は様式集等により定める）」に略図（適宜No等を付し入居該当調と対照できるようにする）を添えて県支部総務班に提出するものとする。敷地の選考に当たっては、できる限り集団的に改築できる公共地等から優先的に選ぶものとする。

なお、選定した敷地については、契約期間3ヶ年以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成、又は徴して保管し、その「写」を県本部防災班に提出するものとする。

(2) 建設戸数

仮設住宅の建設戸数は、各施設で建設可能な戸数とする。ただし、やむを得ない事情により、建設可能戸数を超えて建設する必要があるときは、県支部総務班を経由して県本部防災班に超過建設の要請をするものとする。

要請に当たっては次の事項を明示して行う。

- ア 引上げを要する対象戸数と割合（「被災世帯状況調（様式は様式集等により定める）」添付）
- イ 引上げを要する地域（地域ごとの総設置戸数との割合）
- ウ 引上げを要する理由（地域ごとの特殊事情を明記）
- エ 住宅復旧計画との関係及び要入居世帯の資力等（具体的に）
- オ その他

(3) 対象者及び入居者の選定

福祉子ども班は、次の各条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選考し、「応急仮設住宅入居該当世帯調（様式は様式集等により定める）」により、災害発生後5日以内に、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

- ア 住宅が全失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。
- イ 居住する仮設住宅がなく、又は借家等借上げもできない世帯であること。
- ウ 生活程度が低く、自己の資力で住宅を確保することができない世帯であること。

選定に当たっては、民生委員、町内会長その他関係者の意見を聴き、生活能力が低くかつ住宅に必要度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定するものとし、高齢者、障害者の優先的入居に配慮するものとする。

なお、必要に応じた適宜補欠も選定しておくものとする。

(4) 建設基準等

ア 面積の基準は、29.7㎡とする。ただし、地域の実情、世帯構成に応じて調整するものとする。

イ 費用の限度（敷地費、付帯工事費、事務費等含む）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

ウ 必要に応じ、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

（注）面積及び建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、町本部は県本部防災班に連絡する。

（５） 建設期間

仮設住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工し、でき得る限り速やかに完成するものとする。

なお、２０日以内に着工できないときは、その理由を付して県本部防災班に期間延長の申請をし、承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。申請は次の事項を明示して行うものとする。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ 期間の延長を要する地域ごとの設置戸数等

オ その他

（６） 建設資材及び用地の確保

ア 建設資材

建設のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが災害時における混乱等により確保することができないときは、町本部建設班を通じ県本部に斡旋方を申請するものとする。

イ 用地

町は、応急住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握しておくものとする。

（７） 仮設住宅の管理

仮設住宅は、町が管理するものとする。

ア 家賃及び維持管理

（ア） 家賃は、無料とする。

（イ） 維持補修は、入居者の負担とする。

（ウ） 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。

（エ） 維持補修に当たって原形が変更される場合は、町に届け出て実施するものとする。町長は、承認に当たっては、県の意見に従って承認するものとする。

イ 入居者台帳の作成

町本部福祉子ども班は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは「応急仮設住宅入居者台帳（様式は様式集等により定める）」を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておくものとする。なお、町本部は、その写しを県支部総務班を經由して県本部防災班に提出するものとする。

ウ 貸与期間その他

町本部は、被災者を仮設住宅入居させるに当たっては、仮設住宅の趣旨をよく説明し、貸与期間が２年間であること等も指示し、「入居誓約書（様式は様式集

等により定める)」を徴するものとする。

(8) 着工及び竣工届

町本部建設班は、着工報告及び竣工報告（写真添付）を県支部総務班を経由して県本部防災班に提出するものとする。

(9) 備付帳簿等

福祉子ども班は、仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し整備保管しておくものとする。

- 救助日報（様式は様式集等により定める）
- 救助実施記録日計表（様式は様式集等により定める）
- 救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）
- 住宅総合災害対策報告書（様式は様式集等により定める）
- 応急仮設住宅入居該当世帯調（様式は様式集等により定める）
- 応急仮設住宅入居者台帳（様式は様式集等により定める）
- 応急仮設住宅入居誓約書（様式は様式集等により定める）
- 敷地貸借契約、建設請負契約等関係書類
- 入居該当者選考関係書類

4 住宅の応急修理

災害のため住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、災害救助法により住宅の応急修理を行うものとする。

(1) 実施者

住宅の応急修理は福祉子ども班の調査に基づき建設班において直接又は建設業者に請負わせて修理に当たるものとする。

(2) 修理対象世帯の選定

福祉子ども班は、次の各条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定し、「住宅応急修理該当世帯調（様式は様式集等により定める）」により災害発生後5日以内に、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

ア 住家が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた世帯であること。

イ 生活程度が低く、自己の資力では住宅の応急処理を行なうことができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員、町内会長その他の関係者の意見を聴き、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から、順次修理戸数の範囲内において選定するものとし、高齢者、障がい世帯の優先修理に配慮するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(注) 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮については会社が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うものとするが、借家等で家主に能力がなくかつ借家人も能力がないような場合は本救助の対象とする。

(3) 修理基準等

住宅の修理箇所及び費用は、次の基準による。

ア 修理箇所

応急修理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象

とする。すなわち、個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損個所の応急的修理で、例えば、土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等のいかに問わないものとする。

ただし、畳の入替え、基礎工事等は含まないものとする。

イ 費用の基準

1世帯当たりの費用（原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切）は、岐阜県災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

ウ 修理期間

災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）とする。

(4) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は原則として、請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、町本部建設班を通じ、県本部に斡旋方を申請するものとする。

(5) その他

町本部建設班は、修理についての着工報告及び竣工報告を、県支部総務班を経由して県本部防災班に提出するものとする。

(6) 備付帳簿等

住宅の応急修理に関し、次の帳簿を作成し、整備保管しておくものとする。

- 住宅応急修理該当世帯調（様式は様式集等により定める）
- 住宅応急修理記録簿（様式は様式集等により定める）
- 修理請負契約関係書類等
- 住宅応急修理該当者選考関係書類
- 救助実施記録日計票（様式は様式集等により定める）
- 救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）

5 障害物の除去

災害により住宅又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等により、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対しては、災害救助法により、次の方法で除去するものとする。

(1) 実施者

障害物の除去は、建設班が総務班に連絡し、奉仕労力又は人夫を雇上げ、機械器具を借り上げて、直接実施又は土木業者に請け負わせて実施するものとする。

ただし、町本部において実施不可能なときは、次の事項を明示して県支部総務班に応援を要請するものとする。

ア 応援を要する地域（作業場所）

イ 障害物の除去を要する戸数及び状況

ウ 応援を求める内訳（人員、機械、器具等）

エ 応援を求める期間

オ その他

(2) 除去する対象数

障害物の除去数は、半失（半壊）世帯数及び床上浸水世帯数の合計の15%以内とする。ただし、やむを得ない理由により15%を超えて除去する必要があるときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に超過除去の要請をするものとするが、要請に当たっては、「被災世帯状況調（様式は様式集等により定める）」を添付するものとし、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 引上げを要する除去対象者数
- イ 引上げを要する地域
- ウ 引上げを要する理由
- エ その他

(3) 除去対象世帯の選定

福祉子ども班は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調（様式は様式集等により定める）」により災害発生後5日以内に、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

- ア 住宅が半壊又は床上浸水の被害を受け、土砂石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯であること。
- イ 生活程度が低く、自己の資力では障害物を除去することができない世帯であること。
- ウ 老人世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等で、自力で除去することができない世帯であること。

対象世帯の選定について民生委員、町内会長その他の関係者の意見を聴き、選定する組織及び方法を計画しておくものとする。

(4) 費用の基準等

障害物の除去に要する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が同居している場合は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上げ、器具の借上げ、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、清掃法、感染症予防法による清掃との関係を考慮し、本項第12節「清掃等の計画」に準じて実施するものとする。

(5) 除去する期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日以内に除去することができないと認められるときは、期間内に町本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長を要請するものとし、要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 延長する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの戸数
- オ その他

(6) 報告事務手続

町本部は、障害物の除去を実施したときは、その状況をその都度、「救助日報（様

式は様式集等により定める)」により、県支部総務班を經由して県本部防災班に報告するとともに、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

ア 障害物除去該当世帯調（様式は様式集等により定める）

イ 障害物除去記録簿（様式は様式集等により定める）

ウ 除去工事その他関係書類

エ 障害物除去対象者選考関係書類

6 低所得世帯等に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯又は寡婦世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し、又は被災をまぬがれた非住宅を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資するものとする。

(1) 生活福祉資金の災害援護資金

(2) 母子福祉資金の住宅資金

(3) 寡婦福祉資金の住宅貸付

(4) 災害援護資金の貸付

各資金の受付条件等は第4章第2節「被災者の生活確保」の定めるところによる。

7 生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋修理するものとする。

(1) 家屋修理等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂石等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において、土砂石毀物等の除去に要する機材の借料及び人夫賃等

8 社会福祉施設への入所

町本部は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させるものとする。

また、被災者の避難状況等をかんがみ、町区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

9 適切な管理のなされていない空家等の措置

町は、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

10 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第 2 2 節 医療・助産救護活動

災害のため医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合における医療及び助産救護の実施は、次によるものとする。

1 実施責任者

災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき町本部長が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、町独自の応急対策として町本部長が実施する。ただし、本部のみで実施が不可能又は困難と認めたときは、県支部、県本部、日本赤十字社及び岐阜県医師会その他がそれぞれ医療班を派遣する等の方法によって実施するものとする。

県本部においては、医療班が担当し、直接の実施は町内の医療機関が行うものとする。

(注) 災害時であっても平常の医療が可能なとき又は一部可能なときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度方法によることができる。ただし、本部長から災害時医療実施の要請があったときは、この限りでない。

2 医療班の編成

災害時において医療、助産救助を実施するため、町地域内の医療関係者をもって医療班を編成し、健康介護班の要請により現地に出動し、救助の実施に当たるものとする。このため、健康介護班はあらかじめ町地域内の医療機関と協議して医療班を編成しておくものとする。

3 医療班の編成基準

医療班の編成基準は、次によるものとし、災害の種類、規模、状況に応じて適宜増員するものとする。

- 医師 1名
- 看護師、助産師又は保健師 2名
- 事務員 1名

(注) 運転手については、必要に応じて編成に加える。

※ 医療班の編成

町本部の医療班は、町地域内の医師をもって次のとおり編成する。

班名	編成			計
	班長 医師	看護師、助産師 又は保健師	事務職員	
第1医療班	1	2	1	4
第2医療班	1	2	1	4
第3医療班	1	2	1	4

4 医療機関の状況

町内の医療機関は、次のとおりである。

医療機関名	診療科目	住所	電話番号	FAX番号
愛生病院	内科、皮膚科、循環器科、 胃腸科、放射線科、リハビリテーション科	円城寺971	388-3300	387-6979
伊藤内科	内科、循環器科、呼吸器科、 アレルギー科	上本町13	387-2257	388-7002
岩村医院	内科、小児科、呼吸器内科、 消化器内科、循環器内科、眼科、 糖尿病外来	門間1270	387-0180	387-4085
おおかわ整形外科	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	門間853	388-7666	388-7855
岡田眼科	眼科	東陽町38-2	388-2341	388-7601
片山クリニック	呼吸器科、内科、外科、リハビリテーション科、小児科	田代1098-1	388-8700	388-8701
小寺医院	内科、小児科	美笠通3-20	387-4504	387-8190
こめの医院	内科、小児科、産婦人科、 リハビリテーション科	米野243	387-6010	387-6039
さとう整形外科	整形外科、リウマチ科、外科、 リハビリテーション科	田代501	388-0100	388-8623
森本内科・皮ふ科	内科、小児科、皮膚科、リハビリテーション科	奈良町119	388-3600	387-8710
羽島クリニック	内科、呼吸器科、消化器科、 循環器科、外科、整形外科、 泌尿器科、リハビリテーション科	門間578-1	387-6161	387-7772
ひらたクリニック	脳神経外科、神経内科、外科、 整形外科、内科	田代325-1	387-3378	387-3317
まつなみ健康増進 クリニック	内科、呼吸器内科、循環器内科、 消化器内科、血液内科、 腎臓内科、外科、呼吸器外科、 心臓血管外科、消化器外科、 肛門科、形成外科、放射線科、 小児科、皮膚科、リウマチ科、 メンタルケア科	泉町10	388-0111	388-4711
○松波総合病院	総合内科、内科、消化器内科、 腎臓内科、呼吸器内科、循環器内科、 脳神経内科、血液内科、 小児科、放射線科、外科・	田代185-1	388-0111	388-4711

	消化器外科、心臓血管外科、 整形外科、脳神経外科、呼吸 器外科、形成外科、乳腺外科、 肛門科、皮膚科、泌尿器科、 産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、 麻酔科、リハビリテーション 科、病理診断科、健診科、メ ンタルケア科、救急科、集中 治療センター、関節外科セン ター、脊椎外科センター、リ ウマチセンター、中央検査セ ンター、糖尿病センター、人 工透析センター			
山田耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科、アレルギー科	北及1673-1	388-3387	388-4133
吉田胃腸科	消化器内科、内科	門前町67-2	387-2217	388-3978

○印は救急指定病院
(令和7年4月1日現在)

5 救助対象者

医療及び助産の援助は、次の者に対して実施するものとする。

(1) 医療救助

ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

イ 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）。

6 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等によって一定し難いが、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 医療班の派遣による方法

被災地において医療の必要があるときは、健康介護班は、医療班を現地に派遣して実施するものとする。

(2) 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、健康介護班は、患者に医療券を交付し、患者は、医療機関に医療券を提示して診察を受けるものとする。

医療券は、生活保護法による医療券用紙に「災害」と朱書きして発行するものとする。なお、医療券を発行するいとまがないときは、健康介護班は、医療機関と連

絡を取り、とりあえず診察を受けさせ、事後に医療券を発行するものとする。

(注) 本計画は、災害の混乱により一般の方法によれない場合の対策であるから通常の方法による場合は行わないのが原則である。

(3) 移送、収容

医療を要する者の状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、医療班、医療機関又は発見者は、健康介護班に通知、協議し、救助に適当な医療収容施設（病院）へ移送し、救助するものとする。

患者の移送に当たって自動車、ヘリコプター等を必要とするときは、本部連絡員室に対して車両等の確保を要請するものとする。

(4) 後方医療活動の要請

町本部は必要に応じて県と連携し、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

(5) 広域搬送拠点の確保、運用

町本部は予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、県と連携して広域搬送拠点を確保、運営するとともに、町内の医療機関から広域搬送拠点までの重傷者等の輸送を実施するものとする。

7 医薬品、衛生材料等の確保

医療班が行う医療及び助産救助のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は医療班を編成する医療関係者（医療機関）の手持品を繰り返し替え使用し、後日それを補てんし、あるいは代価の支払いをするものとする。

なお、手持品がなく、また不足し、当該地域において確保不可能又は困難なときは、県支部保健班に確保の要請をするものとする。

なお、具体的な方法は、次のとおりとする。

災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き

8 医薬品等の確保

町本部は、医薬品、医療器具、衛生材料等（以下「医薬品等」という。）を確保するため次の事項を実施する。

(1) 町本部は、病院等から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、管内の病院、医薬品卸売業者、医薬品製造業者等と連絡を取り、医薬品等を確保する。

(2) 町本部は、管内で医薬品等の調達ができないときは、別紙1により県災害対策支部（保健班）に調達を依頼する。

(別紙1)

医 薬 品 等 調 達 要 請 書

第 号

年 月 日

発信時刻 午前・午後 時 分

岐阜県災害対策本部長 様

笠松町災害対策本部長

医薬品等の調達を下記のとおり申請する。

記

1 医薬品等を必要とする病院等

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者

2 必要とする医薬品等

品 名	規 格 等	数 量	備 考

3 輸送方法等

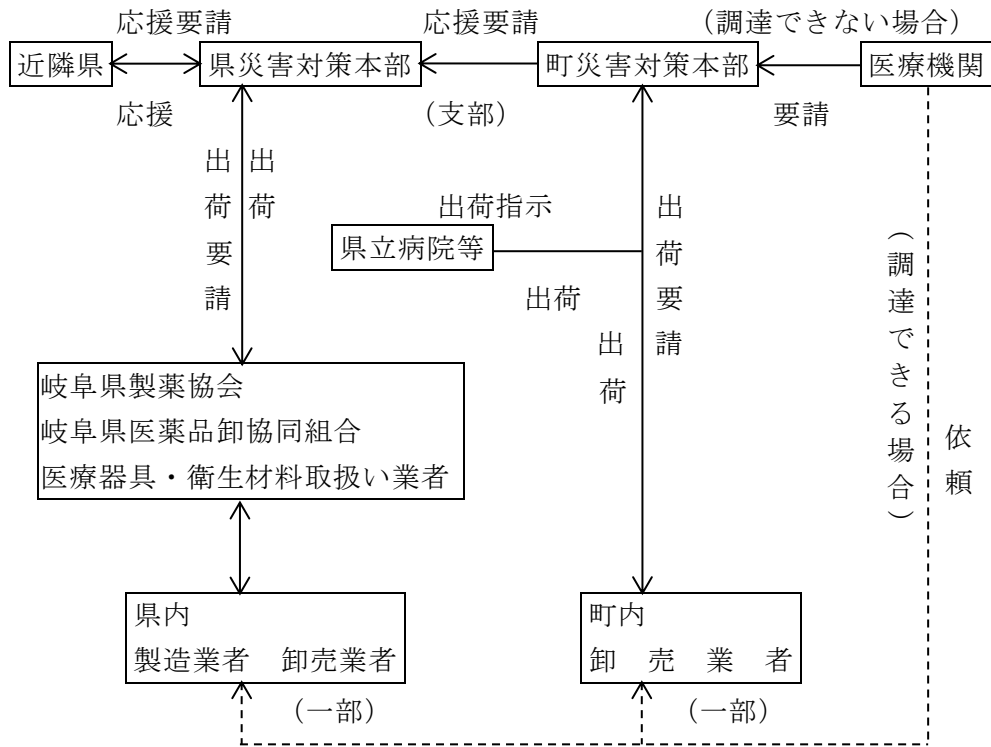
- (1) 場所
- (2) 輸送方法
- (3) 受領者

ア 所属

イ 職名

ウ 氏名

○ 医薬品等の確保系統図



- (注) 1 確保要請等の手続等は、7に定める手続に準ずる。
 2 医療機関における救助等に当たって医薬品等の確保ができない場合もこの手続に準ずる。

9 応援の要請

健康介護班は、町本部において医療、助産等救助の実施が不可能又は困難なとき、あるいは医薬品等の確保ができないときは、次の方法によって応援、斡旋等の要請するものとする。

- (1) 健康介護班は、県支部保健班及び県本部医療整備班に要請する。
- (2) 医療班の派遣の要請は次の事項を明示して行う。
 - ア 医療、助産救助実施の場所
 - イ 町地域における救助対象者及び医療機関の状況
 - ウ 実施の方法及び程度（派遣医療班数等）
 - エ その他必要な事項
- (3) 医療品等確保斡旋の要請は、次の事項を明示して行う。
 - ア 品名（規格）及び数量
 - イ 送付場所
 - ウ 送付期限
 - エ その他必要な事項
- (4) 重傷病患者の他地域病院等へ移送救助を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

- ア 患者数及び傷病程度の概要
- イ 希望施設名
- ウ 移送の期間・方法
- エ その他必要な事項

10 災害救助法による基準

災害救助法による医療及び助産救助の実施範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定めるものとする。

(4) 期間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内
- イ 助産救助の実施は、分べんの日から7日以内（災害の発生前後7日以内に分べんしたもの。）
- ウ 上記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、町本部は県支部保健班（総務班と連絡）、県本部防災班に実施期間延長の要請、連絡をするものとする。
- エ 県本部防災班は救助期間を打ち切ることが困難と認めたときは、厚生労働大臣（社会局施設課）に対して期間の延長を申請し、その承認を待って延長するものとする。

(5) 費用の基準

ア 医療班の費用

(ア) 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料費等は輸送費として別途に扱う。）

(イ) 事務費 医療班員の派遣旅費

イ 日本赤十字社救護班の費用

要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく。）

ウ 医療機関による費用

国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）

エ 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費。
また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額。

(6) 費用の請求

医療班の費用の請求は、「医療班に要した経費請求書（様式は様式集等により定める）」により、また、医療機関費用の請求（含助産）は、医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書き）に所要事項を記載し、関係機関を經由して県本部防災班に提出する。

1.1 医療機関の対策

医療機関のうち特に患者収容施設（病院等）にあつては、次の対策を立てるとともに、災害時の応急措置を実施するものとする。計画及び実施に当たっては特に次の事項に留意するものとする。

(1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件（重軽傷の別、精神患者）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たってはできる限り看護師等が付添うものとし、特に自動車を使用する場合は堅固な覆、毛布等を準備し、看護師が応急カバンを携帯して同乗する。

(2) 応急治療

避難場所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療できないときは、町本部等に連絡して適宜の処置を行うものとする。

(3) 転送

施設の被害が甚大なため等により継続診療が長期間見込みがないときは、他の適当な施設に転送するようにするものとする。適当な施設がないときは町本部その他関係機関にその斡旋等を要請するものとする。

(4) 給食

患者給食は、できる限り収容機関において実施するものとする。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、町本部に連絡し、被災者への応急的な給食を実施するものとする。

(5) 災害救助法患者の切替え

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後（原則14日以内）は打ち切りとなるので保険制度等の切替指導を行うものとする。

(6) 救急病院の責務

救急病院は、常に消防機関と連絡を密にし、被災者（負傷者）の収容診断に万全を期すものとする。

(7) その他

各施設は地域環境その他の条件を考慮して実情に即した対策の樹立と実施に当たるものとする。

1.2 診療記録

医療班が出動し、救助に従事したときは、次の記録を作成し、健康介護班に提出するものとする。

(1) 医療班出動編成表（様式は様式集等により定める）

(2) 医療班活動状況（様式は様式集等により定める）

- (3) 医療班医薬品衛生材料使用記録（様式は様式集等により定める）
- (4) 病院、診療所医療実施状況（様式は様式集等により定める）
- (5) 助産台帳（様式は様式集等により定める）
- (6) 救助実施記録日計票及び救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）

第23節 救助活動

災害のため現に身体生命が危険な状態にある者等の救出は、次によるものとする。

1 実施者

町本部における被災者の救出は、総務対策部が消防対策部・西消防署・県支部警察班その他関係機関と連絡を取って実施するものとするが、直接の実施は町本部班員、消防対策部員によって行うものとする。

2 対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、災害にかかった原因の種類あるいは住家の被害とは関係なく、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合。
 - イ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - ウ がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
 - エ 交通機関の突発事故（列車の脱線転覆、衝突等）により多数の死傷者が発生したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあって、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでないもの。

3 発見者の通報

救出を要する状態にあるものを発見した者は、直ちに救出に当たるとともに、独自で救出できない場合にあっては、町本部又は警察官に通報しなければならない。

4 救出の方法

町本部における救出作業は、総務対策部と消防対策部・西消防署が協議してその対策を立て、直接の作業は、消防対策部長又はその代理者が救出の指揮をするものとする。

救出の具体的な方法は、災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組織）あるいは機械器具等の確保は、次によるものとする。

(1) 活動組織等

救出作業は、消防部員を動員として行うものとするが、部員が不足するときは、その場に居合わせる活動可能な者の協力を得るものとする。

なお、さらに不足し、あるいは特殊技術を必要とする救出作業のため、技術者を要する場合は、救出指揮者は町本部にその旨を連絡し、応援を得るものとする。町本部は、町本部班員あるいは奉仕団員を動員派遣し、若しくは技術者を動員（雇上

げ) するものとする。

(2) 救出機械器具等

救出に機械器具あるいは資材を必要とするときは、現地等において確保(借上げ)するものとするが、確保できないときは救出指揮者は、町本部に連絡し、関係各班と協議して確保するものとする。

5 応援の要請

町本部において救出作業ができないとき、又は機械器具等の借上げができないときは、県支部総務班に応援の要請をするものとする。応援等の要請に当たってはその内容を明示して行うものとする。

6 機関相互の連絡

救出指揮者は、救出活動に当たって出動警察官と緊密に連絡を保って相互に協力し、一体として救出作業に努めるとともに、救出後医療を要する場合にあっては、健康介護班あるいは医療機関とも連絡を取り、その待機を要請する等機関相互の連絡調整に努めるものとする。

7 災害救助の基準等

災害救助法による被災者救出の実施基準その他は、次によるものとする。

(1) 費用の範囲

被災者救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費

イ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のための必要な照明用の灯油代金等

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、町本部は、法定の救出期間内に県支部総務班に期間延長の要請をするものとする。

なお、延長の要請申請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

ア 延長を要する予定期間

イ 延長を要する地域

ウ 延長を要する理由又はその状況

エ 延長を要する人数

(3) 事務手続

消防対策部は、被災者の救出に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

なお、消防対策部は、被災者救出期間中は、その状況を毎日「救助日報(様式は様式集等により定める)」により県支部総務班に電話等によって報告するものとする。

- ア 救助実施記録日計票（様式は様式集等により定める）
- イ 被災者救出状況記録簿（様式は様式集等により定める）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）

第24節 文教災害対策

災害時における文教関係の応急対策は、県計画第3章第36節「文教災害対策」に定めるもののほか、次によるものとする。

第1項 被害施設の調査報告

1 概況調査報告

学校長及びその他教育施設の管理者は、被害の状況を電話及び「被害状況報告書」（別記様式1号）により速やかに教育対策部長に報告するものとする。

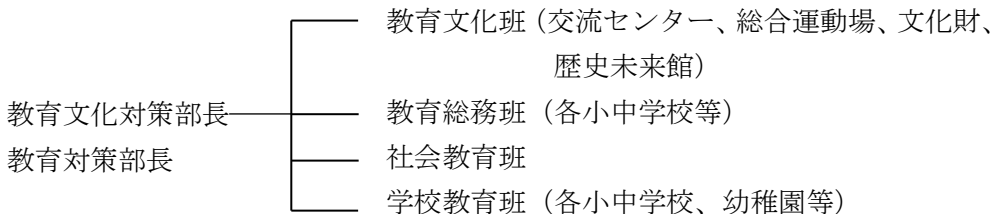
2 中間調査報告

概況報告後、被害が増大しあるいは減少したとき及び概況調査報告で省略した事項を調査し、報告する。その他の報告事項は、次のとおりである。

- (1) 被災児童生徒数調（様式は様式集等により定める）
- (2) 学校給食用物資被害状況報告書（様式は様式集等により定める）
- (3) 児童生徒被災状況報告書（様式は様式集等により定める）

3 調査実施計画

各文教施設等の被害調査の担当部班は、下記によるものとする。



4 報告及び被害程度判定の基準等

被害調査終了後、当該報告に基づき、教育対策部は県支部教育班を通じ県本部教育総務班に報告するものとする。

(1) 基準

調査報告の系統及び被害程度判定の基準は、第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」によるものとする。

年 月 日
羽島郡二町教育委員会教育長 あて
〇〇学校長、施設長
災 害 報 告 書
1 概 況
2 被害状況
(1) 建 物 (全壊、半壊、建物名称、面積等)
(2) ガラス (損壊面積又は枚数等)
(3) 倒 木 (倒木で支え木を必要とする本数等)
(4) 土 地 (使用に耐えない校地の面積等)
(5) その他 (内部備品の破損程度等)
※ 必要に応じ見取図等を添付

第2項 小中学校の応急対策

小中学校に関する災害の応急対策は、別の計画で定めるもののほか、次によるものとする。

1 学校施設の対策

授業実施のための校舎等設備の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって、次の施設を利用するものとする。

ア 応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を使用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難地の最寄りの学校、被災を免れた公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときは、プレハブによる応急仮校舎を建設する。

上記施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底するものとする。

(2) 施設の応急復旧

教育総務班は、災害終了後速やかに被災校舎等を維持保全のため又は授業実施の

ため必要な範囲において応急処置を行うものとする。ただし、処置（応急復旧）をする場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影、保存等に留意するものとする。

(3) 施設利用の応援要請

隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により当該施設管理者の応援を得るものとする。

ア 管内施設利用の場合

学校教育班において関係者協議の上、行うものとする。

イ 応援要請する事項等

応援（協力）に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 応援を求める学校名
- (イ) 予定施設名又は施設種別
- (ウ) 授業予定人員及び室数
- (エ) 予定期間
- (オ) その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、教育長が町本部長と協議して決定するものとする。

2 教職員の対策

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合においては、学校内において操作するものとする。

(2) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長の要請によって町内学校間で操作する。

(3) 町外操作

町内において解決できないときは、県支部に対し教職員派遣の応援要請をするものとする。

(4) 応援要請事項等

教職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 応援を求める学校名

イ 授業予定場所

ウ 派遣要請する人員（必要に応じその内訳）

エ 派遣予定期間

オ 派遣職員の宿舎、その他の条件（学校長は学校教育班長と協議のうえ処理する。）

なお、応援の要請に当たっては、教育長が町本部長と協議して決定するものとする。

3 応急教育の実施

学校教育班は、災害に伴う被害程度によって授業が不可能と認めたときは、休校の措置（羽島郡町立小中学校管理規則第2条第2項）を執るものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、可能な限り応急授業の実施に努めるとともに、応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童が負担にならないように留意する。
- (2) 教育の場が学校外施設によるときは、授業の方法、児童の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し、徹底する。
- (4) 学校が避難所に利用される場合は、収容者あるいは児童に対し、それぞれ支障とならないよう十分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 緊急休校その他の事態に備えてそれぞれの学校の実情に即した方法で学校と児童との連絡方法、組織（子ども会等）の整備工夫をしておく。

4 教材、学用品の調達及び配給

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童、生徒に対する支給及び斡旋は、次項「児童生徒等に対する援助」の定めるところによるものとする。

5 児童、生徒の安全確保

学校長等は、小中学校における児童、生徒の安全を確保するため、次の措置を執るものとする。

(1) 集団避難

児童、生徒を避難させる必要が生じた場合、又は避難の指示を受けた場合は、第3章第15節「避難対策」に定めるところにより、避難させるものとする。

(2) 臨時休校措置

授業を継続することにより、児童、生徒の安全の確保が困難な場合は、臨時休校とし、児童生徒を帰宅させるに当たっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置を執り、児童、生徒の安全確保をするものとする。

(3) 登下校中等の措置

登下校中等に地震等が発生した場合、学校へ登校し、又は学校へひき返した児童、生徒を(2)に準じて所要の措置を執るものとする。

また、校外における学校行事中に地震等が発生した場合は、引率責任者は、児童、生徒を集合させ、安全な場所へ退避させる等必要な措置を執るものとする。

(4) 負傷者等の救出、応急手当

児童生徒が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置を執るとともに学校教育班へ通報するものとする。

第3項 児童生徒等に対する援助

災害により教科書、文房具等を失った小中学校児童生徒に対する学用品の支給及び斡旋は、次によるものとする。

1 実施班

町本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあつては福祉子ども班の要請に基づいて次の区分で分担して実施するものとする。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書の斡旋は、学校教育班又は各学校班が実施するものと

する。

区 分	担 当 班	摘 要
被災児童生徒等の調査	各 学 校 班	取りまとめ、県支部への報告は学校教育班
教科書等の確保	学校教育班	
学用品等の割当	学校教育班	
物品の直接支給	各 学 校 班	学校教育班で各学校別に配分

2 支給の種別

学用品等の支給あるいは斡旋は、災害の程度によって次の種別に区分して扱うものとする。

(1) 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次によるものとする。

ア 支給対象者

住家が焼失、流失、全壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小中学校に在籍する児童生徒で、学用品を滅失又はき損した者に対して行う。

(注) 支給対象者は、町本部における被災者台帳に登録されている児童生徒であること。

イ 費用の基準

(ア) 教科書代

「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」第3条に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費とする。

(イ) 文房具及び通学用品等

小中学校児童生徒の学校生活上必須の最小実費

ウ 支給期間

(ア) 教科書は災害発生の日から1か月以内

(イ) 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内

ただし、期間内に支給することが困難なときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間の延長を要請するものとする。

なお、要請、申請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

- 延長の見込み期間
- 期間延長を要する地域
- 期間延長を要する理由
- 延長を要する地域ごとの児童生徒数
- その他

(2) 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合の斡旋

災害救助法は、笠松町に適用されたが、教科書を失った児童生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合の経費は、本人負担とする。調達の方法は、災害救助法適用分と併せて調達するものとする。

(3) 近隣市町に災害救助法が適用された場合の斡旋

同一時の災害において近隣市町に災害救助法が適用されたが笠松町には災害救助法の適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、その必要があるときは、前項(2)同様に一括斡旋するものとする。

3 被災児童生徒及び教科書等被災状況の調査、報告

福祉子ども班は、災害が発生し学用品等支給の必要があると認めたときは、学校教育班に調査、報告の要請をするものとする。

調査、報告の方法等は、次表のとおりである。

区分	調査・報告の方法	各学校班における期限	各学校班から学校教育班への提出期限	学校教育班から県支部への提出期限
被災児童生徒等の調査	災害終了後速やかに児童生徒(又は保護者)について「被災児童生徒名簿(様式は様式集等により定める)」を作成する。 なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査作成する。	2日以内	—	—
被災教科書等調査集計	「被災児童生徒名簿(様式は様式集等により定める)」により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書(様式は様式集等により定める)」を作成する。	3日以内	—	—
被災教科書等の報告	「被災教科書報告書(様式は様式集等により定める)」を作成し、提出する。	—	3日以内	4日以内

(注) 1 災害救助法が適用されない災害時にあつては、各学校班において適宜に実施する。

2 県支部に対する報告に当たっては、学校教育班は福祉子ども班と合議する。

4 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書、文房具等学用品の輸送は、教育対策部と総務班(災害救助法を適用しない災害の教科書の調達斡旋は教育対策部単独)が協議して行うものとする。

なお、確保する物資は、おおむね次のとおりである。

(1) 教科書

被災教科書の報告に基づき、調査する。

(2) 文房具

ノート、鉛筆、用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷き等（災害救助法適用時のみ。）

(3) 通学用品

傘、カバン、履物等（災害救助法適用時のみ。）

(注) 教科書の輸送が販売取扱店から直接学校教育班及び学校班に送付されたときは、納品書を学校教育班において取りまとめ、県支部総務班を経由して、県本部防災班に提出するものとする。

5 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、学校教育班において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童生徒別に割当てをし、支給するものとする。

(1) 割当て

学校教育班及び学校班は、県本部からの学用品支給基準（1人当量）の通知を受けたときは、速やかに各児童生徒別に「学用品の給与状況（様式は様式集等により定める）」により割当てをするものとする。なお、割当てに当たっては、児童生徒の被害区分（程度）を被災者台帳による程度区分等の照合をし、正確を期するものとする。

(2) 支給

学校教育班及び学校班は、受領書と引換えに学用品を各児童生徒に支給するものとする。なお、被災児童生徒が縁故地に避難していて支給できないときは、学校教育班あるいは各学校班において保管し、本人の登校を待って支給するものとする。

(3) 余剰物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

6 その他の事務手続

学校教育班及び学校班は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日「救助日報（様式は様式集等により定める）」により、各学校班は学校教育班へ、学校教育班は県支部を経由して県本部に報告するものとする。

(1) 被災児童生徒名簿（様式は様式集等により定める）

(2) 被災教科書報告書（様式は様式集等により定める）

(3) 学用品引継書（様式は様式集等により定める）

(4) 学用品の給与状況（様式は様式集等により定める）

(5) 救助実施記録日計票（様式は様式集等により定める）

(6) 救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）

第4項 学校給食関係の応急対策

学校給食に関する災害時の応急対策は、次によるものとする。

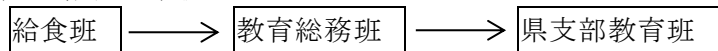
1 被災状況の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と、災害状況を次により、速やかに調査報告するものとする。

(1) 学校給食用物資の被害状況調べ

給食班は、学校給食用物資の被害を「学校給食用物資被害状況報告書（様式は様式集等により定める）」により速やかに調査し、報告するものとする。

(2) 報告の系統



2 応急給食の実施

給食対策部は、次の点に留意して応急給食を実施するものとする。

(1) 災害により被害が発生しても授業を行う場合は、できる限り継続して実施するよう努めること。

(2) 施設、原料等の被害のため、その実施ができないときは、学校教育班長に協議し、速やかに応急措置を実施すること。

(3) 学校給食センターを被災者用炊き出し施設に利用するときは、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に留意すること。

(4) 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事用具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する等衛生管理に配慮するものとする。

(5) 従事者の保護

調理及び配分等給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施し、下痢状態にある者は従事を禁止し、検便を行うものとする。なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させるものとする。

(6) 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間、煮沸したものをを用いること。なお、浸水した井戸については、井戸ざらえを行い、クロール、石灰水等を用いて十分消毒を行うものとする。

(7) 食品衛生

災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため調理の方法、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させるものとする。

(8) 教育総務班は、報告を取りまとめ、「学校保健の対策（様式は様式集等により定める）」に定める様式1号により、県本部教育部に報告するものとする。

第5項 その他の文教施設関係の対策

文化財、その他社会教育施設の応急対策は、第1項「被害施設の調査報告」に準じて行うもののほか、次によるものとする。

1 その他社会教育施設等の対策

その他社会教育施設等に災害が発生したときは、県支部教育班を經由して県本部に被害状況を報告するものとする。なお、被災時においては、交流センター等の施設が、災害応急対策のため、避難所として利用可能かどうか、迅速に町本部に報告するものとする。

2 文化財関係

被災文化財については、笠松町文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、被害文化財個々につき対策を所有者又は管理者に指導するものとする。

第25節 遺体の捜索・取扱い・埋葬

災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取扱い及び埋葬の実施は、次によるものとする。

1 遺体の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者があるときの遺体の捜索は、次によるものとする。

(1) 捜索の方法

福祉子ども班は、遺体捜索の必要があるときは消防対策部、西消防署、警察官と協議してその対策を立てその実施を消防対策部又は奉仕団体に要請するものとする。

捜索作業は、消防対策部長又はその代理者の捜索指揮により実施する。なお、捜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれ異なるが、おおむね第23節「救助活動」に定める方法によって行うものとする。

(2) 応援の要請

福祉子ども班は、被災条件あるいは遺体が他市町村へ流失したこと等により町本部において実施ができないときは、県支部総務班に応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合にあつては、隣接市町本部又は、遺体漂着が予想される市町村本部に直接捜索応援の要請をするものとする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 遺体が埋没し又は、漂着していると思われる場所

イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等

ウ 応援を求めたい人数又は舟艇器具等

エ その他必要な事項

(3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体捜索の実施基準は、次によるものとする。

ア 捜索する場合

行方不明の状態にある者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。なお、本救助は、死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されておれば救助の対象とする。

捜索する場合の具体例は、次のとおりである。

- (ア) 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- (イ) 行方不明になった者が、重度の身体障がい者又は重病人であったような場合
- (ウ) 被災後ごく短期間のうちに、引き続き当該地域に災害が発生したような場合で、遺体が行方不明となったとき。

イ 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において搜索を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部総務班を經由して県本部防災班に期間延長の申請をするものとする。

搜索期間の延長要請及び申請は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の見込期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 延長することによって搜索されるべき遺体の件数
- (オ) その他

ウ 費用の範囲

遺体の搜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

(ア) 借上費

舟艇その他遺体搜索のために必要な機械器具の借上費

(イ) 修繕費

搜索のため使用した機械器具の修繕費

(ウ) 燃料費

機械、器具の使用に必要なガソリン代、石油代又は搜索作業実施のため必要な照明用の灯油代等

エ 報告及び事務手続

町本部福祉子ども班は、本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を經由して県本部防災班に次の事項を「救助日報（様式は様式集等により定める）」により報告するものとする。

(ア) 記録

- a 死亡診断書（様式は様式集等により定める）
- b 遺体搜索状況記録簿（様式は様式集等により定める）
- c 救助実施記録日計票（様式は様式集等により定める）
- d 救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）
- e 遺体搜索用機械器具修繕簿（様式は様式集等により定める）

(イ) 報告

- a 実施年月日
- b 実施の地域
- c 実施の状況及び方法
- d 搜索対象遺体数
- e その他

2 遺体の取扱い、収容等

(1) 遺体の取扱い

遺体を発見した場合福祉子ども班は、県警察に届出を行い、県警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

(2) 遺体の収容

遺体の収容は福祉子ども班が奉仕団体等の労力奉仕により処理場所を借り上げ（仮設）、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をするものとする。ただし、町本部において実施できないときは、県支部総務班に医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

なお、応援の方法は、「1 遺体の捜索」に準じて実施するものとする。

(3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体取扱いの実施基準等は、次によるものとする。

ア 遺体取扱いを行う場合

遺体の取扱いは、災害により社会混乱をきたし、その処置を要するときは行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体取扱いの内容

遺体の取扱いは、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(イ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまで保存するものとする。

(ウ) 検視

遺体についての死因その他について医学的検査をするものとする。

ウ 遺体取扱い期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において遺体の取扱いを打ち切ることができないときは、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をするものとする。

(ア) 延長の見込期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

(エ) 延長することによって処理されるべき遺体件数

(オ) その他

エ 費用の範囲及び限度

遺体の取扱いに要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用

岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用

既存建物利用の場合は、当該施設の借上費。仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(ウ) 検案料

医療班が実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 報告及び事務手続

町本部は、本救助を実施したときは、「遺体の取扱い台帳（様式は様式集等により定める）」を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に「救助日報（様式は様式集等により定める）」により報告するものとする。なお、遺体の取扱いを医療班が実施したときは、「医療活動状況（様式は様式集等により定める）」により、その実施状況を報告するものとする。

3 遺体の埋火葬

災害の際死亡した者で、町本部において埋火葬（棺の支給等を含む。）を行う必要を認めた場合は、環境経済班が次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

(1) 埋火葬の方法

埋火葬の実施は、災害条件等により必要に応じて直接土葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、埋火葬の実施に当たっては、次の点に留意をするものとする。

ア 事故死等による遺体については、必ず警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬に付する。

イ 身元不明の遺体については、県支部警察班その他関係機関に連絡し、その調査に当たった後、埋火葬とする。

ウ 他市町村の被災遺体が漂着（本町に災害救助法が適用されていない場合）し、その身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

なお、大規模な災害が発生し、火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、町は岐阜県広域火葬計画に基づき、県に依頼するものとする。埋火葬の実施が町本部でできないときは、「1 遺体の捜索（2）応援の要請」に準じて他機関の応援、協力を得て実施するものとする。

(2) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における遺体埋火葬の実施基準等は、次によるものとする。

ア 埋火葬は、次の場合に行うものとする。

(ア) 災害の混乱時に死亡した者であること。（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）

(イ) 災害のため次のような理由で埋火葬を行うことが困難な場合であること。

a 緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋火葬を行うことが困難な場合

b 墓地又は、火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが

困難な場合

c 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合

d 埋火葬すべき遺族がないか又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難な場合

(ウ) 災害救助法適用地域の遺体が本町に漂着したような場合は、漂着した本町が実施するものとする。この場合は原則として遺族、縁故者又は被災地の市町村が引き取るべきであるが、被災地が社会的混乱のため引き取りが困難なときに限って本町が実施する。なお、この場合の経費は、詳細を記録して県本部に求償するものとする。

イ 埋火葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋火葬救助を打ち切ることができないときは、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。なお、延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長を要する期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

(エ) 埋火葬を要する遺体件数

(オ) その他

ウ 費用の範囲及び限度

埋火葬に要する費用の範囲及び限度は次のとおりである。

(ア) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費で、埋火葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含むものとするが、埋火葬に当たっての供花代、酒代等は含まないものとする。

(イ) 費用の限度

埋火葬費用の限度は、岐阜県災害救助施行細則に定める額の範囲内とする。なお、大人、小人の別は、満12才に達したのものから大人として扱うものとする。

エ 報告及び事務手続

町本部福祉子ども班及び環境経済班は、埋火葬救助を実施したときは、「救助実施記録日計票（様式は様式集等により定める）」、「救助の種目別物資受払状況（様式は様式集等により定める）」及び「埋葬台帳（様式は様式集等により定める）」を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に「救助日報（様式は様式集等により定める）」により報告するものとする。

第26節 防疫・食品衛生活動

災害時における被災地の防疫・食品衛生活動は、県計画第3章第28節「防疫・食品

衛生活動」に定めるもののほか、次によるものとする。

第1項 防疫活動

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施するものとする。

1 実施班

災害時における被災地帯の防疫は、環境経済班が地域住民、関係団体等の協力を得て行うものとする。ただし、被災が甚大で、環境経済班のみで実施が不可能又は困難なときは、町本部に応援の要請をし、なお、実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班の応援を得て実施するものとする。

2 防疫の実施組織

町本部における災害防疫実施のための組織として次の班等を編成しておくものとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員の選任知事の指示に従って町は、上記職員を選任し、防疫活動に従事させる。

(2) 防疫班の編制

環境経済班は防疫実施のため、防疫班を編成する。

防疫班の編制は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、班の規模は、おおむね次のとおりである。

ア 班 長 1名

イ 班 員 1名

ウ 作業員 3名

(注) 1 班長は、環境経済班担当者をもって充てる。

2 班員は、町本部班員をもって充てる。

3 作業員は、被災をまぬがれた奉仕団員又は応援班員をもって充てる。

3 防疫の種別と方法

防疫の活動は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行うものとする。

作業区分	県 機 関	町 機 関	備 考
検病調査	検病調査 (県支部保健班)	情報の提供等協力 (健康介護班)	患者発生の届出 (医師)
健康診断	健康診断 (県支部保健班)	対象人員把握等協力 (健康介護班)	
臨時予防接種	予防接種の命令 (県本部保健医療班)	予防接種の実施 (健康介護班及び嘱託医)	

清潔方法	衛生方法の指示 (県本部保健医療班) 清潔方法の指導 (県支部保健班)	公共施設の清掃、ごみ、 し尿等の収集処分 (環境経済班)	許可業者の協力 、委託業者の協力	
内 訳	飲料	井戸水	井戸の消毒 (水道班)	
	水 の	水道水	水道水の消毒 (水道班)	
		町本部 供給水	供給水の消毒 (水道班)	
	消毒	家屋内の消毒	家屋内の消毒 (環境経済班、防疫班)	町内会奉仕団員 等の協力
		便所の消毒	便所の消毒 (環境経済班、防疫班)	町内会奉仕団員 等の協力
		芥溜、溝渠 等の消毒	芥溜、溝渠及びその周辺 の消毒 (環境経済班、防疫班)	
		患者運搬用 器具等の消毒	患者運搬器具等の消毒 (健康介護班及び防疫 班)	
ねずみ族昆虫 等の駆除	ねずみ族昆虫等駆除指定 (県本部感染症対策推進 班) ねずみ族昆虫等駆除指導 (県支部保健班)	ねずみ族昆虫駆除等の実 施 (環境経済班)		
家用水の供給	家用水供給の指示 (県本部薬務水道班) 家用水供給の指導 (県支部保健班)	家用水の供給 (水道班)		
患者等に対す る措置		収容、診療 (健康介護班、医療機関 等)	感染症患者又は 病原体保有者の 隔離収容	
患者等に対す る医療及び看 護	医療看護の応援 (県支部保健班) 県支部不能時の応援 (県本部医療整備班)	医療、看護 (健康介護班、医療機関 等)	感染症患者又は 病原体保有者の 医療看護	
避難所の防疫 指導等	避難所の防疫の指導 (県支部保健班) (県本部感染症対策推進 班)	避難所の防疫 (環境経済班、防疫班)		

4 防疫器具の状況

防疫実施のための器具の状況は、次のとおりである。

種 別	員 数	容 量	備
煙霧消毒機	1	1,000ℓ	エンジン式（噴霧も可）
噴霧器	1	18ℓ	手動式（肩かけ）

（注） 環境経済班管理分

5 防疫業務の実施基準

消毒方法の基準等は、県計画第3章第28節「防疫・食品衛生活動」に定めるとおりとする。

6 報告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

（1） 被害状況報告

環境経済班は、防疫を必要とする災害が発生したときは、「災害情報収集等の計画（様式は様式集等により定める）」により防疫に関する情報を県支部保健班を経由して県本部保健医療班に毎日電話及び文書をもって報告するものとする。

（2） 災害防疫所要見込額の報告

環境経済班は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調（様式は様式集等により定める）」を作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班提出するものとする。

なお、その概要についてはできる限り事前に電話をもって報告するものとする。

（3） 災害防疫完了報告

環境経済班は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が終了した日から20日以内に「災害防疫完了報告書（様式は様式集等により定める）」を作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出するものとする。

7 記録の整備

防疫を行ったときは、おおむね次の書類を整備し、保管しておくものとする。

- （1） 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（様式は様式集等により定める）
- （2） 防疫経費所要額調及び関係書類
- （3） 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- （4） そ族昆虫等の駆除に関する書類
- （5） 家用水の供給に関する書類
- （6） 患者台帳
- （7） 防疫作業日誌

8 応援等の要請

環境経済班は、地域内の被害が激甚で、防疫等関係者が不足し、あるいは防疫薬等の確保ができない場合等町本部で実施が不可能又は困難なときは、本部連絡員室と協議し、県支部保健班に応援、あつ旋等の要請を行うものとする。

要請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- （1） 要請する作業内容等
- （2） 要請する防疫班数、物資名、数量

- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

第2項 食品衛生活動

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の可能性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

1 食品関連施設に対する監視指導

町は、炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡するものとする。

2 食中毒発生時の対応

町は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡するものとする。

第27節 保健活動・精神保健

災害により被害を受けている住民を対象に、県及び関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や個別ケースの心身両面からの保健指導を実施する。また、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持、増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

1 保健活動

保健師等を中心とした健康活動チームを編成する。さらに、災害の程度により必要と認めるときは、保健所、県の協力を得て健康活動チームを編成し、被災者の健康管理活動を行う。

○ 保健活動チームの編成

- 避難所巡回保健チーム（医師1、保健師2）
- 精神科チーム（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- 歯科チーム（歯科医師、歯科衛生士）
- リハビリチーム（医師、理学・作業療法士、保健師、看護師）
- 栄養チーム（栄養士1～2）
- 臨床心理チーム（臨床心理士1～2）
- 家庭訪問チーム（保健師1～2、ホームヘルパー1～2）
- 仮設住宅訪問チーム（保健師1～2、ホームヘルパー1～2）
- 避難所巡回検診チーム（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

2 活動内容

町は県と連携を取り、保健活動チームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に協同して活動する。

また、町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

- (1) 避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況の把握及び生活環境の整備
 - ア 避難所のトイレ、室内の清潔状態、ごみの整理状態の把握と調整及び指導
 - イ 避難所室内の換気、室温等の状態の把握と調整及び指導
 - ウ 手洗い、消毒、うがい等の清潔行動について状態の把握と指導
 - エ 衣類、寝具による体温調節及び清潔な状態の把握と調整及び指導
 - オ 歯磨、入浴、洗髪の状態の把握と調整及び指導
 - カ 食事の摂取状況の把握と調整及び指導
 - キ 活動状況の把握と調整及び指導
- (2) 避難所における巡回健康相談等の実施
 - ア 避難者個々の健康状態を把握し対処する。
 - イ 症状の出現者及び風邪等、突発的、一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
 - ウ 被災による症状や障害のある患者の観察と疾病管理及び生活指導
 - エ 慢性疾患患者の治療の状況把握と医師、行政職員等の調整及び生活指導と管理
 - オ 寝たきり老人の治療の状況把握と医師、行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - カ 妊婦の生活指導と管理
 - キ 乳幼児の生活指導と管理
 - ク 高齢者の生活指導と管理
 - ケ 難病、身体障がい者の生活指導と管理
 - コ 結核既往者の管理と生活指導
- (3) 訪問指導の実施及び強化
 - ア 結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。
 - イ 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。
- (4) 定例保健事業の実施
- (5) 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

3 精神保健

町地域の精神保健に関する住民のニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急なる確保
 - ア 住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等の促進
 - イ 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等
- (2) 精神科入院病床の確保
入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保
- (3) 24時間精神科救急体制の確保
 - ア 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置

イ 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

(4) 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供

閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開

(5) 被災者の心の傷へのケア

被災に伴う健常者の反応性病状としてPTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポートが必要となる。

ア 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及

イ 心の健康に関する相談体制の充実

(ア) 精神科医、保健師等による常設の相談実施

(イ) 民間の諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備

(ウ) 避難所等への相談所開設

(エ) 仮設住宅、家庭等への巡回相談

ウ 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等の調整

(6) 被災救援に当たる職員、ボランティアの心のケア

不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況の発生には、次のとおり対処する。

ア 民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、臨時相談、診療等

イ 必要があれば、適切なカウンセリング等を実施する。災害時における被災地の防疫は、県計画第3章第28節「防疫・食品衛生活動」に定めるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。

第28節 環境衛生・廃棄物処理

1 実施者

災害時における被災地のごみ、し尿等の収集、運搬、処分は、環境経済班が許可業者等へ要請し、実施するものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみで実施できないときは、県支部保健班に応援の要請をする。

2 清掃班の編成

環境経済班は、清掃班を、ごみ収集班と、し尿収集班に区分して編成し、清掃班を構成する人員、資機材等は次の基準によるが、災害の程度、規模、状況に応じて、班員及び資機材の増減を図る。

区	分	ごみ収集班	し尿収集班
班 員	班長	1人	1人
	運転手	6人	6人
	作業員	10人	6人
作 業 器 具	スコップ	10個	—
	クサミ	10個	—
	トラクターショベル等	随時	—

車	ダンプカー（４t）	５台	—
	特殊車	１台	—
両	バキュームカー		1.8kl ５台
			9.0kl １台

- (注) 1 班長には、環境経済対策部の職員をもって充てる。
2 作業員は、環境経済対策部の職員及び奉仕団員又は人夫を雇い上げる。
3 車両等は、町本部所属で不足するときは、民間から借上げるものとする。
なお、洪水による浸水地域（床上2,000世帯、床下500世帯）の被災者約1万人を対象とした清掃班の所要数は、おおむね次のとおりである。

(1) ごみ収集班

- 5班 自動車 30台（ダンプ25台、特殊車両5台）
人員 85人（班長5人、運転手30人、作業員50人）
作業機材 スコップ50個、クサミ50個、トラクターショベル等特殊機材（ごみの質、量等により考慮）

(2) し尿収集班

- 2班 バキューム車 12台
人員 26人（班長2人、運転手12人、作業員12人）

3 清掃の方法

清掃は、次の方法により実施する。

(1) ごみ処理

ごみの収集及び処分は、次により実施する。

ア 収集順序

ごみの収集は、環境経済班が被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から順次実施する。

収集順序の決定に当たっては、次の点に留意すること。

- (ア) 洪水時においては、水位の状況を把握し、減水した地域から実施する。
(イ) 被災世帯における屋内清掃状況を考慮する。
(ウ) 感染症発生のおそれのある地域等は、優先する。

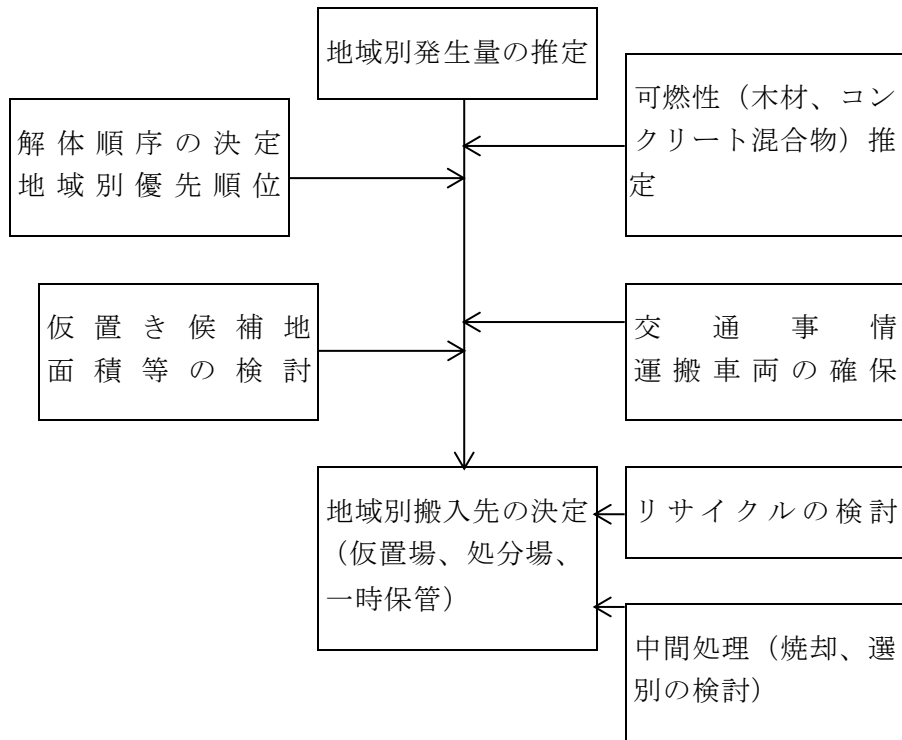
イ 収集方法

- (ア) 各班の収集担当区域については「ア」を考慮し、実施すること。
(イ) 分別収集の方法等について被災地域の住民に周知徹底すること。

ウ ごみの処分

- (ア) ごみの処分方法、処分場所等については、十分検討するものとする。
(イ) 収集したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は、焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、適切な処分方法により行うものとする。
(ウ) 災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。
(エ) フロン類使用機器の廃棄処分に当たっては、フロン類の適切な回収・処理を行う。

災害廃棄物の処理計画フロー



(2) し尿処理

ア し尿の収集

し尿のくみ取り収集は、委託業者によって行うが収集の順序は、環境経済班が被災地の状況を考慮して、緊急くみ取りを要する地域から順次実施する。くみ取り順次の決定に当たってはごみ収集の順序決定に当たっての留意点を考慮するものとする。

イ し尿の処分

し尿の処分は、原則として岐阜羽島衛生施設組合で処分するものとする。

(3) 災害廃棄物

ア 災害廃棄物の発生への備え

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

町は、「災害廃棄物処理計画」の実行性を確保するために必要となる演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図るものとする。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

イ 災害廃棄物の処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

4 応援等の要請

環境経済班は、地域内の被害が激甚であって、清掃の施設等が被害のため清掃の実施ができないときは、本部連絡員室と協議して県支部保健班に応援の要請をするものとする。

5 事務処理

環境経済班は、災害時における清掃等応急対策を完了したときは、次の報告書を県支部保健班を経由して県本部環境部（廃棄物対策班）に4部提出するものとする。

(1) 廃棄物処理施設等被害状況報告（様式は様式集等により定める）

ただし、1施設の復旧事業に要する経費が60万円未満のときは、報告を要しない。

(2) 災害廃棄物処理事業報告（様式は様式集等により定める）

ただし、事業経費が30万円未満のときは、報告を要しない。

6 その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次によるものとする。

(1) 野外便所の仮設

避難所施設等に伴う仮設便所は、原則としてし尿溜めが装備されたもの（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含む。）を利用し、避難人員200人に対して大小便器をそれぞれ2個以上設置する。

なお、緊急やむを得ない場合は、立地条件を考慮し、漏水等により地下水が汚染しないような場所を選定し、同様の数以上建設するものとする。また、閉鎖に当たっては消毒実施後埋没するものとする。

(2) へい獣の処理

犬、猫等の死体処理については、環境経済班で焼却処分する。

7 清掃能力の現況

○ ごみ処理の清掃能力

施設名	所在地	形式	1日処理能力	備考
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713	キルンストーカ炉	604t	
イー・ステージ株式会社	長野県佐久市小田井500	ロータリーキルン炉	90t	
株式会社ミダック	静岡県富士宮市山宮字棚坂3507番20	ロータリーキルン炉・ストーカー炉合併型	108.9t	

○ し尿処理の清掃能力

施設名	所在地	形式	1日処理能力	備考
岐阜羽島衛生施設組合	岐阜市境川5丁目147	改造型脱窒素処理方式	100kl	

第29節 災害義援金品の募集配分

被災者、被災施設その他に関する義援金品の輸送及び配分は、県計画第3章第3.2節「災害義援金品の募集配分」に定めるほか、次によるものとする。

1 募集配分機関

町地域における義援金品の募集及び配分は、福祉子ども班が中心となり、おおむね次の機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。特殊な災害等による募集配分については、関係のある機関が単独あるいは共同して行うものとする。

- 日本赤十字社岐阜支部笠松分区（義援金のみ取り扱う）
- 町社会福祉協議会
- 町民生委員協議会
- 町町内会連合会

2 募集配分会議

義援金品を募集し、配分しようとするときは、福祉子ども班は、募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集配分委員会（以下「配分委員会」という。）」を開催し、次の事項を決定するものとする。

- (1) 参加団体
- (2) 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
- (3) 募集の種別（金銭募集、物品募集の別）
- (4) 集積、輸送の場所、方法及び期間等
- (5) その他必要事項

3 配分

(1) 配分委員会は、災害義援金品の配分を決定するに当たり、おおむね次の基準によって行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に添って効率的な配分を個々について検討して行うものとする。

ア 一般家庭用物資

- 全失世帯 1
- 半失世帯 1 / 2
- 床上浸水世帯 1 / 3

イ 無指定金銭

- 死者（行方不明で死亡と認められる者を含む） 1
- 重傷で障害が相当残る程度の者 1 / 2
- その他重傷者 1 / 3
- 全失世帯 1
- 半失世帯 1 / 2
- 床上浸水世帯 1 / 3

(注) 1 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半失世帯の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができるものとする。

(2) 福祉子ども班が、災害義援金物資を被災者に配分する場合前記(1)のアに定める基準を参考にして行うものとするが、民生委員その他関係者の意見を聴き、実情に即した配分をするものとする。

(3) 災害義援金の配分に当たっては、配分委員会の定める方法により、福祉子ども班が行うものとする。

4 配分の時期

配分は、その都度できる限り速やかに行うものとするが、義援金品が少量、少額等で世帯別配分が不可能な場合又は輸送あるいは労働力等の問題で経費を浪費すると考えられるような場合においては、一定量に達したときに行う等、配分の時期については十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするよう常に配意して扱うものとする。

5 費用

災害義援金品の輸送及び配分に要する経費の負担が不可能な場合は、義援金の一部をこの経費に充当できるものとするが、経費の証拠記録は、整備保管しておくものとする。

6 その他

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理するものとする。

(1) 金銭の管理

現金は、会計班において保管管理するとともに現金出納簿(様式は様式集等により定める)を備え付け、出納の状況を記録し、経理するものとする。なお、現金に伴う利息等は、義援金に含めて扱うものとする。

(2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、義援金品受払簿（様式は様式集等により定める）を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録するものとする。

- 義援金品拋出者名簿（様式は様式集等により定める）
- 義援金品引継書（様式は様式集等により定める）
- 義援金品受領書（様式は様式集等により定める）
- 現金出納簿（様式は様式集等により定める）
- 義援金品受払簿（様式は様式集等により定める）

第30節 家庭動物の救援

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

1 実施内容

(1) 被災地域における動物の保護

町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保等

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第31節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

1 実施内容

(1) 広報

町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

(2) 応急対策

町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第32節 産業応急対策

第1項 商工業の応急対策

災害時における商工業の応急対策は、次によるものとする。

1 物価安定計画

環境経済班は、災害発生に伴い物価が高騰し、又は高騰が予想されるときは、速やかに商工会等と協力して、消費物価の安定を図るものとする。

2 災害融資計画

被災商工業者の早期復興を図るため、環境経済班は政府関係金融機関及び民間金融機関に対し、災害融資についての連絡を行うものとする。

3 復旧資材等の調達

復旧資材の確保斡旋について取扱業者から要請のあった場合並びに災害の状況から緊急に調達を必要と認めた場合は、環境経済班は町内で確保し、適当な業者等にその協力方を斡旋するものとする。なお、町内において確保ができない場合あるいは不足する場合は、県支部総務班に確保斡旋の要請をするものとする。

4 燃料の供給計画

環境経済班は、被災地に燃料の供給を必要とするときは、取扱業者（組合）にその旨を連絡し、斡旋するものとする。

第2項 農作物の応急対策

災害時における農作物、畜産、干害対策等は、次によるものとする。

1 代作用種子の確保

災害時において代作用種子が不足し確保できないときは、町本部環境経済班は県支部農林班（農務担当）に確保斡旋の要請をするものとする。

- (1) 水陸稲、麦類、雑穀、肥料作物等（県本部農産園芸班）
- (2) 園芸作物、工芸作物、いも類、豆類等（県本部農産園芸班）

2 病虫害防除対策

災害時における病虫害の防除対策は、次によるものとする。

(1) 病虫害防除の実施

浸冠水等の災害時に発生が懸念される病虫害については、環境経済班は、各農事改良組合、農業協同組合、農業共済組合等と協力して防除班を編制し、集中的な協同防除の実施を指導徹底するものとする。

(2) 農薬の確保

災害時に農薬が不足し、確保できないときは、環境経済班は、県支部病虫害防除班に確保斡旋の要請をするものとする。

(3) 防除器具対策

防除器具は、農業協同組合等が所有するものを必要に応じ、これを使用するよう措置するものとする。

なお、災害規模の大きい場合は、県・町本部の指示を受けヘリコプターによる防除を実施するものとする。

3 肥料の確保

災害のため必要な肥料等が確保できないときは、環境経済班は、県支部農林商工班（農務担当）に確保斡旋の要請をするものとする。

4 畜産対策

災害時における家畜・その他、畜産にかかる応急的な対策で、環境経済班において実施ができないときは、県支部農林班（畜産担当）にその対策について要請するものとする。

5 干害応急対策

干害に伴う農地等の応急対策は、次によるものとする。

(1) 干ばつ被害報告（様式は様式集等により定める）

水田、一般畑及び、果樹園については、干ばつ被害が発生したときは、町本部は、農政部災害情報に係る様式により県支部農林班に提出する。

(2) 利水調査

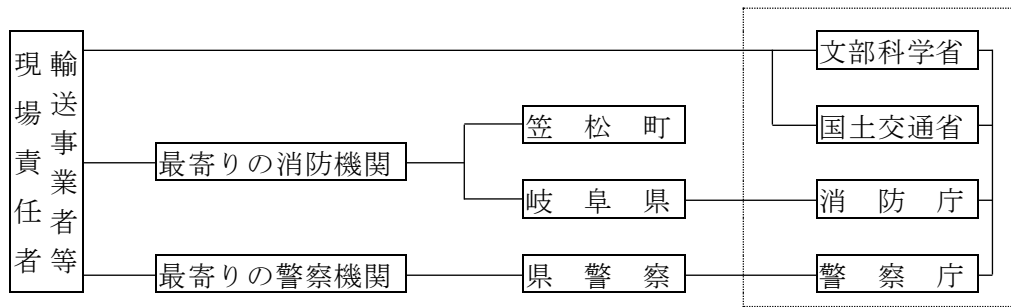
干ばつに対する利水調査、その他応急対策については現地の条件によって一定できないが、必要に応じて、県支部農林班（農業農村整備担当）に要請するものとする。

第33節 放射性物質事故応急対策

放射性物質輸送中に事故が発生した場合、又は近県の原子力事業所において異常な事象が発生した場合、関係機関は速やかに必要な応急対策を実施するものとする。

1 連絡通報体制

放射性物質輸送中に、事故が発生した場合の情報伝達系統は次による。



2 応急対策

(1) 放射性物質取扱事業者等の対応

ア 火災等による放射性物質の漏えい、緊急時は消防機関・警察等へ連絡する。

イ 放射性物質の汚染の防止及び拡大防止の応急措置を実施する。

(2) 消防機関の対応

事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を県防災課に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施するものとする。

第34節 危険物施設等の応急対策

危険物施設、高圧ガス（都市ガスを除く。）施設、放射性物質保管施設、火薬類保管施設及び毒物劇物保管施設の設置者又は管理者は、火災、爆発、漏えい等による災害（以下「危険物災害」という。）が発生した場合、自ら定める計画によるもののほか、次により、災害応急対策に当たるものとする。

1 災害の拡大防止

危険物災害が発生した場合には、次の事項に重点をおいてその拡大防止に努めるものとする。

(1) 危険物の流失等により災害の発生するおそれがある場合は、速やかに拡散防止等の応急措置を講ずること。

(2) 混触発火等による火災の発生防止と初期消火に努めること。

(3) 危険物災害の拡大又は近隣火災の拡大による誘爆等の阻止活動を実施すること。

(4) 施設の破壊等による放射性物質の露出、流出等による汚染の拡大防止措置を講ずること。

(5) 毒劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生防止又は除毒防止措置を講ずること。

2 通報及び避難

危険物災害及び二次的災害により人命に危険を及ぼすおそれがある場合には、次の事項に留意して対処するものとする。

(1) 危険物災害の発生又は発生するおそれがある場合は、町長（消防長）及び警察官に通報するものとする。

- (2) 施設の周辺住民の避難誘導、警戒区域等の設定と併せて危険調査を行うこと。
- (3) 避難の周知徹底を図るため、災害広報活動を積極的に行うこと。

3 緊急措置等

県知事、町長又は消防長、警察官は、危険物災害の発生及び拡大の防止を図るため、被災施設の設置者又は管理者に対し、法令又は条例に基づき、危険物の製造、貯蔵又は移動の制限等の緊急措置命令を発するものとする。

なお、災害対策の実施に当たっては、その実施状況並びに被災写真などを保存し、安全管理の資料とするものとする。

第35節 公共施設の応急対策

公共施設は、災害発生後において、避難、医療、給食等住民の生命の安全を守り、災害復旧の際の中核として、重大な役割をもっている。すなわち公共施設への被害は、災害時における避難、救助活動等に大きな影響があり得るので、公共施設についての応急対策を速やかに行えるよう努めるものとする。

1 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設の平常時における実質上の管理者が行うものとする。

2 被害の防止

応急対策実施責任者は、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため施設の巡視、補修、補強その他必要な措置を執るものとする。

3 応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的事業に重大な支障が生じ、又はそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等適宜の措置を執るものとする。

4 対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 応急対策実施の状況を所管の長に報告するとともに、予算措置を要する対策にあつては、関係各部に連絡、協議して行う。
- (2) 被災施設の応急復旧又は取除きに当たっては、その被害状況を撮影し、被災状況記録（写真）として保存しておくこと。

5 施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため、施設ごとに応急対策に関する実施の要領を定めておくものとする。

実施要領の作成に当たっては、特に次の点を明示するものとする。

- (1) 実施者又は実施の組織
- (2) 対策実施の方法

- (3) 被害防止上特に重点を置くべき箇所等
- (4) 応急措置用資機材等の整備点検
- (5) その他施設条件に伴う必要な事項

第36節 ライフライン施設の応急対策

災害時の町地域における電力、通信、都市ガス、鉄道等の公共的施設に関する応急対策は、県計画第3章第35節「ライフライン施設の応急対策」に定める計画のほか、次によるものとする。

1 電力施設の応急対策

災害時の町地域における電力に関する応急対策は、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力パワーグリッド」という。）の定める防災業務計画によるほか、次によるものとする。

(1) 電力供給機関及び区域

町地域における電力供給会社は、中部電力パワーグリッドであり、その区域は、町全地域である。

(2) 電気施設異常発見時の通報

漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や、電柱の倒壊等を発見した者（機関）は、速やかに中部電力パワーグリッド各務原営業所又は岐阜営業所に連絡するものとする。

(3) 災害時における電気の保安

中部電力パワーグリッドは、災害時における電気の保安を図るため、次の措置を執るものとする。なお、危険な場所には標識、標灯を掲げる等人的危害の防止に当たるものとする。

ア 火災時の措置

中部電力パワーグリッドは、火災の発生を承知したときは直ちに職員を現場に派遣し、火災又は注水により危険があると認められた場合及び消防職員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電する等安全措置を講ずる。

イ 非常災害の措置

中部電力パワーグリッドは、強風、大雨、水害等非常災害時においては、民心の安定、重要機関への送電確保のため、極力送電を維持するものとする。ただし、冠水等で危険と認めた場合は、当該範囲の送電を停止するものとする。

(4) 被害報告

中部電力パワーグリッドは、町地域の電力関係に災害による被害が発生したときは、速やかに被害状況を町本部に報告するものとする。

(5) 応急復旧

中部電力パワーグリッドは、被災施設の早期復旧に当たるものとするが、復旧に当たっては、民心の安定と社会、経済上の必要度を勘案し、その度合いの高いものから優先して復旧するものとする。優先して復旧する需要施設は、おおむね次のとおりであるが、防災機関において特に早期供給を必要とする施設があるときは、最

寄りの事業所にその旨要請するものとする。

○ 優先して復旧施設

主要病院、主要官庁、警察署、消防署、報道機関、上下水道、ガス、避難所等

(6) 災害時の広報

電力施設の復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項は、関係の防災機関に通知するとともに、住民に対しては、新聞、ラジオ、テレビを利用し、あるいはポスター、チラシ類の配布、サービスカーによる巡回放送等によりその徹底に努めるものとする。

2 通信施設の応急対策

災害時の町地域における通信施設に関する応急対策は、N T T西日本株式会社（以下「N T T西日本」という。）の定める防災業務計画によるもののほか、次によるものとする。

(1) 緊急臨時電話の架設

町本部長は、現地本部を設置したとき又は被災地の通信確保のため必要があると認めるときは、N T T西日本岐阜支店長（以下「支店長」という。）に対して、緊急臨時電話の架設を文書（様式はN T T西日本指定のものとする）により要請するものとするが、事前に文書の提出ができないときは、口頭で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、設置及び通話に要する費用は、町本部において負担するものとする。

（要請先N T T西日本岐阜支店災害対策室 電話番号・214-8417）

(2) 被害報告

支店長は、町地域の公衆電気通信設備に災害による被害が発生したときは、速やかに被害状況を町本部に報告するものとする。

(3) 応急復旧

被災した通信施設の応急復旧は、支店長の定める復旧計画によるものとするが、その復旧に当たっては、災害対策機関の緊急連絡通信の確保を優先して行い、地域の災害対策に努めるものとする。

町本部長は、被災地に孤立地域及び特に通信確保を必要とする施設等があるときは、早期復旧についてその旨を支店長に要請するものとする。

3 都市ガス施設の応急対策

(1) 施設及び供給区域の状況

町地域の都市ガス供給会社は、東邦ガスネットワーク株式会社（以下「東邦ガスネットワーク」という。）であり、町地域の一部に供給している。

(2) ガス漏れ等の発見時の通報

ガス漏れ等ガスによる災害の危険な状態を発見した者（機関）は、速やかに東邦ガスネットワークに連絡するものとする。

(3) 予防対策

東邦ガスネットワークは、災害時におけるガスによる二次的な災害の発生を防止するとともにガスの円滑な供給を継続できるようにするため、次の対策を講じておくものとする。

ア ガス施設は、建設、補修時において予想される台風、大火災、浸水等の災害を考慮し、これに対処し得る措置を講じておくものとする。

イ 災害による施設破損を最小限に止めるため、台風等の予知し得る災害の場合は、主要供給路線の巡回点検を行い、事前に保安の処置を行っておくものとする。

(4) 要員の確保

東邦ガスネットワークは、災害時における応急対策要員を確保するため、平素から関連企業を含めた非常呼出し制度を確立し、災害発生の場合には、第一次的には、これらの要員によって対処し、さらに応援を必要とする場合は、同業他社より相互に応援するものとする。

(5) 災害時におけるガス施設の保安処置

災害発生及びその状況をできる限り速やかに収集するように努めるとともに主要供給路線、橋梁架管、整圧器を巡回点検する。また、事情の許す限り導管内の圧力を低下させるとともに需要者に対しても不要時には、ガス栓を閉止しておくようラジオ、テレビ等による放送並びにサービスカーによる巡回放送等により事故防止に努めるものとする。

(6) 電源の確保

保安上必要な予備電源装置を設置し、平素より点検修理を行って災害時に支障のないようにしておくものとする。なお、災害時の受渡に伴う諸措置について中部電力パワーグリッドと打ち合わせておくものとする。

(7) 資機材の確保

ガス管その他応急工事用の資材及び機材は、平素より必要最小限の数量を災害時にも出荷可能な場所に確保しておくものとする。なお、不足する場合には同業他社より相互に融通するものとする。

(8) 災害時における応急工事

応急工事の第一段階としては、災害によるガス施設の破損によって生じた漏えい事故の修理に当たり、中毒及び引火爆発事故の防止に努めるものとする。応急工事の第二段階としては、供給不良ないし不能となった地域への供給再開工事を行うが、その復旧順序は、公共的機関を第一とし、次いで災害地の民生の安定に関係の深い施設より順次復旧するものとする。

(9) 災害時の広報

ガス施設の復旧状況及びガス事故防止に関する必要事項は、関係の防災機関に通知するとともに、住民に対しては新聞、ラジオ等を利用し、関係機関の協力を得てその徹底に当たるものとする。

(10) 関係機関相互の連絡調整

ガス供給機関における復旧活動その他対策の円滑な推進を図るため必要があるときは、関係機関と相互に密接な連絡を取り、その協力を得て実施するものとする。

第37節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生による鉄道災害に対する

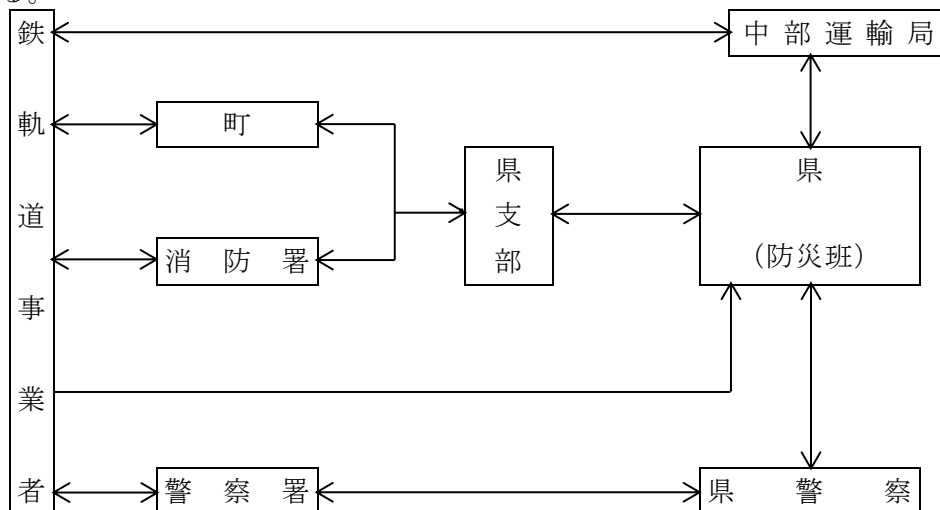
必要な措置を講ずるものとする。

1 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、県、町、警察等が情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。



(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 鉄軌道事業者は、県、町等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

町の通信手段は、第3章第7節「通信の確保」に準ずるものとする。

2 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の活動体制

ア 鉄軌道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずるものとする。

イ 鉄軌道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 町の活動体制

町は、発災後速やかに鉄軌道事業者の被害状況等の連絡により、必要に応じ第3章第1節「活動体制」に準じて、情報収集、連絡体制の確立及び対策本部設置等の必要な体制をとるものとする。ただし、町長は、災害の規模、状況により特定の部班に対してのみ指示するものとする。

(3) 応援体制

町独自では、十分な応急活動ができない場合は、県に応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 鉄軌道事業者、防災関係機関による救助・救急活動

(ア) 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県に応援を要請するものとする。

(イ) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ 町は、民間医療機関に対し医療班の派遣を要請するものとし、必要に応じ県に医療救護班を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 消火活動

ア 羽島郡広域連合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 鉄軌道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保

ア 警察機関は、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 警察機関は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

ウ 交通規制に当たって、警察機関及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

(2) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、代替交通手段の確保に努めるものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 町及び関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、

安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ 町及び関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うものとする。

第38節 道路災害対策

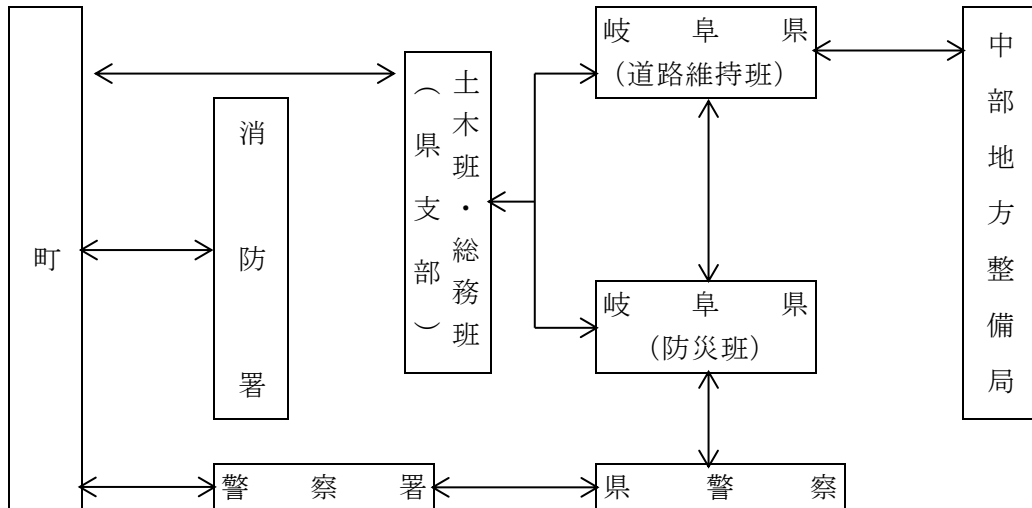
道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対応を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

1 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

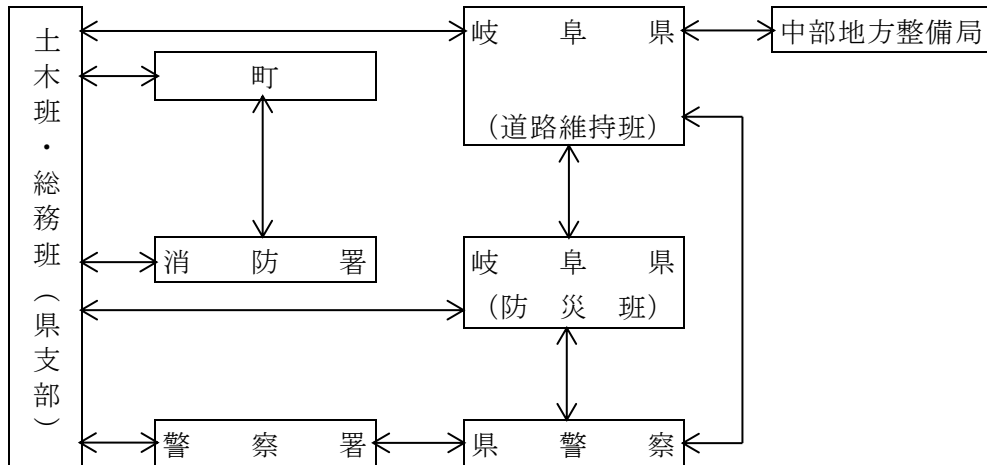
(1) 災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

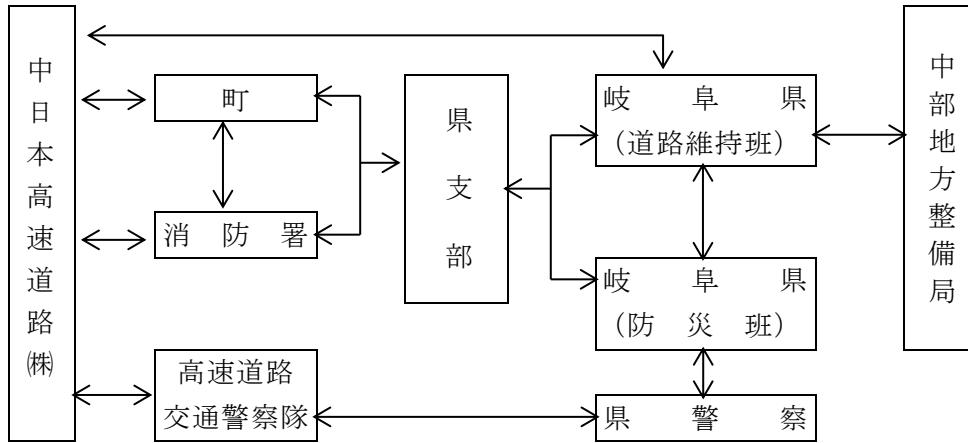
ア 町の管理する道路



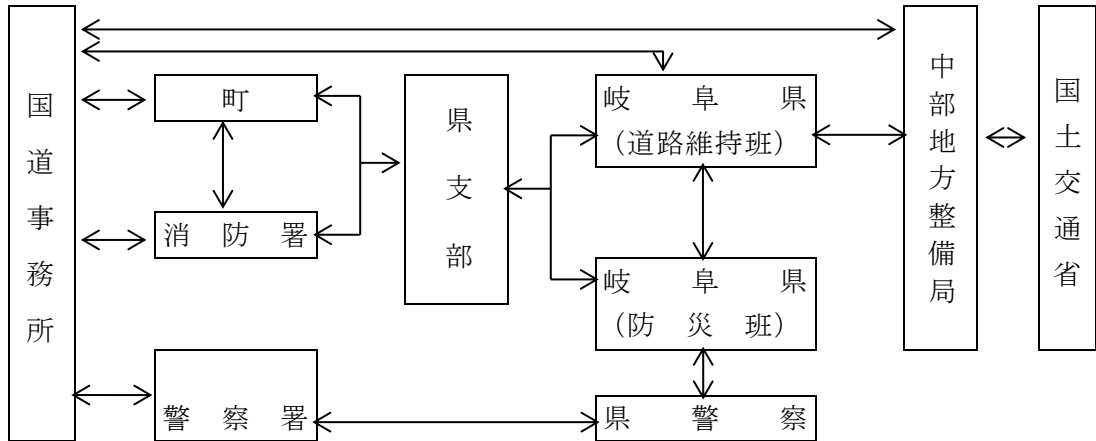
イ 県の管理する道路



ウ 中日本高速道路（株）の管理する道路



エ 国の管理する道路



(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 道路管理者は、関係機関に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

町は、災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 道路管理者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 町の活動体制

町は、発災後速やかに道路管理者等の連絡により、必要に応じ第3章第1節「活動体制」に準じて、情報収集体制の確立及び町対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。ただし、町長は、災害の規模、状況により、特定の部班に対してのみ指示するものとする。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(4) 応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合は、県に応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 道路管理者等、防災関係機関による救助・救急活動

(ア) 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

(イ) 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ 町は、医療班を派遣するとともに、必要に応じて、県に医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 消火活動

ア 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

イ 羽島郡広域連合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

ア 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両

感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
イ 警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

ウ 交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町及び警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(3) 警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 町及び関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否確認、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、道路規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ 町及び関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

災害により被害を受けた公共施設の復旧、被災産業の復興あるいは民生安定のための諸対策等復旧は男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

1 災害復旧のための被害報告

災害復旧のため必要な産業及び施設の被害の調査及び報告は、県計画第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」の定めるところによるものとする。なお、被害状況調査の実施者等は、第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」の被害速報の定めるところによるものとする。

2 住宅復興に関する計画

被災者の住宅対策は、県計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところによるものとする。

3 公共施設の復旧計画

被災した土木、農業その他公共施設等の災害復旧は、各被災施設の原形復旧に併わせ、再度被害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行い、被害の原因、状況その他の条件を十分に検討し、実情に即した復旧計画を樹立するものとする。

4 事業資金等融資計画

被災時における公的事業資金の融資は、県計画第4章第5節「被災中小企業の振興」に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 融資相談所の開設

災害による被災産業復興等のため、事業資金の融資を希望するものが多数あるときは、町本部関係各部は、相互に連絡を取って、商工会、農業協同組合及び金融機関と協議し、協同して融資相談所を開設し、適当な資金の斡旋について相談に応ずるとともに、希望の取りまとめを行うものとする。

(2) 融資希望者の報告

融資希望者の取りまとめを行ったときは、町本部関係各部は、県計画の定めるところに従って融資希望状況の報告をするものとする。

第2節 被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のため

の仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 生活相談

企画班は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

2 被災者台帳の作成

被害状況の確定調査を完了し、各世帯の被害状況が判明したときは、住民班は速やかに「被災者台帳」（様式は様式集等により定める）を作成するものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- (1) 被災者台帳が災害時の混乱等により作成が遅れる場合においては「被害状況調査表」（様式は様式集等により定める）又は「救助用物資割当台帳」（様式は様式集等により定める）をもって一時代用するものとする。
- (2) 作成に当たっては「被害状況調査表」に基づくほか、住民登録、食料配給事務所等の係と連絡し、正確を期するものとする。
- (3) 「被災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備保管しておくものとする。

3 罹災証明書の発行

住民班は、被災世帯に対して「罹災証明書」（様式は様式集等により定める）を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により前記様式による証明書の交付ができないときは、とりあえず「仮罹災証明書」（様式は様式集等により定める）を作成交付する措置を執り、後日速やかに「罹災証明書」と取り替えるものとする。

本証明の発行に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 本証明書の交付は、被災者にとっては本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるものであるから、慎重を期すものとする。
- (2) 本証明書は、被災者台帳と照合し、発行に当たっては、契印を行う等発行の事実を判然とし、重複発行、（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留意するものとする。
- (3) 本証明書は、救助用物資支給前に交付し、物資の給与等に当たっては、その提示を求めるようにするものとする。
- (4) 被災者旅行証明書

住民班は、住家に被害を受けたため現住所に居住することができず一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、「被災者旅行証明書（様式は様式集等により定める）」を作成し、交付するものとする。

4 被災者への生活再建等の支援

町本部における災害援護資金等の融資希望世帯の調査（選考）取りまとめは、福祉子ども班が民生委員等の協力を得て行うものとする。

(1) 資金の種別

災害により被害を受けた生活困窮世帯に対する資金の種別は、次のとおりである。

- ア 災害援護資金
- イ 生活福祉資金の災害援護資金
- ウ 母子福祉資金
- エ 寡婦福祉資金
- オ その他一般資金

(2) 災害援護資金

各資金別の貸付その他の条件等の概略は、次表のとおりである。

区 分	災 害 援 護 資 金	生 活 福 祉 資 金 (災害援護資金)	母 子 福 祉 資 金 寡 婦 福 祉 資 金
対 象 者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	被災低所得世帯	被災母子世帯 被災寡婦世帯
貸付世帯数	特 別 制 限 な し	特 別 制 限 な し	特 別 制 限 な し
資 金 種 別	特 に な し	事業住宅等資金	住 宅 資 金
貸付限度額	町災害弔慰金の支給等に関する条例第13条による	150万円ただし住宅資金との重複貸付は400万円	住宅（全壊）200万円
償還期間	10年	7年	7年
償還方法	年賦等	月賦	月賦
貸付金利	年1.5%	年1.5%	年1.0%

(3) 融資希望世帯の調査

福祉子ども班は、民生委員等の協力を得て各制度の条件を被災者に説明し、その徹底を図るとともに融資希望者の相談に応じ適当な資金の選択について指導を行い、災害発生後5日以内に資金別融資希望の取りまとめを行うものとする。

ただし、災害救助法による援護資金は、他の救助と異なり、県支部総務班から指示があったときに限りその希望を取りまとめるものとする。

(4) 対象者の選考

災害救助法による援護資金の希望を取りまとめたときは、福祉子ども班は、災害発生後7日以内に選考順位を決定する。なお、決定に当たっては、社会福祉協議会及び町内会長の意見を聞く等慎重を期するものとする。

(5) 融資希望世帯の報告

福祉子ども班は、融資希望の取りまとめ及び援護資金についての選考順位を決定したときは、県支部総務班に災害発生後10日以内に報告するものとする。

5 生活保護法の適用

福祉子ども班は、災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要が生じた

ときは、民生委員と連絡を密にし、速やかに保護の要否を決定するものとする。なお、保護の決定に当たっては、特に災害救助法による救助実施期間及び程度、内容との関係に十分留意するものとする。

6 被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後14日以内）を待って平常医療制度に移行されるものである。

したがって、災害によって被保険者証を紛失し、又は使用不能となった者に対しては、町本部住民班その他関係機関は、とりあえず医療機関と連絡を取り、被保険者証の提示がなくとも給付ができるように努めるとともに、できる限り速やかに被保険者証の再交付をするものとする。

7 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって、死亡した者の遺族に対し500万円を限度額とし災害弔慰金を、また、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し250万円を限度とし災害障害見舞金を支給する。

8 被災者生活再建支援金の支給

一定規模以上の自然災害発生時に市町村単位で適用される国の被災者生活再建支援制度を補完するとともに、局地的災害による被災者を支援するため、自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたときは、町は支援金支給のための事務を迅速に行うものとする。

町は、県の支援金の対象となる自然災害を公示し、国土交通省及び被災者生活再建支援基金へ報告等を行う。町は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な罹災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請等の受付をし、県へ書類送付を行う。

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

9 災害ケースマネジメント

町は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。